

第 1 日 3 月 7 日 (木曜日) 本 会 議

第 2 日 3 月 8 日 (金曜日) 本 会 議

第 5 日 3月11日 (月曜日) 本 会 議

第 6 日 3月12日 (火曜日) 本 会 議

平成 25 年
第 2 回定例会 横 瀬 町 議 会 会 議 録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

3 月 7 日 (木)

- 開 会 5
- 開 議 5
- 町長あいさつ 5
- 議事日程の報告 6
- 会議録署名議員の指名 6
- 会期の決定 6
- 諸般の報告 7
- 一般質問 16
 - 3 番 内 藤 純 夫 議員 16
 - 4 番 大 野 伸 恵 議員 25
 - 10 番 小 泉 初 男 議員 36
 - 6 番 赤 岩 森 夫 議員 47
 - 5 番 若 林 想 一 郎 議員 52
 - 1 番 富 田 能 成 議員 61
- 散 会 66



3 月 8 日 (金)

- 開 議 70
- 議事日程の報告 70
- 議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 70
 - ・ 議案第 8 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 73
 - ・ 議案第 9 号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決 76

<ul style="list-style-type: none"> ・議案第10号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 	
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第11号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 	
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第12号 横瀬町が管理する町道の構造等の基準を定める条例 	
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第13号 横瀬町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 	
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第14号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 	
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第15号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例 	
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第16号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例 	
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第17号 横瀬町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 	
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第18号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について 	
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第19号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について 	
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第20号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第5号） 	
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第21号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 	
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第22号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第 	

4号)

- 議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決……………108
 - ・議案第23号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決……………109
 - ・議案第24号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決……………112
 - ・議案第25号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第4号)
- 散 会……………114



- 3月9日(土) ○休 会
- 3月10日(日) ○休 会



- 3月11日(月) ○開 議……………117
- 議事日程の報告……………117
- 議案第26号～議案第31号の上程、説明……………117
 - ・議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算
 - ・議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算
 - ・議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算
 - ・議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算
 - ・議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算
- 施政方針に対する質疑……………122
- 議案第26号～議案第31号の説明……………122
- 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷……………122
- 延 会……………123



- 3月12日(火) ○開 議……………127
- 議事日程の報告……………127

○議案第26号～議案第31号の質疑、討論、採決	127
・議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算	
・議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
・議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算	
・議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算	
・議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算	
○答弁の補足	149
○町長あいさつ	177
○議案第32号の上程、説明、質疑、採決	178
・議案第32号 横瀬町副町長の選任について	
○議案第33号の上程、説明、質疑、採決	179
・議案第33号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○閉会中の継続審査の申し出	179
○閉 会	180

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第13号

平成25年第2回横瀬町議会定例会を、平成25年3月7日横瀬町役場に招集する。

平成25年2月28日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成25年第2回横瀬町議会定例会 第1日

平成25年3月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

10 番 小 泉 初 男 議員

6 番 赤 岩 森 夫 議員

5 番 若 林 想一郎 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
木崎泰明	参事兼 まち 経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林スミ子議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。平成25年3月議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ようやく寒さも緩んで、日増しに春らしくなってきましたが、まだまだ寒さが続いております。議員の皆様方には、大変お忙しい中、本定例会にご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年度も間もなく終了いたします。1年を振り返ってみますと、岩手県からの木くず受け入れについて、町民の安全安心の確保を第一に考え、実証試験、住民説明会の開催などさまざまな対応に迫られた年でありました。その結果、木くず処理の安全性を確保し、昨年9月6日から受け入れを開始し、受け入れ後は監視体制を確保しながら、12月25日まで着実に木くず処理を進めてまいりました。このことは、被災地域の復旧、復興支援に役立ったものと考えます。

さて、平成24年度の当町の主要施策事業につきましては、厳しい財政状況の中、財政の健全化に努め、議員各位のご協力をいただき、順調に推進をさせていただきました。現在実施しております工事の進捗状況についてご報告させていただきます。町道9号線改修工事、町道110号線局部改良工事等、建設課の工事及び上水道の配水管布設工事、下水道の汚水支線工事等、上下水道課の工事も順調に進捗しております。また、防犯灯LED化更新事業につきましても順調に進捗しており、各工事工期内竣工を目指し、現在取り組んでおりますので、ご報告させていただきます。

次に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の制定5件、条例の一部改正5件、埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更等2件、平成24年度一般会計補正予算案を初め各特別会計補正予算案6件、平成25年度一般会計当初予算案を初め各特別会計当初予算案6件、人事案件2件であります。ご審議の上、全議案ともご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります、議会定例会開催に当たってのあいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして、新年度予算上程の際申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 以上で町長のあいさつを終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○若林スミ子議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

9番 関根 修 議員

7番 町田 勇佐久 議員

6番 赤岩 森夫 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○若林スミ子議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、3番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員長の内藤でございます。議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

2月28日、午後2時より、301会議室におきまして、委員全員、事務局長、書記の出席で議会運営委員会を開催し、日程及び会期について審議いたしました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は3月7日から3月12日までの6日間とし、会議規則第9条第1項の規定により、9日、10日は休会といたします。また、新年度予算、議案第26号から第31号までを一括上程し、審議することといたします。

円滑に議会の運営がなされますようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日7日から12日までの6日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日7日から12日までの6日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○若林スミ子議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、平成24年第5回定例会において可決されました「埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書」につきましては、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に提出しておきましたので、ご了承いただきたいと思えます。

同じく第5回定例会において可決されました「横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、議長により平成24年12月13日に横瀬町役場前掲示場に掲示し、公布いたしましたので、ご了承願います。

同じく第5回定例会において可決されました「横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、町長により平成24年12月13日に横瀬町役場前掲示場に掲示し、公布いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成24年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が平成25年2月21日付で提出されています。この件につきましては、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、平成24年第5回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、平成24年12月、平成25年1月及び2月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されています。この報告について、監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より指名をいただきましたので、実施済みであります直近3カ月分の例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

内容につきましては、平成24年12月19日、平成25年1月23日及び2月19日に地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき実施、報告したものでございます。

検査対象は、平成24年度一般会計及び国民健康保険を含めた4つの特別会計並びに水道事業会計にかか

わる歳入歳出現金出納状況であります。検査概況につきましても、従前同様に実施をいたしました。

結果でございますが、検査期日現在の収支現在高は資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘、気づき事項につきましては、都度その過程において触れておきましたので、ここでは省略をさせていただきます。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成25年1月31日現在の一般会計等にかかわる現金預金残高は5億5,287万939円であります。また、水道事業会計では2億7,160万5,690円であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○若林スミ子議長 代表監査委員の例月出納検査説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。議長より指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の審査の概要についてご報告いたします。

開催日は、去る2月25日、月曜日、午後2時より開催いたしました。出席者は、委員5名、執行部11名、事務局2名でございます。

審査事件は、1、所管事務調査、保育所の現状について、2、教育委員会報告、教育委員会の自己点検・自己評価について、3、中学生海外派遣事業について、4、その他でございます。

最初に、町長からあいさつをいただいた後、会議録署名委員を指名し、直ちに会議に入りました。

議題の1は、所管事務調査、保育所の現状についてでございます。保育所長より、保育所の現状について、沿革、児童数、保育料、一時保育等について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。2月1日現在での横瀬町保育所の児童数ですが、定員90名に対し、72名の保育をしております。参考ですが、管外委託児童は29名とのことです。

質疑では、待機児童の確認、過去3年間の事故について、施設の投資及び修繕計画等について質問がありました。回答として、待機児童はなし、過去3年間の事故は特になし、施設の耐震対策として窓ガラスの飛散防止フィルムの施工、修繕として一部クロスの張りかえを考えているとのことです。

本委員会としては、これらの保育所の報告について説明を受けたということでまとめとしました。なお、会議終了後、保育所の施設について現地視察を実施しております。

議題の2は、教育委員会報告、教育委員会の自己点検・自己評価についてです。教育長より、資料に基づき、学校教育、社会教育、社会体育、教育委員会活動に関する自己点検・自己評価について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものであります。項目、評価等の詳細は、お手元に配付されております資料のとおりでございます。

質疑では、保護者対象のいじめアンケートにおける対策について、アンケートの方法について質問がありました。回答として、小学校で32名、中学校で9名より対象の回答が上がってきたが、それぞれ対応し、問題ないことを確認したとのことです。また、アンケートは名前については自由表記であるとのことです。

本委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受けたということでまとめとしました。

次に、議題の3、中学生海外派遣事業についてですが、教育次長より、資料に基づき、中学生海外派遣

事業について、事業実績、効果、課題を踏まえ、事業の検討として平成25年度中学生海外派遣事業実施計画（案）についての報告、説明を受けました。

質疑応答の後、まとめとして、本委員会では、平成25年度中学生海外派遣事業については、計画案を進めることを承認することに決定しました。

議題の4、その他については、各担当課長より3月定例議会提出案件の概要について報告、説明を受けたほか、教育次長より、学校等の空間放射線量及び給食用食材の放射性物質の測定結果、図書館の祭日開館について報告、説明を受けました。

本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これらの報告、説明を聞きおくこととし、まとめとしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○若林スミ子議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成25年2月25日、月曜日、午前10時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部5名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、横瀬町の観光について、2、その他。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に、本日の会議録署名委員を、若林清平委員、小泉初男委員の両名をお願いをいたしました。

審査経過、まとめ。1、所管事務調査、横瀬町の観光について、振興課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

(1)、横瀬町の観光産業の現状。

(2)、観光客の増加への取り組み。①、観光情報の発信、②、遊休施設、遊休地の活用、③、町の強みを生かした事業、④、広域的連携を図る事業。

(3)、今後主に取り組む予定。①、観光案内所の整備、②、観光協会の独立、③、遊休地の活用、④、町の強みを生かした事業、⑤、広域的な連携を図る事業、⑥、観光施設の基本となる情報の収集及び整備。

(4)、観光客向け秩父観光アンケート調査実施（傾向と課題）。

以上について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。

執行部より、横瀬町の観光について説明がありました。当委員会としては、これを報告、説明を受けたということでまとめました。

2、その他について、執行部から3月定例会提出案件の概要について説明を受けました。建設課長より下横瀬橋の改修計画について、上下水道課長より横瀬町特定環境保全公共下水道事業の変更について、各課長より報告をいただきました。

まとめ、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。
以上でございます。

○若林スミ子議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 皆さん、おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会におきましては、前回以降、全員協議会と定例議会が開催されておりますので、順次その概要についてご報告いたします。

まず、全員協議会についてですが、去る2月6日、秩父クリーンセンターにおいて行われました。出席者は、議員1人欠席がおりまして、議員15名、あと消防本部及び組合事務局です。

議事内容は、議題1として、地方自治法の改正に伴う議会関係条例等の改正についてでございます。昨年の地方自治法の改正に伴い、組合議会会議規則並びに委員会条例等の改正案について事務局より提示、説明がございました。これに対して、横瀬町以外の市、町におきましては、来る3月定例議会で改正が予定されておりますので、組合議会といたしましては、その結果を待って、5から6月ごろに改正することとなりました。

議題の2、議会運営について、広域市町村圏組合議会の議員の役職予定についてございまして、これは議長の私のほうから提案し、承認されました。内容は、現在、広域組合議会の議員の役職につきましては7つございます。そして、それぞれ秩父市と郡部で交互に担当し、さらに郡部は昔の議員クラブの名残がまだ残っておりまして、小鹿野町、横瀬町、そして皆野・長瀬町の3区分で輪番制をとっておりますが、これでは皆野、長瀬に不公平が生じていることになっております。ということから、今後は郡部を4町で輪番制の形を取り、不公平をなくすことで4町とも了承いたしました。なお、秩父市と郡部の関係及び任期につきましては、従来どおり交互に、そして任期は2年、これは変わりございません。

次に、諸報告ですが、2件ございます。1件は、新火葬場建設事業について事務局より報告がございました。内容は、新火葬場建設事業に関するプロポーザル方式による業者選定のプロセスについて事務局より報告がございました。これに関しては、業務が、1つが建築設計業務、もう一つが火葬炉設備工事、この2つの事業があるわけです。

そして、プロポーザルで進める手順でございますけれども、まず昨年のうちに両業務にそれぞれ委員会を設置、そして平成12年11月、第1回の委員会を開催、以後、委員会で募集要項等を取りまとめ、平成12年12月19日に募集要項開始の旨の告示あるいはホームページへの掲載、あるいは記者クラブ等への通知、そういったことを行いました。そして、その結果、それぞれ3業者から参加表明がございました。委員会でそれぞれの業者の参加資格の審査を実施したところ、6業者全員が、全社が参加資格があるということが確認されました。そして、ことしの1月29日、全業者に技術提案、これは第2次審査になりますけれども、に進んでもらうべく要請をしてあります。技術提案書の提出期限は、建築設計、これは2月28日、火葬炉設備工事、これは2月22日となっております。

これからは今後のことなのですが、まず業者からプレゼンテーションを受け、そしてそれに対しまして組合側のほうでヒアリングを実施いたします。この日時ですが、建築設計につきましては

今月の18日、月曜日、11時15分から14時45分まで、それから火葬炉設備工事につきましては、今月の21日、13時から15時45分まで、場所はクリーンセンター3階の会議室です。実施方法は、一般公開で行います。傍聴者は、組合構成市、町の住民約40名程度、これは先着順ということでございます。事前申し込みは当然受け付けません。注意事項としては、写真撮影とか録音とか、あるいは質問、発言、拍手、その他意思表示は一切禁止するというようなことでもございました。そして、このプレゼンテーションあるいはヒアリングが終わりましたら、今度は委員会で最終業者を選定し、各委員長から管理者に報告いたします。そして、管理者が決裁後、今月の3月下旬までにはそれぞれの業者を公表すると、今こういうふうな手順でプロポーザル方式が進んでおります。

それから、2つ目ですけれども、秩父消防署西分署建設事業について消防本部の総合調整官から報告がございました。内容は、建設候補地が小鹿野町の三田川中学校の北側約6,300平米、ここに決定したというふうな報告がございました。今月に入りまして、地質調査あるいは設計等の業者が決定したそうです。庁舎は、北分署、これは皆野、長瀬の分署ですけれども、と同規模の木造でございまして、建設工事は平成25、平成26年の2カ年継続事業で、これが竣工いたしますと、秩父郡市内、秩父圏域の統廃合計画が完了いたしまして、形としては1本部1署4分署、この体制が確立することになります。

それから、次にその他ですけれども、これは広域組合議会の議決事項に対するさらなる一般議員の質問についてはどうでしょうかということで私が議員の皆さんに聞きました。内容は、組合の議会というのは、構成の1市4町からそれぞれ代表者が行って、そこで組合議会を構成し、そこで審議が行われるわけですが、その組合議会で議決したことに対して、代表者でない一般議員が組合事務局に直接行って質問することについてはいかがなものかということでも伺いました。結論といたしましては、今後、代表者でない一般の議員の方は、それぞれの市、町の代表の組合議会議員を介して事務局に質問を行うという形でいこうというふうなことが、議会として決定ではありませんけれども、大体そんなふうな意見でコンセンサスが得られたと私は思っております。

誤解しないでいただきたいのは、これはあくまでも広域の組合議会で議決したことに対することであって、それ以外の広域組合として行っている一般の職務、そういったことに対して本人が勉強のために聞きに行くとか、あるいは調査に行くとか、そういったことまでを言っていることではありません。あくまでも組合の議会で議決したことに対してだけです。誤解をなさらないようにしていただきたいと思っております。

それから、次に定例議会についてですけれども、開催は2月13日、秩父クリーンセンターで行われました。このときは、議員全員と管理者、副管理者、それから理事者、監査委員、事務局、消防本部、オールスターキャストで開催がされました。

議事内容ですけれども、最初に議席の指定、これは秩父市で1名の議員が変更があったということで、それに対することです。

それから、次が会議録署名議員の指名、それから会期は当日の1日のみ、諸報告は例月出納検査の結果についてでございます。

それから、次が管理者提出議案の報告がございました。そして、今回から順番を変えて、従来は一般質問は管理者提出の議案審議終了後に行ったのですけれども、今回から議案審議の前に一般質問を行う

ということに変更になりまして、管理者提出議案の報告があった後、一般質問に入りました。一般質問は2人の方がされまして、これは秩父市の福井貴代議員ですけれども、廃棄物収集の業務委託についてということ、そしてもう一人が出浦章恵議員で、2点ございまして、新火葬場建設事業計画についてとごみ収集の現状についての一般質問がございました。

それから、次に管理者提出議案の審議でございますが、議案第1号は、秩父広域市町村圏組合自立支援審査会条例及び秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由は、障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の改正のために、内容は、法律の名前を障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

それから、議案第2号ですが、秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由は、住居手当、時間外勤務手当及び勤務1時間当たりの給与額の算出等について所要の改正を行うためということで、内容は支給条件及び算出方法等の変更に関する事項等で、労働基準法第37条関係でございます。

それから、議案第3号ですけれども、これは工事請負契約の締結についてございまして、提案理由は、秩父消防署南分署、この南分署庁舎建設工事の請負契約締結のためということで、内容は入札結果の概要に関する事項でございます。南分署の契約につきましては、秩父消防署南分署庁舎建設工事（第1期）ということで行われまして、契約の方法は制限つき一般競争入札、契約金額が2億685万円、これは税込みです。それから、契約の相手は株式会社斎藤組と株式会社丸稲工務店の共同企業体です。なお、入札方法について県に確認、問題のない旨の回答があったとのことでございます。

次に、議案第4号ですけれども、平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）でございます。内容は、歳入歳出それぞれ1億52万1,000円を減額し、予算総額を33億9,686万9,000円とするものでございます。

それから、議案第5号は、平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算です。内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,482万2,000円と定めるもので、対前年度15億2,836万6,000円、率にして44.5%の増額となっております。それで、この増額の主な理由は、工事請負費で、前年と比較して全体で15億8,400万円、率にして356%となっております。その内訳は、クリーンセンター基幹的設備改良工事約12億4,200万円、これは592%、それから常備消防の南分署建設及び消防救急デジタル無線整備事業で約3億4,200万円、146%等となっております。なお、広域組合全体における横瀬町の負担額、これはお手元の資料の一番最後のページにつけてございますけれども、負担額は2億2,991万6,000円、これは全体の負担額の9.1%に当たります。対前年度227万7,000円、率にして1%の増額となっております。

それから、議案第6号及び7号は一括上程です。議案第6号は、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第7号は、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてです。内容は、組合組織から久喜地区消防組合等を脱退させること及び組合組織に埼玉西部消防組合等を加入させること並びに組合規約を変更するもので、これはこの後、この議会でもたしか出てくると思います。

以上、審議の結果なのですが、ここで1つ訂正をお願いしたいのです。議案第5号が賛成多数というこ

とで書いてあると思うのですが、議案第2号と第5号が賛成多数で、それ以外の議案は総員賛成で可決いたしました。

以上でございます。

○若林スミ子議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し、質疑がありましたらお受けいたします。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 産業建設常任委員会について質問させていただきます。

いただいた紙の所管事務調査の(3)、今後の主な取り組み予定の中で、①、観光案内所の整備、それから②、観光協会の独立というのがありまして、これはかなり重要な話だと思えますのと、この後の予算審議にかかわるところでもありますので、実際にあった質疑応答の内容について少し詳しく教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 6番、赤岩森夫議員。

[赤岩森夫産業建設常任委員長登壇]

○赤岩森夫産業建設常任委員長 ただいま1番議員さんからのご質問にお答えいたしたいと思えます。

今後の主な取り組み予定のところ、①、観光案内所の整備ということで課長のほうからご説明をいただきました。この観光案内所の整備については若林清平委員からもご質問がございまして、横瀬の観光案内所についてはそのまま置くと、こういうことで、芦ヶ久保の活性化センターの横の直売所を起点とした観光案内所を整備するというようなお話をいただいております。

また、観光協会の独立ということですが、この点については、観光案内所内に立ち上げ、観光協会会員の情報収集や観光発信、また行政が行うことでなじまない点があるということで、この点につきましても、事業の実施や観光客に接する機会が多い観光協会員の新たな発想に基づいて事業の発展をしていくということで観光協会の独立を計画しているということで、考えとしては10月ごろを、この計画を進めていくというようなお話の説明がございました。

以上でございます。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。

質疑のところ、もし主立ったものがあつたら教えていただければと思うのですが。

○若林スミ子議長 6番、赤岩森夫議員。

[赤岩森夫産業建設常任委員長登壇]

○赤岩森夫産業建設常任委員長 1番議員からの質問にお答えいたします。

質疑応答がございました。ただいまお話をしたとおり、①の観光案内所の整備について若林清平委員から質疑がございました。

また、③ですけれども、遊休地の活用ということで大野伸恵委員からご質問をいただきました。この場所は、兎沢の遊休地がございまして、あそこに綿を植栽して観光客に見せるということなのですが、考え方としては、大野伸恵委員のお話は、入り口があるかというようなお話があつたと思えます。そんなことに対して、課長のほうから、その点についてはこれから検討するというようなお話をいただき

ました。

それと、小泉初男委員からも、町の強みを生かした事業ということで、町の木もみじを植栽するについて、糸のような細いようなものを植栽したのでは、我々が生きているうちは見られないというようなお話をいただきました。これについては、なかなか課長も答弁には大変だったと思いますけれども、現状のやり方でやるのではないかと、こんなふうなことでございます。

以上ですけれども、よろしくをお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 何でしょうか、もう一度。

〔何事か言う人あり〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 ちょっと今、1番議員さんからのお話なので、申しわけないですけれども、その後にしてください。

○若林スミ子議長 他にございませんか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、数点教えていただきます。

まず、文教厚生委員のほうなのですけれども、2番、教育委員会報告のところ、アンケートの回答として、小学校32名、中学校9名から回答があり、それぞれ問題ないことを確認したということでお話がありました。その問題ないことをどのように確認したのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

それから、3番の中学生の海外派遣なのですが、質疑応答の後、計画案を進めることを承認したということなのですが、この質疑応答について少しお話を教えていただければと思います。

それから、広域のほうなのですけれども、議題3、諸報告です。1ページ目の議題3、諸報告、新火葬場建設事業についてなのですが、これで、業者からの今後プレゼンテーション及びヒアリングということと説明をいただいたのですが、このヒアリングには広域議会の議員さんたちも一緒の場で行うのか。

そして、委員会が決定して管理者に報告するとありましたが、もし、委員会の決定した業者で管理者もオーケーというふうなシステムになっているのでしょうか。それとも、管理者は管理者で、管理者が考えるものが委員会が報告したのと違った場合には管理者のほうの決定になるのでしょうか。そこのところを教えていただきたいと思います。

あと、これはちょっと私が聞き落としてしまったのですが、2ページの議案3の契約の相手なのですが、株式会社斎藤組と丸稲工務店の共同企業体ということで、何か県に確認したら、問題ないと言われたということだったのですが、県に何を確認したのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 ただいま4番議員さんのご質問にお答えいたします。

報告2の教育委員会の自己評価、自己点検についての内容だったと思いますが、議題の2の教育委員会の自己点検・自己評価についての中で、いじめの保護者を対象としたアンケートで、小学校のほうから

32名、中学校で9名より対象の回答が上がってきたということのご質問でございますが、教育長からのお話の中で、それぞれ確認して、問題がないということを確認したということで、詳細な日時、氏名等の要件は報告されておられません。

次に、中学生海外派遣事業の質疑の内容でございますが、実際にありましたのはこの中の予算についてでございます。この数値の中に燃油サーチャージの金額を見込んでいるかどうかという質問がありまして、回答として、見込んでいるとのことでございます。

以上です。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 4番議員の質問にお答えいたします。

まず、プレゼンテーション及びヒアリングのときに、最終的に委員会で業者を選定し、それから管理者に選定した業者名を報告するという事になって、それを受けて管理者が決裁をして、3月末までに公表するという事でさっき申し上げましたけれども、その管理者の決裁が、委員会から報告で上がってきた業者なのか、管理者が独自に考えるのか、その辺の事については触れていませんでした。ただ経過について触れていただけです。個人の考えを言うわけにはいきませんので、全協ではそういうふうなことでございました。ただ、プロポーザル方式をとるといふ、その意味は十分に理解しているのだろうと、これは私の勝手な感じですが。私の感じをここで申し上げてはいけないのですけれども、だろうと思います。

それから、3号の南分署だったかな、入札のことですね。それは、県に確認したのは、あのときの説明、あのときというのは、答弁のときの説明では、入札方法について県に確認と、それに対して特に問題ないという回答があったという、そういうふうな説明でございました。

以上です。

○若林スミ子議長 あともう一点、若林新一郎議員、ヒアリングに40名と言っていましたけれども。

○11番 若林新一郎議員 済みません。

あと、ヒアリングのときの傍聴者の数、40名ということで話がありました。40名程度、場合によってもう少し多くなるかなというふうなことも事務局は言っていましたけれども、この40名というのは、基本的には1市4町の住民が対象で、一般公開で行うということで、先着40名というふうなことで、事前申し込みは受け付けません。ただ、例えば広域の議員であります私が行った場合もその40名程度の中の1人と同じ扱いになると、私はそういうふうに解釈いたしました。

○若林スミ子議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 先ほどの文教厚生の方なのですが、私は氏名とか日時とかについて聞いたかったのではなくて、例えば問題ということで、保護者があったということに関して、学校側では保護者との話し合いとかがあつて問題がないことを確認したのかということでもちょっとお聞きしたかったのです。その回答について、学校側で何かアクションをしていただいたわけですねというものの確認が1点です。

それから、先ほどの若林議員の回答なのですが、ヒアリングを聞かないと委員会のほうでもよりよい判断ができないと私は考えていますので、できれば参加をしていろいろと聞いていただければなというふうに思いました。よろしくお祈いします。これは私の要望ですので、結構です。

では、文教厚生委員長さんだけ、1点お願いします。

○若林スミ子議長 2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 再質問にお答えいたします。

教育委員会からの話の中で、問題ないことを確認したということですので、それです承してございます。
具体的に教育委員会が何月何日にどのようなことをしたということの詳細までは受けておりません。

○若林スミ子議長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

お諮りいたします。ここで、暫時休憩を10分程度入れたいと存じます。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○若林スミ子議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

なお、ここで、本日の一般質問の仕方について、念のためご説明いたします。

本日の一般質問者は6名の方がおりますが、最初に演壇にて全てに対し質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、岩手県野田村からの震災で発生した木くずの受け入れが昨年12月25日に終了いたしました。9月6日より12月25日まで合計490トンの受け入れと、当初予定数量の約40分の1と少ない数量でしたが、被災地の復旧、復興に横瀬町が寄与できたことを誇りに思います。また、受け入れていただいた三菱マテリアルさん、受け入れを推進していただいた加藤町長、そして理解を示していただいた横瀬町の皆様にお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

被災地支援横瀬有志の会の会員でもあり、木くず受け入れ決議にも賛成していただきました若林新一郎

議員より、有志の会会長として、震災から2年後の被災地を見てきて会員に報告しろとの助言をいただき、先月22日、23日と、1年半前、最初に支援物資を届けました南三陸町戸倉中学校仮設住宅を訪ねてきました。南三陸町では、ワカメ養殖も順調になり、仕事もふえたとおっしゃっていました。幾つもの山となっていた瓦れきも消え、今は大きな建物と住宅の基礎を解体したコンクリートの殻が山積みされています。幹線道路の復旧が進み、復興商店街もでき、少し活気を取り戻しています。ただ、住宅の高台移転は、候補地の見学会、説明会がようやくことしの2月に始まったとのこと、生活の再建、町の復興はまだまだ長い時間がかかります。横瀬町としましても、被災地の復興のため、これまで以上の支援をよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。まず、1の保育所及び幼稚園の現状と今後の方向についてですが、昨年9月に厚生労働省が発表した平成24年4月1日現在の保育所関連状況取りまとめによりますと、保育所定員は224万人で前年より3万6,000人の増、保育所を利用する児童の数は217万人で5万3,000人の増、待機児童数は2万4,000人で731人の減と、このように保育所の定員は増加しているものの、利用園児が増加し、都市部においては待機児童がまだ多いという状況です。

また、文部科学省の平成24年度学校基本調査によりますと、減少が続いていた幼稚園児の数は160万人で、前年より8,000人の増加に転じています。増加に転じた理由はわかりませんが、保育園の需要は女性の社会進出とともに増加し、幼稚園の需要は少子化に伴い減少するという傾向に変わりはないように思います。

このように全国的な傾向の中で、横瀬町の保育所の定員、利用児童数の現状、待機児童はゼロとの発表ですが、年度途中の児童受け入れ状況についてお伺いします。

また、町内幼稚園の園児数のここ数年の推移について、町で発表できるものがあればお願いします。

あわせて、幼稚園に対する町の支援の状況についてもお願いいたします。

最後に、横瀬町の方向性ですが、平成23年12月に幼保の完全一元化断念、平成24年8月に子ども・子育て3法成立、そしてことしの2月には政府与党の幼児教育無償化連絡協議会を3月に設置するとの決定がありました。国の幼児教育と法律と方向性が変わる中、私たちはついていけないのですが、幼保一体化の流れの中で、今後の横瀬町の保育園及び幼稚園に対する行政の方向性について、計画等があればお答え願います。

次に、2の平成25年度予算の内容及び今後の展開についてですが、私は、横瀬町民が横瀬町に住んでいてよかった、また町外の方が横瀬町に住んでみたいと思えるような町になることを願っています。そのような観点から、大変注目している事業があります。1として現在町中を走っているコミュニティーバス関連事業、2として見守りネットワーク関連事業、3として寺坂棚田の関連事業でございます。特に寺坂棚田につきましては、町を代表する景観の一つであり、この3月にもヒガンバナの植えつけを実施予定だそうです。寺坂棚田保存会の皆様も、代表の町田さんを中心に頑張っております。

昨年9月の定例会の質問の際には、棚田の景観を損なわないよう、積極的に周辺整備を進めていきますとの回答をいただいております。以上3点につきまして、平成25年度予算の内容及び今後の展開、そしてどのくらい積極的なのかをお答え願います。

また、新規事業の中で、横瀬町に住みたいと思わせる魅力的な事業があればお教え願いたいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員の質問1、保育所及び幼稚園の今後の方向性についてに対する答弁を求めます。

保育所長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 それでは、3番、内藤議員さんの一般質問に対して答弁させていただきます。

要旨明細、保育所の定員、利用児童数の現状及び年度途中の児童受け入れ状況についてですが、まず横瀬町保育所の定員は90名定員となっております。

利用児童の現状ですが、現在秩父市からの受託を含め72名です。年齢の内訳を申し上げますと、0歳児5名、1歳児9名、2歳児12名、3歳児15名、4歳児16名、5歳児15名の計72名となっております。

続いて、年度途中の児童の受け入れでございますが、平成24年度につきましては、7名が年度途中で入所しております。年齢の内訳ですが、0歳児3名、1歳児2名、2歳児2名の7名となっております。

続きまして、今後の横瀬町の保育所及び幼稚園に対する行政の方向性の質問に対して答弁させていただきます。保育所を取り巻く状況は近年変化しておりまして、平成16年度の国の三位一体改革により公立保育所に対する国、県の運営費に対する補助金が廃止され、一般財源化されております。また、現在は幼児教育の無償化の動きがあり、ことし6月ころには結論が出ると聞いております。このように、幼児教育を取り巻く状況は変化しており、このような中、横瀬町保育所といたしましては、今後国等の動向を見て対応していきたいと思っております。

私からは以上です。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 質問②の町内幼稚園の園児数の推移及び幼稚園に対する町の支援について答弁をさせていただきます。

町内幼稚園の児童数ということで、学校法人秩父ほうしょう幼稚園に資料提供をいただきました。それによりまして、今から10年前の平成14年度は園児数294名でした。5年前が、平成19年度は242名、昨年度が196名、今年度、平成24年度ですけれども、185名と、年々園児数の減少は確認されています。10年前と比べますと109人減少、率にして約37%の減でございます。これは、少子化によるものが大きな要因と考えています。

参考までに、小中学校の平成14年度、平成24年度の児童生徒数を申し上げます。小学校は、平成14年度676人、平成24年度510人、166人の減でございます。中学校は、平成14年度363人、平成24年度が262人で101人の減でございます。

次に、幼稚園に対する町の支援についてでございますが、現在町では、安心して子供を産み育てる、教育環境を提供してもらい、幼児教育を振興させる目的により、私立幼稚園に対し私立幼稚園振興補助金を毎年交付しております。そして、そこに通う園児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園教育の振興を図る目的により私立幼稚園就園奨励費補助金を交付しております。また、横瀬小学校への滑ら

かな就学のために、保育所、児童館、私立幼稚園、小学校の先生方を対象にした合同研修会を年3回行っております。ほかに、保育所、幼稚園の年長の全員の参加した小学校へ1年生との交流学習の開催、ほかに、保育所、幼稚園、小学校において、小学校入学に向けた接続期プログラムの作成など幼児教育の推進に努めております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

まず最初に、保育所の方向性ですが、平成22年10月の横瀬町行政改革等事業仕分けにおいて、保育所全体の事業の見直しとして、当面現行どおり運営を行い、将来的には民間に委託する方法を検討していますとなっておりますが、今まで検討されたのか、そして今はどのぐらいのところにいるのかを説明していただきたい。

もう一つが、幼稚園の方向性でございますが、幼保一体化の流れの中で、秩父市では幼稚園4園が認定こども園を運営しております。まだ町内の幼稚園は認定をいただいております。このままでは、他の幼稚園に園児が行き、町内の幼稚園に来なくなるおそれがあります。ほかの幼稚園と同じスタートラインに立たなければ競争にはなりません。幼稚園も雇用を生み出す横瀬町の企業でありますので、町として幼稚園に認定こども園の認定をとらせる協力ができるか、やる意思があるかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 保育所の民間委託ということですが、まず保育所の民間委託についてはまだ検討の段階に入っておりません。将来的にということですので、今検討を開始はしていません。

今、国のほうで、認定こども園とか総合こども園、また総合こども園が廃止になって、また認定こども園に戻るといような、なかなか迷走中です。先ほど内藤議員からも質問があったように、今検討しているのは幼保の無償化ですか、幼児教育の無償化ということで今検討して、6月にある程度の素案ができるというような内容です。財源確保等の見通しが今のところ立たないので、安倍首相は再来年度から実施したいということで今いろいろ考えているようですが、そういった、なかなか迷走中で国の方針が定まらないということでもあります。

もう一つは、その定まらない中で、認定こども園について、秩父市のほうでは認定こども園が認可されている、横瀬町のほうではどのような考えかという質問ですが、秩父市の幼稚園と横瀬町の幼稚園に差があるということで、困難な状況であるということであれば前向きに検討してまいりたいというふう考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 質問ではございません。ぜひとも前向きに検討を早急にしていただきたいと思いません。

以上で1は終了させていただきます。

○若林スミ子議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、平成25年度予算の内容及び今後の展開についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 それでは、3番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

私からは、コミュニティーバス関連事業、そしてそのほか魅力的な事業というご質問をいただいておりますので、その2点について答弁をさせていただきます。

最初に、コミュニティーバスの利用状況について説明を申し上げます。今現在運行中でございますので、できる限り細かなことを申し上げたいと思います。その次に、平成25年度予算の内容、そして今後の展開についてお話ししたいと思っております。

現在、コミュニティーバスにつきましては、昨年の10月から今日に至るまで順調に運行をしております。その間、運休しましたのは、秩父夜祭りでの、秩父側が動けないというようなことで2日間運休をしております。雪が降ったときでも、コースを短縮するなどして運行してまいりました。

平成24年の10月から平成25年1月まで、その間、121日間あるわけでございますけれども、その中で利用者は延べで1,896人、月平均では474人です。1日平均に直しますと、15.7人となります。利用者が最も多いのは、火曜日から土曜日までが多く、日曜日は比較的少ない傾向でございます。

乗客を年代別に見ますと、このコミュニティーバスは高齢者優先というようなこともありまして、70代以上が先ほど申し上げました延べの1,896人中の1,597人、84.2%です。次いで、60代で7.8%、そして10代以下が3.9%というような形になっております。

今度はバスのコース別で見えますと、これは時刻表に基づいた数字でございますけれども、10時45分、松枝発から12時10分、秩父駅着、このコースが675人で全体の35.6%を占めております。そして、その帰りの部分、12時30分、秩父駅発から1時55分、松枝着、これが526人で27.7%でございます。

男女別で見えますと、女性が1,411人で74.4%を占めております。

コースでは、秩父駅方面、これを上りというような表現をさせていただきますけれども、松枝方面を下りと表現しておりますが、上り、下りの利用者を見えますと、上りが1,019人、53.7%、下りが877人、46.3%となっております。

乗りおりをまた地域別で見えますと、上りの乗車は、芦ヶ久保地区、それから根古屋地区、苅米地区、川東地区の地域が多く、降車につきましては、中郷地区、川東地区、秩父市が多い傾向であります。また、下りの乗車は、秩父市、それから川東地区、中郷地区の地域が多く、降車は、苅米、中郷、そして芦ヶ久保、川東地域が多い傾向となっております。これが今まで順調に運行してまいりましたコミュニティーバスの現状でございます。

そして、続いて平成25年度についてでございますけれども、この事業は継続事業としたため、引き続き6カ月間、これはまだ緊急雇用創出基金が利用できるということですので、そのまま3名を雇用いたしま

して行います。では、その後はどうするのかということでございますけれども、その後の6カ月間は町単独の費用を用いまして運行いたします。そして、その間のデータ等をもとにしまして、来年の7月1日、これを目途としまして、コースの変更、そして時刻表の改正、そういったものを行いたいと思っております。

それから、加えて、平成24年度にコミュニティーバスに関する調査、そういったものも実施しておりますので、それらのデータを利用、分析しまして、平成25年度につきましては、横瀬町の地域公共交通の方向性を探るためにアクションプラン、そういったものを策定いたします。コミュニティーバスにつきましては、以上のようなことを考えております。

続きまして、平成25年度予算に見るその他魅力的な事業ということでございますけれども、これは、魅力的なという言葉につきましては、捉え方もあると思いますので、私のほうからは重点施策というようなことで読みかえまして、ちょっと申し上げたいと思います。魅力プロジェクトというのがございますけれども、この中からは、観光地横瀬魅力発信等強化事業ということでございまして、さまざまな観光需要に応えられるよう、観光協会の独立、そういったものを目指すということでございます。そして、民間主導によります観光情報の迅速な収集を図って、ニーズに合ったサービスの提供をするということで、観光地横瀬の魅力を発信する事業を展開いたします。

また、音楽によるこころ豊かなまちづくり事業としまして、野外音楽施設の整備、そして月1まちかどコンサートの開催など、町民を初め誰もが音楽に親しめる環境を整備いたします。

次に、絆プロジェクトでございます。これは、スポーツや文化分野の団体と町内の同種の団体との交流を積極的に促進する交流型合宿誘致推進事業を行ってまいりたいと思っております。そのために、公共施設の予約管理のシステム、その導入、そして合宿誘致のPRなど受け入れ態勢を整備したいと思っております。

また、ウォーターパーク・シラヤマ内に公園がございますけれども、高齢者向けの健康遊具、そして子供向けの遊具、そういったものを設置しまして、町民の心身のリフレッシュや健康増進を図るとともに、幅広い世代が交流できる憩いの場をつくりたいと思っております。そして、そのことによりまして3世代交流ゾーン、そういった整備事業を行っていきますということでございます。

それから、希望プロジェクトでございますけれども、この中で災害に強いまちづくり事業を行っていきます。これは、公共施設の防災対策や物資、それから資機材の備蓄、それからハザードマップの作成などを行いまして、防災機能の向上を図って災害に強いまちづくりを推進していきます。

そして、あわせて創エネ、省エネ事業としまして、エネルギーをつくり、より効果的に利用するまちづくりを進めるために、平成24年度に引き続きまして防犯灯のLED化、それとともに事業所の太陽光発電システムの設置費の一部を補助するというので、低炭素社会の実現を目指していきたいということでございます。

また、町民の安全性、利便性の向上を図るために、土木のほうでは下横瀬橋の詳細設計、それから歩道橋の新設、そういったもので、橋の拡幅、それから補強、そういったもので下横瀬橋の改良事業を行っていきたいと思っております。

以上のような事業が平成25年度の重点施策として計上してございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 内藤議員さんからの一般質問に答弁させていただきます。

私からは、要旨明細2の見守りネットワーク関連事業について説明させていただきます。ブコーさん見守りネットワークは、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、町、地域包括支援センター、協力事業所、協力機関、そして地域の皆さんが協力し合って高齢者の方を見守るネットワークでございます。

今までの取り組み状況と今後の事業展開について説明させていただきます。まず、県の高齢者と地域のつながり再生事業補助金を受けまして災害時要援護者システムを導入しているところでございますが、現在業者に委託しましてシステムを構築しているところでございます。今後、現在把握している要援護者を整理し、現行の要援護者支援のマニュアルを見直しまして、要援護者の再確認を行う予定で進めております。

また、振興課におきまして、緊急雇用による臨時職員の方が行っております三河屋ブコーさん事業では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者を含む2人世帯のお宅を訪問し、御用聞きや福祉サービスのニーズ調査を行っております。会員になられたお宅に週に1回程度、御用聞きや商品の配達を兼ね、高齢者の見守りを行っております。3月31日までの試行となっておりますので、4月以降も引き続き行うよう、振興課と連携して町内の商店の方と調整しているところでございます。

続きまして、疾病などにより生活に注意を要するひとり暮らしの高齢者の方に貸与しています緊急通報システム事業がございます。健康なひとり暮らしの高齢者や家族と暮らしている高齢者の方が、日中1人になるということで不安を抱える高齢者の方に対しまして、有料化ということで対象者を拡大し、不安を除くようしております。制度の内容につきまして、広報紙にてPRする予定でございます。

そのほか、見守りネットワークの周知のためにブコーさん見守り回覧板を作成いたしました。2月に各区に配布しましたので、現在各班の回覧板として活用いただいているところでございます。

また、高齢者向けの介護予防教室、お口の健康教室、認知症予防講座などを行っておりますが、今後は、運動教室や栄養士による栄養指導など、高齢者の参加しやすいように各地区に出向いて行うことを考えております。

新規事業としまして、保健師による65歳の方への訪問活動を行う予定でございます。1年間に65歳になれる方は150から160人いらっしゃいます。その方たちのお宅に訪問し、健康面、健康増進などについて面談を行うことにより、健康管理を意識していただき、健康を維持していただくようにと考えております。

そのほか、見守りネットワークの協力機関であります社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者の方に触れ合い活動として訪問や会食事業などを行っております。

また、ことしの1月末から、コミュニティ協議会の主催によるブコーさん体操教室が7地区において行われました。地域の方、コミュニティ協議会の役員の方、民生委員さんなど、高齢者の方に声かけを行い、349名の参加がありました。地域の皆さんの力を感じているところです。町民の方一人一人の声かけにより、「みんなが助け合い、こころのふれあいを大切にする絆の強いまち“よこぜ”」に進んでいくと思われ

ます。今後も、高齢者の方が住みなれた家庭や地域の中で安心して暮らせるように考えていきたいと思
います。

以上です。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 3番、内藤議員さんの質問の要旨明細③番の寺坂棚田関連事業についてお答えをさせ
ていただきたいと思います。

寺坂棚田につきましては、昨年より寺坂棚田保存会を組織いたしまして、昨年9月にも内藤議員さんよ
り一般質問をいただいておりますので、寺坂棚田保存会の組織の内容につきましては省略をさせていただ
きたいと思ます。

昨年から、寺坂棚田保存会に町としてイベントの助成を行っております。昨年、寺坂棚田保存会の主催
によりまして、7月7日に寺坂棚田ホテルかがり火まつりを開催しております。9月29日には、寺坂棚田
彼岸花まつりを開催させていただきました。いずれも、多くの観光客に来ていただきました。平成25年度
につきましても、平成24年度に引き続きイベントの助成を行ってまいりたいと考えております。

また、ホテルかがり火まつりや彼岸花まつりなどイベントを実施する際にイベントの広場がないとい
うようなことや、イベント開催日以外でも棚田周辺に車を路上駐車させられるなど棚田隣接地に交通の障害
とならないよう、イベント広場や駐車場の確保を考えております。これにつきましては、新田橋の先を上
っていきますと資材置き場がございますが、その土地の購入を考えております。

もう一つは、国道からの入り口、多くの観光客から入り口がわかりづらいという意見をいただいており
ますので、旧役場庁舎跡地付近に、あそこに横断歩道がございますが、その付近に国道から見やすい位置
に看板を設置していきたいと考えております。

保存会の方たちと相談しながら、あるいは関係者の皆様と相談しながら、寺坂棚田の景観、非常に大
事でございます。景観を損なわないよう配慮が必要だと考えております。また、町のほうでも補助金等の
財源を確保しながら検討を進めてまいりたいと思ますので、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

執行部の方をお願いなのですが、一般質問は3番議員さんしか今質問していませんので、「3番議員さ
んの質問にお答えして」は要らないと思ますので、てんづけ質問の内容から入っていただきたいと思います。
ます。

ただいまの説明で地域公共交通アクションプランというのが出てまいりましたが、ちょっと何をやるか
わからないので、どういうことをやりたいのかというのを説明していただきたい。

あと、見守りネットワーク関連事業でございますが、協力事業所の数はふえているのか、それで今の数
でいいのかというのをお聞きしたいと思います。

寺坂棚田につきましては、9月にお願したようなことを積極的にやっていただけるようなので、大変
うれしく思っております。

以上2点をよろしく申し上げます。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 ただいまの再質問に対して答弁をいたします。

地域公共交通アクションプランについてでございますけれども、このプランにつきましては、まず策定方法、これは地域公共交通の権威であります大学の先生、今現在ちちぶ定住自立圏構想の中でも地域交通のセクションがございますけれども、そこにアドバイスをいただいております福島大学の先生、そういった方々に地域公共交通のあり方というのですか、そういったものをアドバイスしていただきながら、そういったことをまたコンサルに出しまして、計画のほうは策定していく予定でございます。

それから、それに盛り込むプランの内容でございますけれども、現在コミュニティーバスの試験運行ということで、利用実績、そういったものもデータ化しておりますので、その辺のデータを分析、そしてもう一つ、調査もしているということで答弁しましたけれども、調査内容につきましても、いろいろとやっておりますので、その辺の調査の内容も踏まえて、その策定の内容に盛り込んでいきたいと思っております。それから、現在の公共交通の問題点、そして課題、そういったものがあるかと思っておりますけれども、その辺も抽出しまして盛り込んでいくというようなことでございます。それから、移動制約者の利便性の向上、そういったものも考えなくてはいけませんので、そういったことも考えながら、公共交通のあり方を探りながら策定していきたいということで思っております。

それから、主なこれからのスケジュールでございますけれども、とりあえず4月1日が平成25年の前半の運行開始ということでございます。それから、4月中に編成プランの業務の契約、そういったものもある程度締結しまして、いろいろとアドバイスをいただきながら策定に入るといったようなことでございます。それから、4月中旬から5月中旬につきまして、時刻表の見直し、そしてコースの変更、そういったものも変更していきたいということでございます。それから、それに伴って、今度改正されました、そういった時刻表を印刷するというふうなこともありますので、その辺もやっていきまして、7月1日の時刻表、そしてコースの変更、そういったものにこぎつけていきたいなと思っております。

そしてまた今度は、この事業を平成25年度いっぱいやりましますので、その次の年度、平成26年度の事業につきましてもある程度探っていかななくてはいけないと思っておりますので、平成26年度の予算の概要をつかむような感じで、年度内で方向性のある程度定めておければ、平成26年度、スムーズに移行できるのかなと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

協力事業所の数でございますが、現在、シルバー人材センターやちちぶ農協、また新聞販売店、牛乳販売店など、また居宅介護支援事業所など、現在22の事業所で協力しております。今後も、事業を説明し、協力をいただいて事業所の数をふやして、ネットワークですので、重複しても多いほうがいいと思っております。

ので、事業所の数をふやしていきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 柵田のことはいいと言ったのですが、去年の来訪者の方の数がわかれば、そしてまた平成25年はどのぐらいの方の来訪を見込んでいるのか、わかれば教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年行われましたホテルかがり火まつりでございますが、来場者数は3,000人、それから彼岸花まつりにつきましては1,000人の方々に来ていただいております。今年度、特に予定というのはございません。多くの方に来ていただければと思います。それから、間の、祭りの当日でなくても自由に入れますので、多くの観光客の方にぜひ来ていただいて、盛り上げていただければありがたいと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

ただいま一般質問中でございますが、本休憩にしたいと思います。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日程第4、町政に対する一般質問中です。

質問を続行いたします。

○若林スミ子議長 次に、4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

質問の前に、まず12月議会で提案いたしました包括支援センターのPRについて、早速広報で実施していただき、感謝しております。昨年3月のときの建設課の事業についても、すぐに広報でPR等対応していただきました。職員のスピード感のある行政執行に対して敬意を表します。ありがとうございます。

それでは、質問通告書1番から一般質問をいたします。まず、住民主体のまちづくり、住民協働のまち

づくりについてお聞きしたいと思います。それらの住民主体、住民協働とは、具体的にはどのような概念の考えなのでしょうか。そして、どのようにまちづくりに取り組まれているのでしょうか、お聞きいたします。

横瀬町をきれいな景観の町にしたいという住民の願いがあり、声を聞きます。先日、町の方から、国道299号から川東方面に行く横瀬小学校の歩道が枯れ葉でいつもきれいではないから、どうにかならないかと言われました。その後、その方が役場にも行ったら、国道に面しているところは土木事務所の管轄、町道のほうは通行に支障がないのでできない、住民協働なので、一人一人ができることはすることが大切である、住民としてきれいにしてほしいと言われたとのことでした。その人は今、自宅より少し離れてはいるけれども、歩道橋の階段だけは掃除しているとのことでした。小学校東側には、ちょっと遠いので、行けないからとお話でした。

お礼を申し上げてきましたが、個人に頼るのが協働の町なののでしょうか。自分たちの町は自分たちでつくる、自分たちができることは自分たちがするところのところよく聞きます。平成24年度施政方針にも、自分のことは自分で守るという自立する心など書かれていましたが、行政として個人だけに期待するのが本来の協働の町、住民主体の町なののでしょうか、疑問に感じました。

財団法人地域活性化センターで発行している「住民主体のまちづくり」という本を調べてみました。調査研究報告書によりますと、自治体の究極の目標は住民の福祉であるが、地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民や重要なパートナーとしてのコミュニティー組織などが協働し、公共空間を形成していくべきである。地域の公共空間を、住民、自治体という2者間の関係だけでなく、住民という個人単位ではできない、そして逆に自治体が抱え切ることができない、その中間的なゾーンの担い手が重要なパートナーである地域コミュニティーなどとありました。

さきの町の考え方は協働ではなく、個人が担うという考え方ではないのでしょうか。これからの自治体にとって、協働のまちづくりの観点は必要不可欠のものだと思います。町が取り組みを進め始めているいろいろな組織も知っておりますし、感謝しております。学校ボランティアや各区で実施の地域清掃など、地域支え合いの仕組みはよくされていると思いますし、住民の方たちも協力的だと感じています。

問題は、地域住民の方たちが自分で解決できない事柄を役場をお願いしたときに、役場ではお金がかかるからできない、自分たちができることは自分たちでやるで終わりではなく、協働でやりましょうの考え方で取り上げてほしいのです。解決してほしいという住民の声を、行政が地域コミュニティーなどと調整し、介入役となり、実現していくのが住民が主体の行政ではないのでしょうか。ここに個人が協力者としてかかわっていくことが協働のまちづくりではないのでしょうか。

掃除は一つの例としてですが、横瀬町をきれいな景観の町にしたいのは住民の願いだと思います。多くの方が、自分の家の周りでは自分で掃除していると思います。しかし、家がない場所は、公共施設や役場周辺は誰が掃除するのでしょうか。1月の積雪が最後まで残って気になっていたのは、横瀬小学校の交差点、町民会館方面から役場方面に左折する場所でした。

地域の一員という意味では、行政も行政市民という名の市民である。協働をウィキペディアで調べました。協働は、責任と行動において相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域の一員として市民の目線で協働に携わることが望ましいとされる。協働とは、あらゆる市民が相互に連帯し、主体的にまちづ

くりに寄与していくことが本義であると言えますとありました。

平成23年度所信表明4ページに、地域のニーズを的確に把握し、課題に対応するとともに、まちづくりの活動については積極的に支援、連携するとありましたが、町としてニーズを把握し、課題にし、対応し、連携する取り組みをどこの課でしているのかお聞きいたします。

また、埼玉県三芳町に協働のまちづくり条例がありました。以前、前の議会するとき、休日議会等を開かれた議会運営で横瀬町議会が視察に行った町です。その中に、議会の役割、住民参加の方法、協働推進体制など推進するための組織や機関の設置をうたっています。議会もともに考えなくてはならない事柄ではあると思いますが、町執行部として条例化まで踏まえた協働の町へ進んでいただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、横瀬町地域産業の活性化についてお聞きいたします。秩父市産業観光部企業支援センターによる「秩父地域における産業振興政策研究報告書」があります。こういうものですが、1年ほど前に役場からいただきました。その中でびっくりしたのが、秩父郡内の企業者にアンケート方式で調査した、その回収状況が横瀬町1件だったのです。秩父市が298件、小鹿野町が67、長瀬町が57、皆野町が52、その他不明が9件でした。調査票の発送母集団、分母のほうなのですが、秩父商工会議所内1,600企業中900であり、横瀬町として別個にカウントしていないので、正確にわからないそうですが、横瀬町の企業は約160弱の事業所が加盟しており、そのパーセントでいくと90社程度にアンケートが送付されたと予想されるのとことでした。予想値ですので、あくまでもですが、90分の1の回答しかなかったと考えられます。秩父郡の他町村に比べ、圧倒的に低い数字でした。それがそのまま横瀬町の産業の姿だとしたら、放置しておけないのではないかと考えました。町としては、町に本店がある企業、町の人が町で事業をしている企業、その企業の現実をどう捉えているのでしょうか。

また、先日、農林水産省の6次産業化の推進についての講義を聞きました。農山村の雇用と所得を確保し、地域に定住できる社会を構築するため、1次、2次、3次ではなく、地域資源を活用した新たな6次産業の創出を促進していくため、補助金等で支援したいとのことでした。埼玉県でも、2013年度予算で産業振興に力点を置くと報じられています。産業の活性化は、雇用の確保による生活の安定を生みますし、税収のアップにもつながる大切な政策であると考えます。基本構想にも、「誰もが働くことの喜びにあふれ、いきいきと輝いて暮らすことができ、地域の特性を活かした産業が活性化するにぎわいのあるまちをめざします」と書かれています。新たな産業開発と従来の産業へのバックアップなどの取り組みに向け、今後どのような政策を展開していくのでしょうか、お聞きいたします。

次に、町の姿勢をアピールする看板、垂れ幕等の設置についてお聞きいたします。他町村に行くと、よく役場などに何々の町宣言などの垂れ幕、また看板などが目に入りますが、横瀬町でも設置したらどうでしょうか。12月議会で横瀬町暴力団排除条例が可決しました。議会だよりも広報にも掲載はされましたが、住民への意識の定着が必要ではないかと思いました。町では、環境基本条例、みどりの基金条例、パブリックコメント条例、横瀬町安全で安心なまちづくり推進条例など、住民に密着したすばらしい条例があります。しかし、私は知りませんでした。町の姿勢を内外にアピールし、意識を持ってもらうことで、住民もともに同じ方向へ向けてのまちづくりができていけると思うのですが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 4番、大野伸恵議員の質問1、住民主体、住民協働のまちづくりについてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 お答えします。

1の住民主体、住民協働のまちづくり、片括弧の住民主体、住民協働の具体的な概念を町はどのように考えるかについてですが、まず住民主体ですが、住民が自立して行動することというふうに理解しております。それから、住民協働とは、ご質問のとおり、住民協働のまちづくりというふうに使われています。町と住民が、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で協力し、よりよいまちづくりに取り組むことと言われております。

具体的にということですが、例えばオープンガーデンや寺坂棚田についていえば、皆さん自立しています。自分で考え、行動しています。自分たちだけでは難しい部分は、町を巻き込んで、町を利用してあります。町も、これらの活動が町のイメージアップになるとともに、観光資源としての貢献度が高いということで支援しているということです。また、地域のコミュニティー団体やヨコゼ音楽祭を運営する実行委員会などは、歴史ある住民協働のまちづくりの事例と言えると思います。

個人に頼るのが協働の町かとの質問がありましたが、議員ご指摘のとおり、協働のまちづくりの重要な要素として町と住民の役割分担という考え方があります。個人及び地域、団体、町がそれぞれの役割を分担して、その総合力によって暮らしやすく活気ある町をつくるのが協働のまちづくりであるというふうに考えております。

次に、住民主体、住民協働のためのまちづくりはどう取り組まれているかについてですが、議員ご承知のとおり、住民協働のまちづくりは大きく分けると2つの形態があります。1つは、行政への住民参画です。横瀬町の総合振興計画を初め重要な計画作成には、町民の方々に参画していただいています。その他、代表的な事例としては、事業仕分けとか町政モニターなどがあります。

もう一つは、市民活動の分野です。横瀬町の場合は、町民活動と言ったほうがいいかもしれません。質問の趣旨は、この町民活動の分野というふうに受けとめています。町民活動においては、住民が主体となり、役場がサポート役となるのが理想的です。きれいなまちづくり関連でも、横瀬町にはたくさんの住民主体の活動があります。区単位で行われているもの、スポーツ少年団や小学生、各種団体が主体となっているもの、また目的を同じにする方々が集まった横瀬川をきれいにする会など多種多様です。町が積極的にかかわっている活動もありますが、自立した団体の活動については、町は一般的にサポートに回っています。きれいなまちづくり関連の町の支援といたしましては、地域パワーアップ助成金、ごみ袋の配布、広報による支援、その他人員の応援などがあります。

次に、3、住民ニーズの把握、課題、対応、連携するのはどの課が担っていますかにつきましては、地域活性化センターの調査報告書のちょうど議員が引用した部分を読みますと、住民という個人単位ではできない、そして逆に自治体が抱えることのできない、自治体がそこまで手を出せないというような部分について、その中間的なゾーンの担い手云々というふうにあります。このような町と個人の役割分担のグレ

ゾーンといったところについては、その中間的ゾーンの担い手、例えば自治会とかそういったところになると思いますが、そういったところに担っていただいて、その担っていただいた方から具体的な提案があればまち経営課で対応していきたいというふうに思います。第1の窓口がまち経営課ということです。

最後に、4)、協働のまちづくり条例を作成するような考えがありますかについてですが、今まで町としては協働のまちづくりを推進しております。今のところ、条例をつくらなくても進んでいますので、条例化については今後検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

先日、299号の横瀬小学校のところを見ましたら、シバザクラのところを掃除していただいていたので、歩道も見たらすごくきれいになっていただいていたので、ああ、きれいになってとても気持ちがいいなと思いましたので、ありがとうございます。

それで、それぞれ役割分担していただくことなのでしょうけれども、これはすごく難しい質問で、自分で質問して、本当に自分も、主体とか協働という、その概念というのが本当にどういうものなのかというのを勉強して頭に入れるのが本当に難しかったです。協働という新しい言葉でしたので、何となく漠然とはわかっているのですが、実体的なものがよくわからなくて、本当に苦労した質問だったので、大変だった。自分でも大変だったのですが、答えるほうも大変だったと思うのですけれども。

それで、結局、言いたいのは、いろんな具体的な、お互いに自立してやっていくのですけれども、例えばヨコゼ音楽祭にしても、いろいろやっていただいていることも、一番最初はやっぱり行政のほうで手を入れていただいたのです。ですから、これからは住民が自分ではできないものについてとかはどんどん手を入れていただきたいということが1点です。

埼玉県で出しています「新！現役宣言。」ということで見ましたら、横瀬町はすごくいっぱいやりました。私も先日、認知症サポーターとかで行ってきたのですけれども、とてもいっぱいやりました。そういうものを、県のほうにもちょっと電話して聞いたのですけれども、今まではばらばらにやっていたものを統一して横軸を通したということをおっしゃっていました。ですから、横瀬町でも、こういういろいろ、実際問題やっていますので、横軸を通していただいて、担当課というのですか、協働の町に対する担当の部署みたいなものを、やっていただいているのですけれども、自治交流課でしたっけ、町民計画課でしたっけ。地域コミュニティー及びボランティアに関することをやっている町民計画課でしたっけ、がそうなのかということが1点です。

あと、振興課のほうでも同じようにやってもらっているのです。とてもいいことをやってもらっています。書類がちよっと見つからないのですけれども、サポーターでしたっけ、をやってもらっていますので、それでも全部、各課でばらばらではなくて、統一したところでもっと意識を持ってやっていただきたいとお願いしたいことが1点です。

あと、具体的な提案があればというふうに、よく副町長さんとかが言われるのですけれども、その具体的な提案をしやすい環境、区や町民の声を引き出しやすい環境づくりというのをぜひしていただきたいの

ですが、そこら辺、区行政の充実を私はいつもお願いしているのですが、その点どうでしょうか。2点お願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 ボランティアを統括するところという、ボランティアとかそういったものを統括する課ということですが、目的、目的でいろいろ多分変わってくると思います。ただ、議員の提案がありましたようなきれいなまちづくり関連では振興課が担当しております。それから、健康づくりのいろんな活動については健康づくり課ということで、どこでやっているかわからないというようなことであれば、まち経営課で、まず窓口のほうでは聞いていただければというふうに思います。

それから、提案しやすい環境というご質問がありました。先ほど言ったグレーゾーンというのは、例えば雪掃きにおいても、きれいな、例えば道路の清掃とか、いろんなところで行政と、では住民がどこまで自分でやるのかということで、いろいろ困ったことが多分あると思います。今、いろいろ町の中でもそういった議論が当然あるのですが、できれば、例えば雪掃きについても、多くの方々が自分たちでやっていたらいいと、それから町道の清掃についても多くの方々が、地域の方が一緒になってやっていたらいいというような状況があります。提案しやすいか、しやすくないかという、いろいろあるのですが、例えばここが汚いから、町がどうしろというのではなくて、例えばこういうふうにやりたいので、町も協力してくれないかという趣旨で具体的な提案という言葉を使いました。できればそういう提案の仕方をしていただければ対応がしやすいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

役場のほうで、まち経営課と振興課のほうで、それぞれの課で、掃除のほうは建設課なのですが、町民の方はこのことがどこの課というのは余り把握していないのです。ですから、その課で、例えば空き家の問題がありました、ではそれはどこの課でやったかという、その情報がまち経営課のほうに届いていないと、またそれは問題だと思えます。ですから、それらも一旦行政のほうでは受けとめる姿勢というのですか、とにかくそういう情報が来たらまち経営課に集めてくださいねというシステムをつくっていただく。

それから、区行政の提案しやすい具体的な問題についても、区長会で毎回毎回、区のほうでどのような問題がありますか、ありましたら役場のほうに連絡してくださいねということを毎回聞いていただければ、この間ちょっと区長さんと話したのですけれども、区長会でも余り話が会議で出ないし、余り町と区とのほうの話し合いというのが、潤滑にいっぱい話し合いがされているという状況ではないみたいですので、とにかく町のほうからも声をかけていただいて、情報を提供していただきたいということの姿勢を示していただきたいと思えます。

そして、私も今回いろいろ勉強したのですけれども、結局、住民も変わらなくてはいけないし、自治体も、町も変わらなければいけないのだということが結論としてわかったのですけれども、住民が変わるこ

とを求めると同時に、自治体も自分たちができることはしなくてははいけない。だから、例えば、例でいいますと、空き家がありました。隣の私は、他人の土地なので入れませんが、草がぼうぼうで困っています、どうしたらいいのでしょうかと役場に相談に行ったときに、役場のほうも、これは個人の宅地なので、どうすることもできません、連絡先は、個人情報保護ですので、連絡ができませんと言うとそこで終わってしまうわけなのですが、私、住民のほうも、では、ちょっと敷地内に、家宅侵入みたいな形だけでも、中に行って、草を危ないところだけは刈っておこうかなと思うのが、私のほうも少し詰め寄るし、行政のほうも、では、それだったら、もし何かあったときには役場のほうでもフォローしますから、そこをやっただけですかというふうな形で、お互いがちょっと変わって行って1つの問題を解決するという、そういうのが本当の協働の町、住民主体の町なのかなというふうに私は解釈しました。

ですから、先ほどの、問題が来たら、それをまち経営課に情報を流す、そして区長会にももっともっと情報を、課題があったら言ってくださいねというふうに、こちらから積極的に言っていただくような姿勢をとっていただきたいのですが、その2点、どうでしょうか。よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 ちょっと難しい質問だったのですが、例えば1つの例をとりますと、空き地対策があります。空き地対策については、今までだったら、隣家とか周辺の人と空き地を持っている人とのきずながあって、声をかけたりしながらいろんな関係があったと思います。また、そういった空き地が多少社会問題化してきて、一つの横瀬町として放置できないということになった場合、横瀬町としては積極的に動かなくてははいけないというふうに思います。

先ほど何で空き地対策についてちょっと周辺の住民とかという話をしたのかと申しますと、ここにはまちづくりの中でもう一つの観点としてきずなががあります。例えば住民が何かをすぐ町に言ってきて、では町がそれに対応すると、昔、一時はやったすぐやる課ですか、すぐやる課というような対応の仕方をしますと、町の人たちは、町の中で、では町をどうしようかというような考えがなくなってしまいます。だんだんそういうのが薄らいでしまいます。そういった中で、では町の人たち、ふだんからいろんな活動することによってきずなが芽生えます。きずなが芽生えることによって、では私たちは今後、例えばきれいなまちづくりでいえば、どう町をきれいにしようかというような、みんなで活動しようというような機運が生まれます。そういったことで、例えば先ほど具体的な提案をと言ったのは、町の人たちが例えば話し合いながら、こんなふうにしたいと、これについてこんなところが足りないの、では町が手伝ってくれというような提案がもしあれば、町も支援がしやすいかなというふうに思います。

区長会については、いろんな区長さんがいて、どう答えたのかわかりませんが、区長さんからいろんな提案があったりしていますので、またこちらからも区長会へはいろんな区長さんに対するお願いをしまして、余り意見がないというようなことではないというふうに聞いております。

以上です。

○若林スミ子議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、地域産業の活性化の政策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 それでは、質問事項2、地域産業の活性化についてということで、私のほうから1)及び2)について説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、要旨説明1)の横瀬町に本店がある企業の現実をどう捉えていますかのご質問でございますが、まず初めに秩父商工会議所の会員数でございますけれども、平成25年3月1日現在1,831会員であります。そのうち、横瀬町の会員数は174会員ということでございました。

ご指摘の「秩父地域における産業振興政策研究報告書」についてでございますが、これにつきましては、秩父市産業観光部企業支援センターより明治大学のほうへ秩父地域における企業経営の実態に関する調査ということで委託をしまして、その報告がなされたものでございます。昨年3月定例議会のときにお配りをさせていただいたものでございます。

内容につきまして、企業支援センターのほうに確認をとりましたところ、秩父郡市内の商工会議所あるいは商工会のデータを送付する際に横瀬町のデータが落ちていたとのご報告をいただきました。1件とあるのは、秩父市かほかの町村かちょっとわかりませんが、移動があつて横瀬町になったので、カウントされたのではないかと説明をいたしました。今年度も調査がございまして、今年度は横瀬町分、100件分を加えていただきまして、全体では1,800件の調査を行っているということでございます。全体の回収総数は486件で、回収率は27%でございました。横瀬町は32件の回収数で、回収率は32%ということでございます。回収率につきましては、1市4町の中では一番よい結果であるという報告をいただいております。今年度の調査につきましては、現在集計中とのご報告をいたしました。

次に、要旨明細2番の雇用、税収面などからも産業の活性化は大切な政策と思うが、今後、産業開発、従来の産業などへのバックアップなど、どう政策として考えていますかというご質問でございます。まず、6次産業化について簡単に説明をしたいと思います。農業において、生産性の向上とあわせ、こだわりを持つ質の高い品質にみずから加工して、みずから販売して、高い付加価値を実現していく取り組みでございます。素材生産、1次産業と加工、2次産業と販売、3次産業を掛け合わせて6次産業化と呼んでいるわけですが、これによりまして所得の向上が達成でき、雇用も生まれ、地域活性化につながるという制度でございます。これにつきましては、6次産業化法及び農商工等関連法の認定を受ける必要がございます。

また、埼玉県平成25年の産業労働部の予算でございますけれども、こちらにつきましては310億7,772万6,000円で、前年度より10%の増加ということでございます。中小企業関係では、県内経済を支える中小企業の支援策として、商工会議所や商工会を対象とした小規模事業経営支援推進費、これが28億8,038万5,000円という内容でございます。それから、中小企業制度など融資事業費としまして34億1,958万8,000円が主な内容となっているものでございます。

町では、特産物等の開発事業として、新たな特産物等の開発について補助金を、補助限度額30万円でございますが、補助金を交付しているところでございます。また、今までも助成をしておりますが、日本政策金融公庫の国民生活事業における資金の借入金に対します利子補給、それから中小企業者が支出する退職金共済掛金の一部を助成する中小企業退職金共済掛金助成金制度、それからもう一つにつきましては、

強固な経営基盤と良好な品質管理体制及び環境に配慮した経営体質を持った中小企業を創出するための横瀬町国際規格認証取得事業制度があります。引き続き助成をしていきたいと考えております。町といたしましても、新しい事業をやってみたいとか意欲のある事業者に対しましてはバックアップ、支援を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

1年ほど前の資料の1件というのは、ちょっと数字が間違っていたというお話だったので、今回32件あるということで、とてもうれしく感じました。ありがとうございます。

それで、横瀬町は、秩父市の商工会議所には入っていないで、横瀬町の商業連盟とかにも入っていないというのでしょうか、平成24年度の経済センサスという、産業の事業所数というのをちょっとインターネットで調べたのですが、横瀬町は347という数字が入っているのです。商工会議所に入っているのが百何件なのですけれども、商工会にも入っていない、本当に個人で小さな製造業をやっているとか数人の従業員を使ってやっているとかという事業所も横瀬町にはいっぱいあると思います。しかし、私もなかなかそういうところに目がいけないのですけれども、できれば、一人でも使っていれば雇用が発生しているわけですし、営業で利益が出れば税収も上がっているわけですので、できればですけれども、新年顔合わせ会で役場関係のいろんな人たちと顔合わせをいたしますけれども、商工会議所のほうでもいたしますが、できれば横瀬町にある小さな事業者とかの方と年1回ぐらいは経済懇談会みたいなものを開いて、その声を拾っていくというような方法は考えられないでしょうかということが1点。

それから、私は地域でお金を使っていきたいということを強く願っているものです。やっぱり、いろんなところの資料を見ますと、地域で経済を回し、底力を養うとかというような、いろいろ書類が出ていまして、秩父商工会議所のニュースなのですけれども、2012年の7月に秩父市からのお知らせということで、平成23年度秩父市建設工事に関する契約実績の公表というのがあります。秩父市の財務部の契約課なのですが、こういうふうな形ですと、秩父市の市内業者は80.17%、秩父市の仕事の中で秩父市に落としているということが数字でぱっと出てきているのですけれども、そういうふうなことも、私は、建設だけではなくて、小規模事業者に仕事を渡してくださいねということを前からお願いしているので、そういうことも数字でちょっとあらわしていただくと見やすいという、目に見える形でわかりやすいので、そういうところまでお願いしたいと思うのですが、その2点、横瀬町の事業者に払ったお金というものをグラフ化できるかということと、町で行っている、事業者との経済に関する話し合いについて行えるかどうかということ、2点ちょっと教えてください。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、懇談会を開催したらどうかということでございますが、センサスのほうでは300件を超える事業所があるわけでございますが、商工会議所の会員数は174件でございます。かなりの開きがあると思いま

す。私どもも全部を把握しているわけではございませんので、今後把握をしまして、そういった懇談会を開くことができるのかどうか、その辺を含めましてまた検討をさせていただければありがたいかなというふうに考えております。

それから、もう一点でございますが、地域でお金を使うような方向を考えてもらいたいということでございますが、現在振興課のほうでLEDの照明、これにつきましては、限度額が1万円に対しまして5,000円までの補助をやっております。その補助の方法でございますが、これは商業連盟で発行しています商品券、こちらを使って補助をしているような状況でございます。

それから、小規模事業者の登録制度というのもやっております。これにつきましては、実績でございますが、平成23年度につきましては18事業所、348万9,492円という町の予算の執行をしてございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今LEDの補助の話が出ましたが、関連で、リフォームの補助金は、町内業者がリフォームした場合、補助金を出すというふうにしております。それから、就学補助については町内で使える商品券を渡しています。また、健康長寿祝金についても今検討しておりまして、町内で使える商品券にするべく今検討しております。

それからあとは、そういった、例えば町が発注した事業等、その他いろいろあると思いますけれども、そちらのほうの町の業者の受注した率ですか、そういった発表については、秩父市が発表しているということですので、ちょっと調査して検討してまいりたいというふうに考えています。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

それでは、こういう契約実績の公表ということは今ちょっと検討していただけるということになったのですが、建設業だけでなく、町内で賄えるものについての、消耗品、備品などについても全体でどれくらいあるのかというものを公表していただくと一緒に数値としてあらわしていただくと助かりますので、そこのところの検討もよろしく願いいたします。それをお願いして、結構です。

○若林スミ子議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、町の姿勢をアピールする看板、垂れ幕の設置についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、質問事項の3番、町の姿勢をアピールする看板、垂れ幕の設置について私のほうから答弁をさせていただきます。

議員さんのお話のように、看板、垂れ幕の設置についてどうでしょうかということで、提案型のご質問でございます。答弁をさせていただきます。

12月議会で横瀬町暴力団排除条例をご議決いただきました。大変ありがとうございました。新規条例の制定、宣言の決議等がされたときには、それを町民に周知、アピールする行為は、私も議員さんと同じ考

えでございまして、大変重要なことだと思っております。新規条例の制定等につきましては、内容を町民に知っていただく必要がございますので、広報、必要に応じて回覧等により内容を詳細に周知をしていくことがよろしいのではないかと考えております。宣言の類いについては、先ほども申し上げましたが、町の姿勢を町民はもとより町外に広くアピールする必要があると思います。今後、看板、垂れ幕等の設置につきましては、各課に関連しますので、各課と連絡調整をしながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、暴力団排除条例につきましては、広報4月号で詳細に町民の方には周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 前向きに検討していただけるとのことですので、大変ありがとうございました。

私も、結構いろんなところ、近場ですけれども、行くのですけれども、そうすると、そういうのがいっぱいというのですか、あるところというのはやっぱり町に元気があるなというふうな感じがします。ですから、そういう意味も兼ねて、町民に意識を、浸透させるのだよという強い意志を持つ役場というものに対して、そのイメージとして、元気な町だなというイメージを与えますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

それで、これはいろいろ調べてみたのですけれども、例えば平成16年に議会で非核平和都市宣言に関する決議がされていたりします。ですけれども、これは本当に私も知らなかったもので、こういういいことは本当に町民の方に教えていただきたいと思います。これをやることによって、町の人たちに情報を出して、同じ方向を向いて一緒にやるということがそれこそ協働の町であるのではないかなと私は思っていますので、ぜひやっていただきたい。

そして、住宅リフォームの補助金なんか、先ほどの話も出たのですけれども、それも、広報とかでやるのもいいのですけれども、例えばこれは、私、B型ですので、いろいろ発想が変わっていると思うのですが、建設課、役場の前あたりに、リフォーム補助金制度ありますみたいな、のぼりみたいなものを立ててアピールしてみたらいいのではないかなと思って、役場のやる気、町のやる気みたいなものが地域の方にかなり強く伝わるのではないかなと思っているのですけれども、そこら辺のところのお考えとかはどうでしょうか。1点お願いします。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 確かに議員さんのお話のように、町を挙げてそのようなことで取り組んでいるというような姿勢をアピールするには、懸垂幕あるいは横断幕等を掲げるのはよろしいかと思います。

先ほど条例の類いについては広報等というような話をさせていただきましたけれども、物によってはやはり議員さんのお話のように検討してもよろしいのかなと思います。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 ないようですので、以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○若林スミ子議長 次に、10番、小泉初男議員。

〔10番 小泉初男議員登壇〕

○10番 小泉初男議員 皆さん、こんにちは。きょうは、横瀬議会の傍聴、ご見学に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私の質問は、大きく分けて3点でございます。1番目といたしまして、雇用対策についてでございます。ことしの成人式で成人者の話を聞くと、町内企業に就職している人は役場でただ1人でございました。町内に居住する若者の能力を地元で発揮させられる雇用の創出や拡大に行政がバックアップすることが必要と思われませんが、町独自の取り組みを初め地元企業への支援策や政策についてお尋ねいたします。

2番でございますけれども、地場産業の育成についてでございます。町内企業の皆様方の話を聞くと、困った企業、しまった企業、こんなはずではなかった企業が増大し、経営基盤の維持が守れず、悲鳴を上げております。このような時代背景の中で、各企業は行政に対して景気浮上対策への期待を一層高めていることは事実でございます。町としても、一段と厳しさを増し、不況でデフレ社会が深刻化している問題に対して、地元企業の育成の観点から抜本的な対策や取り組みが必要と思われませんが、町の地場産業育成の対策及び今後の取り組みの方針についてもお尋ねをいたします。

③でございますけれども、職員の能力の養成についてでございます。町の職員の仕事を拝見させていただきますと、問題解決への意欲性が弱く、議員としての必要な調査事項をお尋ねすると、わかりませんの返事が多く、苦慮しております。全体を見ましても、職員に元気がなく、やる気が見えず、給料分の仕事をしているかと疑問も感じているわけでございます。今や終身雇用制度の崩壊時代を迎えているとも言われ、公務員に対する逆風は一層高まっている中で、横瀬町だけは職員の質や頭脳が違うことをアピールできるよう、職員の再教育と能力の養成が必要と思われませんが、町としての取り組み姿勢や改善方針及び対策等についてもお尋ねをいたします。

以上でございます。

○若林スミ子議長 10番、小泉初男議員の質問1、雇用対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 10番、小泉議員さんからの一般質問、①の雇用対策についてにお答えをさせていただきます。

先月、2月4日に、秩父地域雇用対策協議会の主催によりまして、秩父農工科学高等学校代表者との意見交換会がございました。秩父農工科学高校3年生の生徒代表の方でございますが、生徒会長、副会長が2名、それから農業科を初め8科の代表、各科2名ずつ、計19名の生徒の代表の方と意見交換会がございました。この中で、生徒より、社会貢献のため秩父で働きたい、自分が好きな職業で長く働きたい、地元

で働きたいというような多くの意見があった反面で、自分に合った職業を選んだので管外へ出る、製造業の就職先が少ないなどというような意見が出されておりました。生徒側から見ても、厳しい現実がうかがえたところでございます。

また、秩父のハローワークのことし1月の有効求人倍率は0.72、前年1月は0.57でございました。0.15ポイントの改善は見られたものの、依然として厳しい状況となっているわけでございます。

〔何事か言う人あり〕

○村越和昭振興課長 今、答えさせていただきます。

雇用対策としまして企業誘致が考えられますけれども、新しい事業所や工場を建設するのは事業経費がかさみ、また用地の取得等、用地の確保が難しいのが現状でございます。

雇用対策の取り組みでございますが、雇用対策につきましては、秩父地域雇用対策協議会におきまして、秩父地域の雇用の安定と労働力の確保など、秩父地域の雇用問題について意見交換等を行い、検討しているところでございます。雇用情勢は厳しい状況であることを認識して、行政でできることを行っていきたいと考えているところでございます。直接的には、雇用対策には国、県等で対策を講じていただいているわけでございますが、町の雇用対策は直接的対策はとっておりませんので、側面的な支援が主な内容となっておりますので、また次の地場産業の育成のところでもそちらについてはお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

○10番 小泉初男議員 議長、申し上げますと、私なんかは3回しか質問できないわけです。今の答弁の1回目ですと終わりのようなことがありますよね。ただハローワークに行こうとか、そんなことは私も知っているわけです。私が言いたいのは、今こういう現状がありますよね。町としてどういうふうに取り組むか、何をやるか、そこをお尋ねしたいわけです。ただ話だけして、1回目、それでは話が前に進みませんけれども、その辺はどうでしょうか。

○若林スミ子議長 ヒアリングのときはいかがでしたか。ヒアリングのとき、その辺いかがでしたか。具体的に。

○10番 小泉初男議員 私は彼とヒアリングしていませんから。私は、総務課長ですから。だと思います。議長、わかるでしょう、それは。

○若林スミ子議長 具体的に。

○10番 小泉初男議員 私が、ではもう一回。ちゃんと私はヒアリングをしていますし、総務課長さんとの、局長もいまして、交えて話をしているわけです。ハローワークが何人とか農工の生徒がどうこうではなくて、横瀬町自体がありますよね。これから、これは2回目に、では行きますけれども。

○若林スミ子議長 振興課長、簡潔に答弁していただけますか。

○10番 小泉初男議員 よろしいですか。では、もう一回。

○若林スミ子議長 副町長、1回目をお願いします。

○10番 小泉初男議員 1回目だんべ。俺、ヒアリングちゃんとしてあるのですから。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 質問の趣旨が、質問事項の題名として雇用対策というふうに銘打ってありまして、雇用対策は一般的に言えば国の事業ということで、前に一度同じような質問がありましたが、雇用対策については一般的に、雇用対策を目的とするというものについては国の事業あるいは県の事業というふうに理解しています。振興課長の答弁と同様でございます。

○若林スミ子議長 再々質問。

○10番 小泉初男議員 では、これ2回目。

私は、町の雇用対策に伴う取り組みを拝見させていただきますと、雇用の促進ではなく、雇用の損失を推進するのみにしか見えてこないわけでございます。町を住する若者は、高校、大学、専門学校を卒業してもなかなか就職ができないのが今の現状であるわけでございます。もっと町は就職支援に力を入れる必要があるのではないのでしょうか。

私は、就職促進の一つとして、就職アカデミー的な取り組みをしてほしいと願っている一人でございます。この雇用対策の件は以前にも質問をさせていただきましたが、そのとき副町長は、努力する、検討するような見解でありましたが、いまだ一方通行で、何らかの動きがないようでございます。私は、思いが広がるとか願いが広がるとか、そのような、何かやらないとその思いは広がらないのではないかというふうに考えるわけでございますけれども、この厳しい時代の局面に対して、町として、行政として、雇用対策について、スピード感を持って、どう考えてどのように取り組みをなさるか、再度お尋ねを申し上げます。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私の答弁はちょっと本音が入りますので、議長、まずいところがあったら削除をお願いしたいと。

〔何事か言う人あり〕

○加藤嘉郎町長 お互い冷静にいきましょう。

雇用なのですけれども、今は非常に若い人たちが職のえり好みをします。そうではないですか。お宅の会社へはどうでしょう。職のえり好みというのが大きな……

〔何事か言う人あり〕

○加藤嘉郎町長 いや、いいのです。ちょっと聞いてください。ちょっと、今の若い人たちの考え方が、秩父地域でもどういう職場でもいいから就職したいというのではないのです。私はこういう仕事をやりたいと、これでなくては嫌だという考えがまず先にあるのです。それは、本人もそうなのですけれども、親もそういう考えを持っている方がいらっしゃる。

私も、役場の職員の採用のときに、ああ、この子はいい子だから採用しようと、それで採用します。役場へ入ってみたら、俺はこんなことをやりに来たのではないから、やめますという方もいるのです。役場の職種は、OBの方もいらっしゃいますから、全てが机のデスクワークではないわけです。現場を持っているところもあるわけです。そういうところの仕事では嫌だという人が現実にはいます。ですから、これからの雇用対策というのは、お子さんの考え方ももちろんですけれども、親のほうも、子供たちがどうい

職業についたらいいか、どういう人生を送ったらいいのかというのを本気になって考えていかないと、なかなか雇用というのがうまくいってこないのではないかなというのが私の実感です。

議員の皆さんの中にもそういう雇用の関係の方もいらっしゃると思いますけれども、今の雇用というのは、単なる勤め先があればいいという考え方は非常に少ない。ましてや、大学を卒業しますと、まずは東京へ勤めないとというのが、これは子供たち本人もそうですし、親のほうもそういう考えを持たれる。いい大学になればなるほど、そういう考え方になってきます。そういう親御さんたちに聞きますと、秩父には、自分の子供をいかせる、能力を発揮できる会社がないから、その辺が行政が手を抜いているので、自分の子供が秩父に帰ってこないのだということをおっしゃいますけれども、今の秩父の中の状況において、私は、ぜいたくさえ言わなければ就職はかなりできる、100%とは言いません。今、有効求人倍率が0.7幾つですから、100%ではありませんけれども、かなりの部分は秩父に就職できるのではないかなというふうに思います。

これはちょっと答えになっていないかわかりませんが、今の雇用についての私が今持っている考え方をちょっとお話をさせていただきました。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 冷静にいきますから、大丈夫です。

町長の話も一理あるわけでございまして、私も若い時分から40年間いろんなことをやってきまして、十年一昔と言いましたけれども、今は3年、5年で、いろんな形で変わってくるのが今現状ではないでしょうか。確かにいろんな大学へ行ったり、いろんな高校へ行ったりする方もいますけれども、その中で、よく私も、たまには、私の知り合いの東大出身の方もいますけれども、それは一握りでいるわけでございまして、その中で自分の意思ですか、自分でこういうふうにしたいとか、そんなことが全部通れば、世の中は普通に回っていく感じがするわけでございますけれども。

よく私が、町長、見ていまして、私なんかもそれは、建設業、土建業、あるとしますよね。その中で、私の会社のところにも半年前から21の若い衆が3人ほどいますけれども、よく私が、早く職がえしろよ、これでは困るからと。今の若い衆連中が、私が仕事を、今回の場合は3人が短期雇用ですから、金額はいいわけです。役所でもらう金額より高く払っているわけです。そのかわり、なくなれば、悪いけれども、もう必要ありませんからと。今、その人たちも、若い人たちが、これだけ骨を折ったから、これだけ汚れたから、これだけ本気でやったから、お金をいただければ誰でも来るわけです。今では、汚い、危険、安いでは、はっきり申し上げて、昔は生活保護っていましたよね。若い連中が、こんな汚くて、骨を折って、安くて、危険があつては、俺は生活保護のほうがいいやいって、今はそういう方もただ多いわけです。

確かに今、秩父あたりを見ていまして、いろんな会社があると思いますけれども、今ほとんどの会社が、雇用関係がありますよね。よく社会保険といいますが、国民年金と社会保険ではえらい違うわけです。そうすると、私なんかも今まで、社員として入った以上はちゃんと厚生年金に入れてしようと思いましたが、とて、とも、そういうふうにしても、払い切れないのが今現状なわけです。

私が町長に今申し上げて、町長の話もありますし、よく横瀬の親御さん方に話ししますと、うちのせがれも娘も、できれば役場で使ってくれねえかさと言う人がただ多いわけでございます。全員が全部入れる

わけではございませんけれども。それで、むしろ横瀬でいきましたら、三菱さんとか大きいセメント関係もありますけれども、横瀬の、たまに行き会いまして、もし皆さんがこういう人を募集しているとか、こういう人が必要であるとすれば、ハローワークへ行く前に役場の町長に話ししてもらって、町長が防災無線で、三菱さんはこういうのを募集していますよ、よかったら面接に行ってくれと、そのようなことをしたらどうですかという私は話なのですよ、正直な話。

私が今、町長と別に口論するとかけんかするとか思っていないから。よく私が副町長と再三雇用問題も話をしています、そうすると、では町長に言いますけれども、これから、今、仮に雇用対策資金がありますよね。国のほうから幾ら来るかわかりませんが、その中でそれを継続して人を使える形をするのが行政の使命と思っているのです。では、半年間で一生懸命草むしりしまして、なれてきたら、おまえはいいやというのではなくて、その中で、一回人を採用したら、雇用対策の、人の金ばかり当てにするのではなくて、町独自で、この金はこういうふうにして、一人でも多く雇用で人を使うとか、例を挙げれば、皆さんの幹部の給料を2割カットしたって、その分で人を使うとか、そういう気持ちでお願いしたいわけでございます。

最後になりますけれども、私は、誰かが雇用を安定させて、安心して生活できる環境が今最も必要であると思っているわけでございます。町は、こう言っては失礼かもしれませんが、もっと若さとアイデアを武器にして、もっと就職支援に力を入れ、人を動かせるための努力もしてもいいのではないかと、いうふうに思っているわけでございます。私は、ぜひ町独自の雇用に対する対策や政策を一日も早く実現させてほしいと思っているわけでございます。

再度副町長にお尋ねしますけれども、ただ国から雇用対策資金で金をもらって、半年、1年で、半年間応援してくれ、半年たったから、金が来ないからいいです、それでは人間として人情味もなければ義理もないし、そういう行政であってほしくないわけです。一度使ったら、できるものであれば最後まで、60歳定年ですか、そこまで使う気持ちでぜひお願いするわけでございます。最後にもう一回、完璧な、わかりやすく答弁をお願いするわけでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきます。

雇うほうと雇われるほうと、やっぱり考え方のミスマッチというのが現実的にあると思います。ただ、私個人としては、役場の職員に限れば、なるべく地元の人を使いたいというのが本音です。優秀な人が、町内の人がいらっしゃれば率先して使います。それは私の基本的考え方です。ただ、東京から帰ってきてぶらぶらしているのだけれども、使ってくださいと言われても、なかなかそれは難しい部分もあります。

それから、半年でポイという話がありましたけれども、臨時雇用の場合、1年限りという法律があるのですよ、こういうことで役所で使う場合。だから、そういうこともご理解をしていただければというふうに思います。

○若林スミ子議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、地場産業の育成についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 続きまして、2番の地場産業の育成について、町の地場産業育成の対策及び今後の取り組み方針についてということでご質問でございます。

こちらにつきましては、現在町のほうでは、日本政策金融公庫の利子補給制度、あるいは先ほど大野議員さんのほうで質問があった内容と同じでございますけれども、退職共済掛金の一部を助成する中小企業退職金共済掛金助成金制度、それから国際認証制度の取得事業制度がございます。そのほか、小規模事業登録制度等が今現在やっているところでありますけれども、これからも引き続き実施をしていきたいと考えております。

それから、平成25年度といたしまして……

〔何事か言う人あり〕

○村越和昭振興課長 ですから、直接そういった業種に対する対応ということはやっておりませんので、こういう制度の中でやっているわけでございます。

それから、平成25年度につきましては、新たに事業者向けの太陽光発電設備の補助金制度、こちらを創設をしまして補助をしていく考えでおります。この中身についてでございますが、出力10キロワット以上の発電設備で、1キロワット当たり2万5,000円ですか、の補助となっております。補助限度額は40万円ということで、平成25年度から新たに助成をし、そういった事業の側面から支援をしていくような考えでおります。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 課長、大変言いにくいものだけれども、補助金とか、課長の言わんとすることは横瀬広報で載せてもらえば、ああ、こういうものがあって、補助金があるのかさって。私はそんな話はしていませんから。

では、2回目に行きますけれども、いいですか。今、独立性と、言葉は悪くなるかもわかりませんが、強くアピールするために申し上げますが、これからは、あくの強い、ポリシーを持った行政がこの難局を乗り切れる自治体であるというふうに言われておりますが、私は、このような時代だからこそ、公共事業を推進し、公共工事等をふやしていくことが地場産業育成の一つであると考えているわけでありませぬ。課長、聞いていますか。

また、企業に対しまして、国の貸し出し資金であります、中小支援、事業再生を軸にした円滑化法も終了するようございますけれども、中小企業にとって深刻的で、会社の経営に対します厳しさを増しているわけでございます。このようなときこそ、地方の自治体は攻めの道しるべを示し、デフレ脱却と経済成長への執着が必要ではないでしょうか。町長、聞いていますか。よく目を見てもらって。横瀬にとっても、企業がよい形で創業、経営ができるような支援とバックアップが必要であると思っている一人であります。町内にも優良な企業を多く確保する努力が不可欠であると思っております。町の地場産業の育成に対します具体的な取り組みについて再度お尋ねをいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

済みません、傍聴の方は私語を慎んでください。

再質問に対する答弁、副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今ご質問いただきました。初めの質問から、今小泉議員がおっしゃったような答弁は難しいかなというふうに思います。地場産業育成の対策及び今後の取り組み方針についてお尋ねしたいということですので、振興課長の答弁の方向になると思います。

それから、今デフレ脱却とか経済対策とかといった言葉がありますが、それは今まさに安倍政権が真っ正面から取り組んでいることで、大変、その成果について、今後どのようなことになるかということはまだわからないのですが、大変滑り出しは好調で、評価できるというふうな人がいっぱいいるというふうには考えています。ただ、この結果についてまだ評価できる段階ではないかなというふうに思います。

また、町がデフレ脱却対策をするということは当然あり得ないと。町は日銀ではありませんので、お金を刷っているわけではないし、いろんな外債を買うとか、そういった危険なこともできませんので、なかなかそれは難しいかなというふうに思います。

公共事業が一つのお話でありましたが、公共事業は町にとって大変重要な事業だというふうに考えています。費用対効果等を見ながら、大きいところから今順次進めているわけですが、必要なものから順次公共事業は実施していきたいというふうに思います。

それから、中小企業対策といたしますと、いろいろ先ほど振興課長が言った、そういうソフト、それから融資の面、企業一つ一つに対する補助というのはなかなかありません。大体融資になるわけですが、融資に対してのいろいろな優遇措置等をするのが一般的な対策です。そのほか、町が行うということであれば、新製品を、うちのほうでは特産物等開発補助金と言っていますが、今いろんなお話が来ています。ある特殊な工場をやりたいとか、あるいはこんなものを実施したいとか、そういった人に対しては、今創業支援という意味を含めて30万円の補助をしています。そのほか、先ほども言いましたように、大野議員からもいろいろ質問がありましたリフォームだとか就学補助だとか健康長寿祝金、あるいはLEDだとか、そういったものを買う場合は町内業者を、買う場合というか、リフォームとLEDについては、それを買ったりした場合は町内業者のみ交付金を出すというようなこと……

〔何事か言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 わかりました。質問の趣旨がはっきりしていれば、答弁もしやすいというふうにお答えします。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、副町長の話が、私もなかなか話が上手ではございませんので、わかりにくい点多々あると思いますけれども、私は、課長さんでも副町長でも、個人のことで5万円の補助金があるとか30万円あるとか、私はそんなことは聞いていないのです。横瀬の中の事業者が、よくこっちを向いて聞いてください。目をつぶらなくていいから、私の顔を見て。

本当に、普通、私なんかは、今仮に、いろんな業者がいるわけです。その中で、もう少し資金でもあれ

ば人を使えるとか、町でこういうふうにやってくればこうなるとか、そういうことを私はお尋ねしているのです。私は今までよく言っていますけれども、横瀬の町民の全部の、補助金の2万円や3万円の話なんかしていませんから。これでは、副町長、課長と同じ意見では、同じですよ、頭が。はっきり申し上げて。だから、私が言いたいことは、どうにか横瀬の業者が、横瀬で仕事をしてよかった、またこれからも続けよう、そういう発想を、町のほうでも少しぐらい支援したらどうですかと思っているのです。

よく言いますけれども、よく最近、テレビとか新聞等を見ていまして、この間、久しぶりにテレビを見ていましたら、熱海市というのがあります、静岡に。一昔前は、熱海といえば観光資源、それでいっぱいお客さんが来たそうでございますけれども、今は随分、毎年毎年、お客さんの出足が悪くて減少しているそうでございます。その中で、テレビの中では、渡辺副町長みたいな優秀な市長さんが中心となって、どうにか、土産品でもこういうものをつくろうとか、では環境をこういうものをつくろうとか、そういう気持ちで多少なりお客が戻ってきたそうです。

私が言いたいことは、町の中でも、誰もそうかもしれませんけれども、ほとんどの方が、借金でもなければ、よしたって、こういうふうに、こんなわけではなかったと。その中でできることは、町のほうで支援をしていただけるのがいいかなと思っているのです。はっきり申し上げますけれども、またこれからもいろんな質問をさせていただきますけれども、私は、だから、補助金の3万円だの5万円だの話は一切しませんから、よく頭の中に入れてもらって答弁をお願いしたいわけでございます。

最後になりますけれども、地方でも地域でも、田舎の人口はどこ地域も減少しているわけでございます。横瀬町も当然ながら減少しているわけでございます。いわゆる学力をつけても、職のないふるさとには戻ってこないのが実情ではないでしょうか。私は、優秀な成績の横瀬の小中学校の卒業生が一人でも多く地元へ、そして横瀬に帰ってこられるような企業への支援及び地場産業の育成が大切であると常々考えているわけでございます。先ほど副町長が言いましたけれども、アベノミクスではありませんけれども、横瀬にもカトウミクス及びワタナベミクスの発想をお聞きしたく、地場産業の育成の観点から、公共事業の拡大対策を初め町独自の取り組みに対しまして、これからの施策と意気込みがあれば再度お尋ねするわけでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今回の質問で、何とか答弁できそうな感じがいたしました。

今、熱海の市長さんという話がありましたが、今芦ヶ久保の道の駅の拡張をしています。道の駅の拡張をすることによって、町内の多くの農産物をより売りやすいということもありますが、もう一つは、町長からの提案で、もっとカエデ糖を何とかできないかというようなお話がありまして、道の駅のところに、これは余り言いたくなかったのですけれども、次に質問があるので言いたくなかったのですけれども、そういったことで、質問がありますからあれですけれども、カエデ糖を使ったものをカフェテラスとして売り出すと。紅茶を利用するとか、そういったもので土産品等をより多くしていきたいと、横瀬の魅力アップを高めたいというふうなことでは今行っています。そういった発想で、いろんな町の資源をどう商品化するかといった発想で常にいろいろ考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○若林スミ子議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私からは、カトウミクスとか何とかと言われましたので、お答えをさせていただきます。

町の規模が、一般会計30億円程度で、小さいものの積み重ねしかできないというのが現実です。ですから、小さいものの積み重ねで大きく育てるしか方法はないというふうに私は思っております、ぜひ、小泉議員さんも立派な経営者でいらっしゃるのです、お知恵を授けていただければというふうに思います。

○若林スミ子議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、職員の能力養成についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私から職員の能力養成について答弁をさせていただきます。

職員の能力養成については、職員の教育が一つの大きな取り組みになるかと思っております。そのようなことで、職員の教育の現在の取り組みと今後の対応について答弁をさせていただきます。

議員さんのお話のとおり、私ども公務員に対する町民の関心は非常に高まっております。このようなときこそ、気を引き締めて、業務遂行に職員一丸となって邁進しているところでございます。

職員の研修につきましては、埼玉県と県内の市町村職員の人材開発を図るため、彩の国さいたま人づくり広域連合を設置してございます。この広域連合では、埼玉県や県内市町村の職員の人材開発を図るための研修、政策研究、民間企業への職員の派遣研修等、さまざまな研修を常時開催しております。当町は、この広域連合で開催される研修に一人でも多く職員を参加させ、教育、能力の養成を行っております。これからもこの研修を利用させていただいて、職員の能力養成を図っていきたくと考えております。

また、職員が公務上必要とされる知識、技能を習得するため自主的に受講する通信教育、こちらにも助成をしております。今後も、職員一人一人の持てる能力を最大限に発揮できるように、参加できるような体制を図っていきたく考えます。そのようなことで、研修をさせながら役場組織の活性化を図っていきたくと考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今の総務課長の答弁でございますけれども、今、研修に行くとか何をするとか、研修に1日、2日行って変わるものであれば、皆さんすぐ変わると思いますが、これからは机の上でも実践型で、そういう時代が来ていると思うのです。

2回目になりますけれども、以前職員の問題に対します質問でご回答いただきましたが、ここへ来ますと、また副町長が、前回のときも、職員はよくやっている、頑張っているとのことでありましたけれども、最近の状況を拝見させていただきますと、決してそのような感じがしないわけでありまして。こう言ってはまた失礼かもしれませんが、私も議員になりましてもう13年たつわけでございますけれども、いつでも職員の皆さんが、差しかえだ、差しかえしてくれ、差しかえしてくれと、一回でもまともな書類がな

いわけでございます。誰でも、人間ですから、1回、2回は間違いもあるでしょうけれども、ほとんど毎回で、はっきり申し上げて、いろいろ担当者が書類を書いて、書き終わったら課長が目を通せばそんなことはないのです。課長がめくら判を押して、当日、日にちが間違っただ、字が違っただ、こうだっただ。そうすると、一般の方では、やっぱり何回間違っただと、それこそ減俸です。

私は、議員として、皆さんにけちを言うとか悪口を言うとかではございませんけれども、よく私なんか、一応、これは皆さんも、電話対応とか、さらにフシニンケンカンですか、強くいただいておりますけれども、その背景には何か皆さんも悩みも持っているのではないかというふうに思っているわけでございます。よくいろんな方が電話されたり、窓口へ来て世間一般の話を回答で答弁していれば文句はないのです。できるとかできないとか検討するとか、そういうふうに言うから話が前に進まないわけでございます。

きょうは皆さんも、今まではよく下を向いていましたけれども、よく話も聞いていただいて、私は自分で議員として嫌がらせしようとか皆さんの足を引っ張ろうとか思っているわけではございませんから、お互いに町をよくしようとか、その中で、これからもっと、ほとんど、副町長を初め幹部の立派な方がいるわけでございますけれども、町のリーダー役として、ポリシーを持ってこういう仕事をすればできると、そういうふうに身をもってしていただきますようお願いするわけですがけれども、これから町として、もう一回、どういうふうにして育成していくのかを再度お尋ねをするわけでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 今のお話を聞いていると、私にもそうだろうと思うときがあります。職員も大勢いますから、いろんなタイプがあります。例えば、じゃじゃ馬的に走り過ぎる職員、適度に、いいように走ってくれる職員、余り走るのが好きではない職員、亀のようでも一步一步着実に歩く職員と、いろんなタイプがありまして、私もどういう職員を育てたらいいかというのは町長就任当時から大変迷いまして、私も会社勤めを3年しかしておりませんので、一番下っ端でしたから、人を使うという能力は秀でていたとは思っておりませんが、どういう職員にすればいいのかということ。

私が最初に考えたのは、全員がある一定のレベルには達する、そういった努力をしたつもりです。それから、第2段階としては、その中の、余り走り過ぎては困るのですけれども、走りのいい職員を育て上げること、その走りのいい職員が全体の職員のレベルアップをしてくれるのではないかというふうに期待をしました。人間というのは、人に言われたからどうだという、はい、そうですかという人はなかなか少ないです。小泉議員さん、そうではないですか。小泉議員さんの会社にも多分いろんなタイプの社員がいるのだと、いい社員もいるし、おもしろくないのもいるかもしれない。でも、そういう人たちをどうにか使って、うまく組織を動かしていくというのが私の仕事だというふうに思っています。

これは答えになるかどうかわかりませんが、今後も地道な努力を続けながら職員の質を高めたいというふうに思いますし、最初から私が言っているように、私の顔色を見るのではなくて、町民の顔を見て仕事をしてくださいということを徹底させていきたいというふうに思っております。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 町長に再三答弁いただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。そのなかにかれまして、いろんな方もいますけれども、この時代でございますから、役場の中にもいろんな方もいるでしょうけれども、今役場をもし仮にやめたらどこも働く場所はありませんから、誰も逆らう人はいないと思っています。

その中で私が思うことは、町長がナンバーワンでいるわけです。以前に、また副町長の話になりますけれども、一般質問で私が軍事的な、軍師の話を見せていただきましたけれども、そのとき、副町長が今の時代には必要ないと豪語したようでございますけれども、最近は私も、できの悪い割には、本でも見たり、新聞でも見たり、勉強して見せて見ると、今こそナンバーツーの必要性を訴える本が出てきていますけれども、その中で、もしよかったら、よく本でも見ていただいて、町長の片腕として、町長、俺に任せておけよ、俺が部下から町のことからこういうふうにするよとか、そういうことを考えれば職員の方々も、あれだけ副町長がするのは、我々も本気で仕事をしなくてはと。だから、模範になるような仕事をすれば、きっと部下もついてくるのではないのでしょうか。

今後、今話をしましたけれども、はっきり申し上げて、口論ではありませんけれども、町長とも副町長とも話をさせていただいて、そのなかでかみ合わない部分もありますけれども、その中で、これからは、はっきり申し上げて、高い給料をとる方が本気になって、課長クラスが、あの町長に、あの副町長についていこうという見本になるような仕事をすればきっと人材育成をできると思いますので、よろしくお願いたいわけでございます。

最後、どうですか、もう一回副町長に、俺もそういうふうにしよとかわかったとか。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 私も、4年が終わろうとしております。

それで、今、例えば先ほどの差しかえの話がありました。本当はすごく怒りたいのですが、今ちょっと我慢しています。前の職場ですと、差しかえというようなことがあると物すごく怒られた経験があります。差しかえできる時期というのがあって、それを過ぎると大変でした。

そういった事務的なことはさておきまして、今、町の職員の中で、芽を摘んではいけないなというような、いろいろ一生懸命やる職員が出ています。そういった職員をどう育てていくか、なるべく答弁も出ないようにしたいと今思っています。というのは、もうそろそろ次の世代を育てる時期かなというふうに思っていますので、徐々にいい職員が育っているというふうに思っていますので、よろしく見守っていただきたいというふうに思います。

○若林スミ子議長 以上で10番、小泉初男議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中でございますが、ここで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日程第4、町政に対する一般質問中です。

質問を続行いたします。

○若林スミ子議長 次に、6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○6番 赤岩森夫議員 6番、赤岩森夫です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をいたします。

私も初めての一般質問です。お聞き苦しい点はおわびいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項は、カエデによるまちづくりについての1項目のみでございます。よろしくお願いいたします。

横瀬町の80%以上が森林でございます。昭和40年代、経済林として、国、県の奨励で杉、ヒノキが植林され、今では伐期を迎えているところでございます。外国産に押されて、建築素材としての需要が少ないのが現状でございます。今では、花粉、危険、暗いの3Kになっているようです。

そのような状況の中、横瀬町の森林を活性化させるという考えを今持っているところでございます。横瀬町の木はもみじです。もみじといいますと、一般的にはカエデの中でも葉っぱの切れ込みが深く、赤く紅葉するものをいいます。葉の切れ込みが厚くなく、黄色く紅葉するものがカエデと呼ばれているようです。もみじもカエデもカエデ科に属して、総称するとカエデと言うようです。

大変前置きが長くなりましたが、まず(1)のカエデの樹液の活用についてですが、この樹液の活用については町長や関根議員が熱心に取り組んでこられたと伺っております。私も、芦ヶ久保の方々と連携をして、樹液の採取やその活用にかかわってきました。この冬にとれた樹液も味わってみました。その結果、カエデの樹液は思いのほか甘く、活用も十分可能だと感じております。

そこで、町では雇用対策事業でカエデの資源調査を行ったとのことですが、どのように考えているか、担当課長にお伺いをいたします。

次に、(2)、もみじの名所づくりについてですが、私は昨年、青年会議所の方々が行った横瀬郵便局南斜面やウォーターパーク周辺斜面へのもみじの植栽のお手伝いをいたしました。また、芦ヶ久保地区のアスガキボウ委員会では、手入れがされず、暗くなった竹林や杉林を整備し、もみじを植栽いたしました。また、紅葉がきれいなもみじが国道299沿いに多く自生しています。そのもみじを大切に、大事に、周辺の刈り払いをして育てていく今計画をしているところでございます。

このアスガキボウ委員会は、芦ヶ久保を何とか活性化させようという思いを持つ有志の会で、私も参加をさせていただいております。このような活動によって、数年後は横瀬町がもみじの名所になることを望んでいます。私は、町を活性化させていくには、町に住む多くの方が町をよくしたいという思いを持って行動することが重要だと考えております。

そこで、町はもみじの名所づくりについてどう進めていくのかお伺いをいたします。

また、平成25年度予算に関連するものがあればあわせてお答えを願いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○若林スミ子議長 6番、赤岩森夫議員の質問1、カエデによるまちづくりについてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 6番、赤岩議員さんの一般質問1、カエデによるまちづくりについて、要旨説明(1)、カエデの樹液の活用についてともみじの名所づくりについて、(2)についてお答えをさせていただきます。

まず、(1)からでございますが、カエデの樹液の活用についてでございます。初めに、調査関係から申し上げさせていただきたいと思っております。平成22年度、埼玉県緊急雇用創出基金の市町村補助事業を使いまして、さいたま市にございます株式会社埼玉学術事業会へ委託し、森林植生調査を実施させていただきました。委託の内容につきましては、木ごとの調査、データ集計、樹液の採取試験、樹液の品質分析等でございます。

それでは、その中身についてですが、まず調査の方法でございますが、調査方法は、林道または沢に沿って両側100メートル以内に生育する直径10センチ以上のカエデ及びミカン科のキハダを対象として、樹液採取が可能な場所に立地するカエデについては対象外としたということでございます。

調査地域でございますが、生川西地域、これは武甲山南東斜面側でございます。それから、2カ所目が生川東流域ということで、武川岳の北西斜面でございます。3つ目が小島沢流域でございます。4番目が処花沢の流域、こちらにつきましてはNTTの通信の施設がある管理道路沿いの沢沿いでございます。次に、5つ目ですが、焼山沢流域でございます。6つ目が牛喰谷流域、7つ目が横瀬川本流域ということで、飯能市の名栗境から国道299号線の県道沿い、正丸トンネルのところまででございます。8番目としまして、南沢流域ということで、旧正丸峠に南沢から登っていくところでございます。9番目としまして、大持、小持山稜線部のブナ林、こちらについて調査をしたところでございます。

それから、樹液の採取試験ということで、樹液の流出時期と流出量を把握するため、生川西流域の県造林20本、それから南沢、旧正丸流域の町有林より30本を選びまして樹液を採取したということでございます。

成分の分析についてでございますが、採取した樹液より100ccサンプルをとり、樹液時期の違い、樹種の違い、採取地の違いに着目しながら、ミネラル等の組成について埼玉大学科学分析支援センターで行っております。

それでは、調査の結果でございますが、10種2亜種の生育を確認したということでございます。内容につきましては、イタヤカエデ、エンコウカエデ、ウラゲエンコウカエデ、イロハモミジ、オオモミジ、ミツデカエデ、カジカエデ、コハウチワカエデ、ヒトツバカエデ、メグスリノキ、ウリハダカエデ、チドリノキ等でございます。

分布の特徴でございますが、谷筋など水分環境のよいところではイタヤカエデやミツデカエデが多く生育し、斜面中腹から尾根にかけてはエンコウカエデやカジカエデが多く見られたということでございます。

全樹種1,191本について調査をしております。そのうち、イタヤカエデについては485本、40.7%、ミツデカエデにつきましては154本ということで12.9%、オオモミジにつきましては64本で5.4%というような内訳になってございます。それから、大持、小持山稜線部のブナ林についてですが、こちらにつきましては、ブナ33本、イヌブナ4本が確認をされているところでございます。

樹液採取の結果でございますが、樹液の採取量は個体間のばらつきが大きいのですけれども、生川西地域では平均12.3リットル、旧正丸峠、南沢流域でございますが、こちらにつきましては平均7.05リットルと、樹体の大きさから予測される量に比べて小さな量となっております。

それから、成分分析の結果についてでございますが、イタヤカエデの成分については樹液資源としての可能性が示されているということでございます。横瀬地域に多いミツデカエデについては、糖分含有量は比較的小さいことや風味に特徴があり、樹液資源としての評価は余り期待できないかと思われる。カジカエデは、イタヤカエデに比べてミネラル、糖ともに小さな値となっているということでございます。

それから、カエデのミネラル成分ということで、これにつきましては、ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム等でございますが、40分の1に濃縮した場合には、カナダ産のメープルシロップと呼ばれているものでございますが、こちらよりもその成分は高かったということでございます。ですから、樹液を使った特徴のある製品づくりが期待できるとの調査結果でございました。

樹液の活用についてですが、カエデ樹液の採取やカエデ樹液を利用した特産品開発などを主な柱として地域の活性化を図る目的で横瀬町樹液研究会をことし1月4日より立ち上げ、会員によるカエデ樹液の採取を行っております。採取しましたカエデ樹液は、秩父市に秩父樹液生産協同組合がございまして、こちらのほうで買い取っていただいております。

また、昨年より横瀬町茶業組合で2番茶を利用して紅茶の生産を開始しております。横瀬のおいしい紅茶として販売をしております。現在、今年度の事業で道の駅で工事を進めておりますけれども、農産物直売所や食材提供、供給施設で、カエデ樹液を使用した紅茶とかカエデ紅茶ゼリー、カエデ樹液を使用したデザートなど、カエデ樹液と紅茶を組み合わせた特産品の販売を考えているところでございます。

次に、要旨明細の(2)のほうでございますが、もみじの名所づくりについてでございます。初めに、平成25年度予算に関係することから説明をさせていただきます。埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を使いまして、里山景観魅力アップ事業を考えてございます。内容につきましては、観光客の目に触れる場所を中心に町の木もみじを町内各地に植樹し、周遊するコースなどを設定しまして、春の新緑、夏の新緑、秋の紅葉などの四季を感じる魅力的な里山の風景を新たに整備することにより、都市住民の誘客につなげることを目的に1,000本のもみじの植樹を実施していきたいと考えております。

また、このほかに、県の事業で里山・平地林再生事業や町の事業、先ほどの里山景観魅力アップ事業もそうですが、もみじがある程度成長するまで、5年間程度は草刈り等の管理をお願いしたいと考えております。個人所有地の場合は、協定書を交わしまして、5年間は適正な管理をお願いしていただくよう考えております。お話の中にありました秩父青年会議所の皆様や、それから芦ヶ久保地区のアスガキボウ委員会の皆様に、里山景観事業を積極的に推進されていることに大変感謝を申し上げたいと思います。

それから、5年の協定を結んだその先についてでございますが、5年後、どのような状況になるのか、まだその経過がたっておりませんので、その状況に応じて考えていきたいとは思っております。維持管理もかかってくると思いますが、財政面でも町として負担のかからない方向で検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 ただいま、雇用対策事業でカエデの調査をしたということで、実態が本当に書面で見てわかるので、芦ヶ久保の有志の人たちで樹液採取研究会という組織を、まだ100%立ったわけではないのですけれども、まだ設立総会もしていない状況で、今、とりあえずこの1年間、この冬の3カ月の期間なのですけれども、皆さんで協力し合いながら樹液をとってみましよう、研究的にやってみましようということで、南沢の町有林を無償で借りて、その樹液を今とっている、今が時期です。それで、当初、大体横瀬から1トンぐらい欲しいなというお話をいただきました。今言った会員の皆様方が非常に熱心にしてしまして、大体1トンのちょっと上にいったと思ひます。そこら辺を踏まえながら、これから芦ヶ久保を含めて横瀬町の森林の活性化、そしてひいては地域の活性化というものにつなげていければ一番いいかなと。

先ほども申し上げましたけれども、今現在、経済林として皆さんが一生懸命植林をしてきた木が、今後10年、20年といけば、これからどうなるかわかりませんが、とりあえずは今樹液ということで、東京あたりの人に言わせると、NHKあたりで放送してまして、非常に秩父の樹液というものが好評だとか、関心を持っているような今現状でございます。そんな中で、今後とも横瀬町として、町としてもぜひともご協力をいただいて、地域とタイアップしながらこれからお世話になっていきたいと思ひますけれども、どうぞご指導よろしくお願ひ申し上げます。

私は質問だけで結構です。

○若林スミ子議長 要望でいいですか。

○6番 赤岩森夫議員 はい。

次に、もみじの名所づくりなのですけれども、今執行部からの説明がありましたけれども、今ウォーターパークの相向かいあたりに青年会議所の皆さんが植樹をいたしました。これも大体7年間というような、約束ではないのですけれども、町長さんもお承知だと思いますけれども、7年間というものを何とか管理はするということいろいろ考えているようだけれども、その後どうしたらいいのか、町としてどういう考えを持っているのか。私は、やはり町をよくするというので、横瀬町の住民が力を合わせてこの管理をしていくということが一番いいのですけれども、やはりそこにもまた限度があるということで、先ほどサポーターという話が出ましたけれども、町がサポーターになるのも結構なのですけれども、サポーターというような人材を育成するのも一つの考え方だと思いますけれども、そこら辺のお話を聞きたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

それと、今度事業でありますけれども、やはり区長さんとか、行政にお話をして、各方面に幅広く植樹をしたいというようなお話もちょっと聞いております。手を挙げた区の区長さん、その区長さんは非常に

そういうものに熱心な人で、例えば植えたということですが、植えるという考えを持っていて、それでその後、区長さんが1年でかわると、例えば2年でかわると、こういう区長さんも恐らくおられると思います。そうすると、次の区長さんがそれに関心がない場合には、せっかく植えた苗木も大変になるのではないかな、こんなふうに思っております。

そういったときに、やはり、昔は植林をするのに、横瀬町の町有林に対して管理人というような形で、ちょっと規模が違うのですけれども、横瀬町に、根古屋に新井さんという人がいたかな、とか入山地区には、芦ヶ久保地区には浅見さんという方が管理をしてきて、今の現状の立派な植林になっているということです。そういったことを考えますと、やはりもみじもこれから10年たてば恐らく横瀬町の名所になるのではないかな、こんなふうに考えております。そこいら辺を目安に、町でもこれからの管理をどんなふうに考えているか、もし、副町長さんに答弁よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今、いろんな町で、どうやってまちおこしをするかということで、いろんな考え方でいろんな事業をやっています。例えば長瀬町だと、宝登山は大きな共有林が2つあって、その共有林の方々が用地を提供して、いろんな企業だとか団体が来て、山桜とか、町が指定した木を中心に植栽しているような状況です。そういった企業さんたちに町が出している条件は、手が抜けるまでは皆さんがやってくださいよということなのですが、なぜそこで企業がやるかという、企業はそれを自分の会社のホームページで、CSRという、社会的責任という項目の中で、企業はこんなことをやっていますよと宣伝してアピールすると、そういうことで企業さんはやっています。それと同じようでありながら、ちょっと横瀬の場合はそういった、青年会議所なので、そこまでいけないと思うので、この前、器具置き場ということで、器具等の置き場を確保したところがありますが、

7年というのは、私もちょっと言った7年なのですけれども、たしか赤岩さんの言うように10年のほうがいいかなというふうに思います。それと、では10年までどういうふうに育てるかということになってきますと、今ご提案がありましたが、ちょっと今のところ私も具体的な方策が見つかりません。ということで、また赤岩さん等と相談しながら、管理人制度だとかそういったものを活用しながら、せっかく汗をかって植えたものですので、何とか横瀬町の名所になるような、いいものに育つように考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 大変ありがとうございました。

やはり、これから事業としてやるもみじも、どんなもみじを植えるのか、課長さん、もし承知をしていたら、例えば今までもいろいろ、もみじの先生というか、両神の加藤さんあたりが非常に熱心に、もみじのことについて詳しい、ましてウォーターパークとか、そここのところの斜面に植えたのはそこから苗が全部来ていると思います。そこら辺で、そういう苗をこれからも活用していくのか、また議員の中にはもっと太いのを植えたらどうだというようなお話もありますけれども、そこら辺、予算的なこともいろいろあ

るだろうし、今後加藤さんの苗を対応していくのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 ただいまの再々質問にお答えをさせていただきます。

両神の加藤さんで、大分苗を育成させていただいております。加藤さんのお話ですと、公共用地に植樹をする場合には無償で提供させていただきますという話をいただいております。ですから、公共用地に植栽する場合には加藤さんのほうからいただけるといいます。種類については、イタヤカエデが主なものだと思っております。それから、そのほかのもし植える地区が出てきますれば、公用地でない住所につきましては購入をしてやっていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 公共用地と言いましたが、町がかかわっていろいろ実施するのであれば加藤さんの苗木を提供するというような話がありましたので、その辺またよろしくお願いします。

それからもう一つ、なぜ加藤さんの苗木を使うかという、加藤さんの苗木は、地域でとれた種を使った苗木です。そして、例えば造園でいろんなところから苗木を持ってきますと、いろんな時期に紅葉して、何となくアンバランスな雰囲気があるのですが、加藤さんのだと大体同じような種子を使って苗木をつくっていますので、多分、紅葉が一斉に、ちょうどソメイヨシノが一斉に咲くのと同じように、一斉に赤くなってきれいなのではないかなというふうな考えを持って、加藤さんのご厚意に甘えながら、今苗木をいただいて植樹していくというふうを考えております。

○若林スミ子議長 以上で6番、赤岩森夫議員の一般質問を終了します。

○若林スミ子議長 次に、5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、お忙しい中ご苦労さまでございます。私の声は聞こえますでしょうか。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、2項目について質問をいたします。まずは、生活環境の整備についてでございます。具体的には、政府が打ち出した国土強靱化基本法案への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

政府は、長期間にわたって持続可能な国家機能、日本社会の構築を図るために国土強靱化基本法案を作成しました。国土強靱化の基本理念としては、①、経済等における過度の効率性の追求の結果としての一極集中、国土の脆弱性の是正。ということは、戦後の国土政策、経済政策の総合的な検証の結果に基づく他局分散型の国土の形成をしたいということでございます。2としまして、地域間交流、連携の促進、特

性を生かした地域振興、地域社会の活性化、定住の促進。これは、我が国の諸課題の解決、国土の保全、国土の均衡ある発展、複数国土軸の形成を考えているようでございます。3としまして、大規模災害の未然防止、発生時の被害拡大の防止、国家、社会機能の代替性の確保。これにつきましては、大規模災害発生時における我が国の政治、経済、社会活動の持続可能性の確保をすることとあります。

この背景として、昨年12月の笹子トンネル事故は、老朽化したインフラの整備不良がもたらした事故の恐ろしさを示した非常にショッキングな出来事であると思います。橋や道路等のインフラの耐用年数は50年程度とされておりますが、笹子トンネルの場合は開通後35年での天井崩落であり、適切な維持管理及び老朽化施設の更新の重要性が改めて浮かび上がりました。いわゆる高度成長期に整備されたインフラがこれから本格的な更新時期を迎えることとなるわけでございます。国土交通省によれば、建設後50年以上を経過したインフラの割合は今後急速に増加し、例えば全国に15万5,000橋ほど存在する長さ15メートル以上の道路橋の場合、2012年度の8%から20年後の2030年には52%と半数以上に達すると言われております。

したがって、1つ目の質問は、本町のインフラ整備促進についてでございます。①としまして、本町の老朽化したインフラの維持管理、更新について、どのように対応されているかお伺いをしたいと思います。

そして、②は、自然災害に対する備えの強化について、どのように対応されているかお伺いをしたいと思います。

続いて、2項目目の質問は、横瀬町職員の定員適正化についてお伺いをしたいと思います。横瀬町では、平成14年4月に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めてきましたが、近年の厳しい行財政状況等に鑑み、現行計画を見直し、簡素で効率的な行政体制を一層推進するために、新たに平成17年度を初年度とする定員適正化計画を策定されました。この計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間であったと思います。その定員適正化目標は、平成26年度までに、一般行政、特別行政、公営企業等を合計した職員数を99人から13人削減して86人を目標とするものであったと思います。

そこで、1つ目の質問としては、現在の行政需要に対応した組織及び定員配置について、どのように展開されているかお伺いをしたいと思います。

続いて、2つ目は、地方交付税減額により人件費への影響についてお伺いをしたいと思います。本年1月31日の埼玉新聞には、政府は、地方公務員の給与水準を国家公務員並みに、2012、2013両年度で平均7.8%削減することを名目に、2013年度の地方交付税を2012年度当初より3,900億円少ない17兆600億円とする方針を決めたことに対して、県内首長さんから反発の声が上がっているという報道がありました。

地方公務員の給与水準は、自治体が自主的に判断して条例で定める仕組みでございます。しかし、交付税が減れば、給与を引き下げないと住民サービスに支障が生じ、結果的に国の狙いどおり削減せざるを得なくなるからだというのであったと思います。新藤義孝総務大臣は、自治体ごとの行政改革実績に応じ配分額を決めるなど、地方財政に配慮する方針を示しているが、具体的な影響額は現状では見えていないということで報道されました。したがって、横瀬町の現状はどのようなものか教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 5番、若林想一郎議員の質問1、生活環境の整備（国土強靱化基本法案）への取り組みについてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 質問事項1について、建設課で所管する事業について答弁をさせていただきます。

要旨明細1の老朽化するインフラの維持管理、更新についての対応ですが、まず町道橋梁についてでございますが、本年9月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく橋梁修繕等を平成26年度から実施していきます。計画では、定期点検をその後も繰り返し実施し、優先順位に従い、修繕等を行うことにより維持管理、更新をしていくこととなります。

次に、橋梁以外の道路管理施設、準用河川、普通河川の河川管理施設、林道施設などで影響の大きいものについても、今後橋梁と同じく点検を行いながら管理等をしていかなければならないと考えております。なお、国県道、1級河川、砂防指定地の管理施設や治山施設については、県において計画的な点検等による管理をしていることと理解しておりますが、地元からの情報提供も重要であるため、現地確認をした上で、必要に応じて県への通報等はしていきます。

要旨明細2の自然災害に対する備えの強化についての対応でございますが、まず土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域内の土石流危険渓流、急傾斜地についての対応でございますが、県において計画的な防災施設の整備推進を行っているわけではございますが、町といたしましても、緊急輸送道路、避難路、避難場所等にかかわる箇所など緊急性の高いものから整備してもらうよう、砂防指定または急傾斜地の指定並びに防災工事、早期実現の要望をしていくとともに、大雨時等におけるパトロールの強化並びに異常情報への速やかな対応及び県への通報などを行っていきます。また、1級河川や砂防指定地の危険箇所についても、防災工事の要望等、同様な対応をしていきますが、地元からの意見や用地提供なども重要であることから、地権者の同意もあることを付して要望していきたいと思っておりますので、関係者皆様のご協力をお願いしたいと存じます。そのほか、大事に備え、住宅の耐震化を促進するよう、今後も木造住宅耐震診断、耐震改修費補助事業を継続し、広報等を利用した事業内容の周知徹底を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 5番、若林議員さんからの一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私のほうからも、要旨明細1の1番といたしまして、老朽化するインフラ整備の維持管理、更新について答弁をさせていただきたいと思っております。先ほど建設課長が担当するインフラ整備について答弁を行いました。私のほうからは上下水道で担当するインフラ整備についてご説明をさせていただきます。

まず、水道事業からお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、当町の水道事業の各施設でございますけれども、昭和28年に大畑簡易水道の整備に始まりまして、寺坂浄水場、そして生川浄水場、山口浄水場と整備を進められ、昭和54年3月には姿見山浄水場が完備し、現状の水道施設がほぼ整備されたこととなります。現状としましては、7つの浄水場で水道水を精製し、各浄水場から配水管や給水管を利用し

て各家庭まで水道水を供給しているというのが現状でございます。

ご指摘のように、老朽化したインフラ整備にどうこれから取り組むか、更新はどうするのか、全国の水道事業者が抱える共通の課題として、避けて通ることのできない大きな問題になっております。水道施設等の耐用年数に関しましては、地方公営企業法施行規則に定義をされておりまして、大きなくくりで申し上げますと、電気設備等に関しましては15年程度の耐用年数が多く、浄水施設等の鉄筋コンクリートづくりのものに関しましては50年から60年、また配水管等に関しましては40年というような年数になっておりまして、当町の水道施設においても老朽化が進んでいる状況がうかがえております。

平成23年度に発表された水道統計の資料でございますが、上水道の管種別延長のデータがございます。この中に、埼玉県内69水道事業者の铸铁管や石綿セメント管といった老朽管の総管延長に占める割合が記述してあります。当町はと申しますと、この中で総管延長が今7万6,044メートルございます。その中で、老朽铸铁管、今残っているのが333、石綿セメント管は1,797メートルの合わせて2,130メートルが今現在まだ残っております。率にしますと、3.1%という率になりますけれども、この率からいいますと、県内では31番目に整備が進んでいる自治体ということになります。なお、現在使用していない寺坂浄水場の導水管があるのですが、その部分をマイナスしますと、総管延長の約1.5%にまで減少しているという状況になっております。ちなみに、5%から今25%ぐらいまでこの老朽铸铁管、石綿セメント管が残っている自治体は埼玉県内に29自治体ありまして、これらの自治体におきましても、老朽管の布設替えに献身的に取り組んでいる状況であります。

一方、耐震化状況に関しましては、基幹管路のみのデータしかございませんので、事業全体で判断することはできませんが、県内の平均が約28%、当町は21%というデータが出ております。基幹管路は一部の管でありまして、耐震適合性を広く判断するには、管種や管路、そして管の埋設されている土地の地質や地耐力によって大きく異なってくるので、それらを詳細に調査しないと一概に言うことはできない状況であります。

また、厚生労働省が取りまとめた管路の耐震化に関する検討会報告書の中でK型継ぎ手というのがございますが、ダクタイル铸铁管の一種でございますけれども、耐震適合性に関し、秩父地域の地盤はよく、耐震適合性がありという報告がなされておりまして、同じ管種においても、地盤のよしあしによりまして耐震化扱いになるものとならないものという差異が生じてくるという状況であります。当町においても、こうした状況を考慮して詳細に調査したとすればさらによい結果が出てくるものと思っておりますけれども、今後もさらに老朽管の整備と耐震化に向けた取り組みを進めていかなければいけないと思っております。

また、下水道施設に関しましては、平成12年、下水道法の変更認可を受け、その後、管渠や水質管理センターが整備され、ご存じのように平成19年3月より供用を開始し、今日に至っているわけでございます。施設も新しく、現在も順調に稼働しておる状況であります。これら施設の耐震化に関しましては、今年度、日本下水道協会発行の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づきまして耐震診断の業務委託を行った結果、管路施設の耐震性は確保できているという結果を得ております。下水道施設に関しましては、施設も新しいということもありまして、長寿命化計画等の作成は現在しておりませんが、今後、現有施設をいかに長期的に継続管理できるか、計画の作成とあわせて検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま建設課長さん、そして上下水道課長さんより詳細な説明をいただきまして、ありがとうございました。

先日、まち経営課長から私どものところに入札経過及び結果表の送付をいただきました。横瀬町で本当によくインフラの整備がされているなというのをつくづく思いました。そして、このたびには下横瀬橋の改修計画もあるということでございまして、横瀬町のインフラ整備は本当によくされているなと思ったところでございます。

そして、1つ要望なのですが、横瀬川流域の護岸工事、あれは小河川の改修について今までお願いをしてきたことがありますけれども、今までは、国や県の事業なので、要望していくという箇所の説明をいただきましたけれども、今回の国土強靱化計画に先駆けましてこういうことを要望していただきまして、横瀬町のインフラがさらに推進されることを要望したいと思います。

そして、町長には、いつも私が職員のとときに言われたことなのですからけれども、横瀬町の人口を食いとめるためにはどうしたらいいかと。1つには、町長おっしゃったのは、インフラの整備を進めることだと、そして2つ目が、心の優しさを育てるといようなまちづくりをしていくといようなお話を聞いております。ですから、こういう今閉塞した横瀬町といふか、日本社会全体が状況でございますので、いよいよ加藤町長の行政手腕の見せどころだといふことで、町長にこちらの取り組みについてご本人の見解なりお聞きしたいなと思うところでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 インフラの関係につきましては、国のいわゆるアベノミクスの政策にうまく乗れるよう、職員を督励してまいりたいというふうに思います。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま町長より力強いお言葉をいただきました。横瀬町のインフラ整備がさらに進むことを期待したいと思います。

そして、細かいところなのですが、先ほど建設課長さんあるいは上下水道課長さんのほうからお話をいただきましたけれども、ほかにもインフラといふのがあるかと思えます。例えば水田の用排水路の整備、そのようなこともあるかと思えますし、あるいは公共施設の整備、施設の器具、機械、備品の整備、あるいは災害時における食料、飲料水の確保、車両燃料の確保、いろいろあるかと思えますが、ぜひその辺も考慮していただきたいと思えます。

そして、私が、一昨年でしょうか、和田地区の護岸の整備をお願いしたいという話がありました。現在、横瀬川の流域であります例えば語歌橋の下流域、川西側がかなり崩落しているところもありましたり、川東の13区地内でも崩落がありますので、この辺等もぜひ考慮していただきたいと思うところでございます。

こちらにつきましては、要望で結構です。

○若林スミ子議長 全部要望ですか。

○5番 若林想一郎議員 それでは、改めて。

この前、柳課長さんに、和田地区の護岸工事については国、県に要望したいというお話でしたので、その後どうなったか、ちょっと教えていただければと思います。

○若林スミ子議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 お答えさせていただきます。

横瀬川に関しましてはまだまだ危険な箇所があると思いますが、先ほどもちょっと申しましたけれども、やっぱり用地とかいろいろな問題があります。それで、要望するには、今、できましたらば地権者の同意書というのをつけて要望したいのでございます。それなので、またその辺が、和田に関しましては、果たしてあそこは用地ができるかどうかという部分もありますので、ぜひその辺を議員さんなり区長さんでまとめていただきまして、要望を町宛てにいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、横瀬町職員の定員適正化についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私からは質問事項の横瀬町職員の定員適正化について答弁をさせていただきます。

5番議員さんにおかれましては、横瀬町の総務課長として長い間奉職をいただきましたので、ご質問の内容につきましては多くの知識をお持ちでございます。今後いろいろとご指導を賜りたいと思っておりますのでございます。

横瀬町職員の定員適正化計画につきましては、議員さんのお話のとおりでございます。現在、この横瀬町定員適正化計画に基づき、職員の定員管理に努めているところでございます。

平成16年3月に実施されました合併についての意思を問う住民投票において、町民の意思を尊重して単独でのまちづくりを当町はいたしました。このことによりまして、行政改革は急務でありましたので、すぐに行政改革に取り組み、14の緊急行財政決定事項をそのときに決定をいたしました。その決定事項の一つとして、役場職員の定員適正化計画の見直しを決定されております。この内容につきましては、先ほど議員さんのほうからお話があったとおりでございます。今後10年間に13名の職員を削減するもので、平成16年度の99名の職員を平成26年度までに13名削減して86名にするものでございます。

職員を削減することにより住民サービスの低下を招くことは、これはあってはならないことであると思っております。そのようなことで、現在職員が一丸となり、低下を招かないよう努めているところでございます。新規事業等による行政需要の増加及び職員の産休、病気休暇等取得による職員の欠員につきましては、適正な人事配置により対応して、サービスの低下を抑制してございます。また、役場組織を現状に即した組織とするために常に見直しを行っております。1月の臨時議会で提案させていただき、議決をいただきま

した横瀬町行政組織条例の一部改正もその一つでございます。

今の適正化計画は、平成26年度で計画が満了いたします。計画の見直しについては、現在、地方分権に伴う業務量の増加あるいは仕事が非常に煩雑になっております。そのような現状を適切に捉えて、今後適正化計画につきましては見直しを行っていく必要があると考えております。

次に、職員給与について答弁をさせていただきます。議員さんのお話のとおり、総務大臣より給与改定の要請が来てございます。この内容は、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定等を踏まえ、地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じていただきたいというものでございます。

先ほど議員さんのほうからもお話がございましたけれども、地方公務員の給与は各自治体で一律と思われがちでございますけれども、各自治体が自主的に判断して条例で定めております。そのようなことで、一律ではございません。埼玉県内の自治体のラスパイレス指数から秩父郡内の各町の状況を見ますと、秩父郡内の各町については県内の下位を占めております。このような状況でございます。今後、総務大臣の要請に基づく給与改定等については、県内各自治体、郡内の市、町の動向を見ながら対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 総務課長さんから明快な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

職員の組織及び配置につきましては、大変努力されていると思ひまして、敬意をあらわすところでございます。役場職員の業務がかなりふえておりまして、職員1人当たりの負担増がかなりあるということで、今後、職員の皆さんに頑張ってもらいまして、住民サービスの低下にならないように頑張ってもらいまして、メンタルヘルス等、留意いただきまして、職員の人の働きやすい職場づくりに努めていただければと思うところでございます。

あと、人件費の関係でございますが、総務省のほうでこういうことを言っております。総務省は1月31日、国が7月から実施を要請している地方公務員の給与削減で、国家公務員の給与水準を下回る自治体については削減を求めない方針を明らかにしたと。また、国家公務員を100とした場合の地方公務員の基本給水準をあらわす平成24年度のラスパイレス指数を2月上旬に公表予定と。横瀬町は果たしてどのぐらいか、ちょっと教えていただければと思います。

そして、指数が100より低い自治体は削減する必要がないということであると思ひます。そして一方、100を超える自治体はその差を解消してほしいと要請があったと。また、地方の給与削減により、自治体に配る地方交付税などの一般財源が都道府県分で約5,105億円、市町村分で約2,749億円、それぞれ減るとの試算結果を提示してあるということでございます。個別の自治体がその影響を把握するための計算式を示したということがありますので、この辺もわかりましたらお願いをしたいと思ひます。

そして、活性化事業費についても説明があったということでございます。給与削減の見返りに自治体に配分することになった地域活性化事業費、こういうのがあるかと思ひます。配分額を決める際は、原則として平成24年度のラスパイレスを職員数削減率を使って計算し、人件費削減の実績を反映させるというこ

とでございます、自治体が積み重ねてきた過去の人件費削減の努力にも配慮し、直近の5年間のラスパイレース指数の平均値を考慮する仕組みも取り入れるというようなことになっております。この辺について、わかる範囲でご説明いただければと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私のほうからは、再質問のラスパイレース指数について答弁をさせていただきます。

当町の場合、101.5という数字が出ております。これにつきましては、国において国家公務員の給与の削減を図ったということで、それを基準にしておりますので、101.5ということで100を超えた数字になっております。ちなみに、参考値として、国家公務員の給与改定を考えないでやった場合には93.7というような数字でございます。

地方交付税については、まち経営課長のほうから答弁をさせていただきます。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 それでは、私のほうからは地方交付税についてご説明を申し上げたいと思います。

この地方交付税につきましては、基準財政需要額へ公債費を足しまして、あとは臨時財政対策債、それから基準財政収入額を引いたものが交付税というような形で町のほうに入ってくるわけでございますけれども、今回の地方公務員給与の削減ということで、これは基準財政需要額のほうに響いてくるものでございます。町村は一律で1.1程度というようなことで率が示されました。この削減の影響額という公式があるのでございますけれども、これは当該団体の総需要額、これは平成24年度ですけれども、これにこの率を掛けたものという算式でございます。

それから、今まで職員削減を実施している、またラスパイレース指数も低いというような団体、そういったものの努力についてどうなのだという考えがあるかと思っておりますけれども、これは救いの手がありまして、地域の元気づくり推進費というのを設けまして、これで何とかそういった努力には報いようというようなことで国のほうも考えておりました。そして、そのようなことを考えまして、町のほうに普通交付税として入ってくるわけでございます。

それとあと、基準財政需要額というものは、これはもう一律で0.5%は減らしなさいというものもございまして、その辺もいろいろ考慮しますと、平成25年度、新年度の地方交付税の金額でございますけれども、これも予算書に載っているかと思っておりますけれども、7億9,270万円という数字になります。前年から比べますと1,787万4,000円ですか、こういった金額が今回は交付税から減額されたというような形で、算式を使いますと出てきます。そういった形で、今回、新年度の交付税につきましても算出してあります。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま総務課長さん、そしてまち経営課長さんに説明いただきまして、ありが

とうございました。

ラスパイレス指数というのを一般的に見ますと、なかなか公平性を欠くのではないかというような、地方で反発があるということがございます。例えば国家公務員の地域手当は平均で月3.4万円、そして都道府県は約1.5万円を出していて、倍以上の差があると。そして、指数の算出についても、地域手当は含まれていない、国の場合は局長などの給与の高い指定職を算出の対象から除いていると、そして県は部長職までを含めていると、その辺の差があるかと思います。

一般的に、公務員というと、地方公務員、そして県の職員、国の職員ということで、皆さん、町民の方は一律に同じではないかというような見方もされますが、このところが、私も役場におりましたので、役場の給料はそんなに多くないのですよと言ってもなかなか理解されなかったところがあるのですが、たまたま私のところの資料に、全国で一番高い市町村、名前は言いませんけれども、昨年が850万4,000円、一番低いのが、1,737番目、こちらが422万円であったと思います。埼玉県で一番低いところの市町村ですが、名前はちょっと伏せますけれども、全国で1,716番目、後ろから22番目でした。この平均給与が494万円でありました。この辺のことも考えますと、果たして横瀬町の職員がみんな一生懸命やっている中で格差があるということはあると思いますが、皆さん一生懸命やっておりますので、この辺については町長さんの見解をお聞きしたいと思います。

たまたま、知事に対してこういう質問がありました。地方交付税削減に伴う地方公務員の給与削減、国が求めている一律7.8%の削減について応じない可能性を残しているが、知事はどうなのかという質問があったかと思います。上田知事は、何らかの形で交付税が削減されれば、それに見合う形の中でさまざまな削減をしなければなりません。しかし、国に先駆けて圧倒的な定数削減と給与削減を既にやっておりますので、どのレベルで交付税額が配分されるか見えていませぬので、現時点で対応する考えはとりたくない。地方自治体を一律として国が介入していくと、同じような市町村になって全滅します。特色ある自治体がいいろいろあり、多様な人物が生まれ、有為な人材が生まれます。国は、データを都合のいい場合にだけしか発表しません。ガイドラインを国が出して、それを参考にしながら、地方は意識して取り入れない場合もあり、取り入れる場合もあります。そうしないと、本当に活力ある市町村が出てこないと思います。それだったら、もう官選知事、官選市町村長でいいのではないのでしょうかというようなコメントをされています。

加藤町長、これについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 知事のような明快な答弁ができればよろしいのですが、今後、町の財政状況等を考慮しながら判断をしなければいけない問題だというふうに思っております。

○若林スミ子議長 以上で5番、若林想一郎議員の一般質問を終了します。

○若林スミ子議長 次に、1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 いよいよ最後の1人になりました。きょう、傍聴席に来ていただいている皆様、それとこの映像を控室で見ている皆様、最後まで見ていただきましてまことにありがとうございます。議会に携わる一人として、改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それと、議場の執行部の皆さん、議員の皆さん、いよいよ最後の1人になりました。皆さんの目が覚めるようなすばらしい一般質問にしたいと思いますので、最後までおつき合いをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、町の人口減少問題についてです。この件につきましては、2年前の平成23年6月の定例会でも質問をさせていただいています。この問題は、横瀬町が住みよい持続可能な町であり続けるために避けては通れない大変重要な問題であり、かつ現在十分な危機意識を持って早急に対応すべき問題と認識をしております。

2年前の一般質問の中で、私は、この問題に関しまして、目標の設定、担当者もしくはチームの特定、そして戦略の策定の3つを具体的に執行部をお願いをいたしました。最後に副町長に答弁をいただきまして、その中で何がしかの手だてを打たなければいけない時期に来ているのかなというふうに思いますと答えていただいております。

あれから約2年が経過しようとしています。我が町の人口減少ペースは一向に歯どめがかからず、ついこの1月1日現在で住民票をもとにした人口は8,995人で9,000人を割り込みました。3月1日現在では、8,975人となってしまいました。一方で、生活実態で人口を推計しております県の統計課が把握している推計人口では、ことしの平成25年1月1日現在で8,767人と、こちらは既に9,000人を大きく下回っている状況にあります。この時点で9,000人を割り込んでいるということは、私としては大変ショッキングなことだと認識をしております。

とりわけ深刻だと考えますのは、3年前、平成22年に策定した第5次横瀬町総合振興計画、これの中で前提条件となる計画フレームというのがありまして、ここから大きく乖離して人口減少が加速しているからです。この第5次振興計画の中で想定されているのは、平成22年で9,300人、平成27年で9,150人、平成32年で9,000人という人口推計です。これは国勢調査の数字をベースにしていますので、比較対象となる実際の数値としては、住民票に基づくものではなくて、県の統計から把握しているもの、つまり8,767人です。平成31年度末、つまり平成32年の3月時点で想定した9,000人を既に大きく下回り、平成25年1月時点で既に8,767人になってしまっているということで、第5次振興計画の前提条件から大きく乖離してしまっています。

改めて質問をしたいと思います。町の人口減少に歯どめがかからず、人口9,000人を割り込んだことについて認識、対応をお教えてください。よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員の質問1、人口減少についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 1の人口の減少について、要旨明細に沿ってお答えします。

まず、人口が9,000人を割り込んだことについての認識についてですが、今年1月1日現在の住民基本

台帳の集計で9,000人を割り込みました。第5次横瀬町総合振興計画で想定した人口推計や将来人口想定を早い段階で下回る結果になってしまったということについては認識しております。この原因につきましては、全国的な傾向というようなこともあるのですが、それに加えて、横瀬町には、民主党政権による公共事業費の削減、コンクリートから人へに敏感な企業の割合が高く、この政権が発足した翌年、第5次の総合振興計画の初年度であります平成22年度に人口が大幅に減少したことによるものと思われる。平成23年度には、減少率がそのころに比べると大幅には改善していますが、楽観できない状況であると考えております。

次に、対応方針ですが、秩父郡の他の町村と比較すると、横瀬町は何が強いのかということではいろいろ今手を打っているところなのですが、横瀬町の強みは、西武鉄道があり、西武鉄道の急行がとまる駅があるということが強みであると思います。しかしながら、弱みもあります。それは道路です。皆野町と小鹿野町は、高規格な道路である西関東自動車道が通過します。高規格の道路のインターチェンジの周辺は、産業立地としては有利です。最近、大きな工場等は全てこういった高規格の道路の周辺に立地しております。

横瀬町の強みは今言った西武鉄道なのですが、ではその強みを生かすためにはどうすればいいかということがあると思います。このためには、富田議員も住宅関連の産業に携わっておりますが、住宅や観光といった面に力を入れる必要があるというふうに考えています。人口対策は町の仕事の大部分が関係しますが、今回、余りにも、ほとんど人口対策にかかわるような仕事をしているというのが町の現状ですので、住宅及び観光の対策に絞ってお答えします。

まず、住宅対策ですが、この対策につながる道路等のインフラの整備につきましては、前からも答弁していますが、姿地区の道路整備に続いて、通勤通学の安全性を高めるため、町道5号線などの歩道の整備、子育てしやすい環境をするには歩道が、通勤通学等に歩道がないということは大変危険なので、幹線道路の歩道の整備を今一生懸命進めております。また、現在測量とか用地買収等を進めている路線としては、駅南側道路、計画路線の測量設計をしていますが、来年あたりは西武といろいろ用地の調整、用地買収、その他について進められるのではないかとこのように思っています。工事については、その翌年になるかなというふうに思います。

それから、今宇根地区の316号線の改築を進めています。この2路線によって、根古屋、木の間、宇根地区の通勤通学環境の大幅な改善に寄与するというふうに思っています。このことによって、宅地化が姿地区と同じように進めばいいかなというふうに思います。その他住宅対策としては、リフォーム補助金とか太陽光発電の補助金とか住宅関連の補助及び新婚家庭家賃補助などの支援がございます。

次に、観光対策ですが、観光農業など観光関連産業の活性化を図るため道の駅を拡張しましたが、今年は新たに紅茶とカエデの樹液の活用を始めます。また、学校や団体の合宿誘致を促進するため、グラウンド等の予約システム整備や関係団体の連携強化を進め、体育協会とかも含めた合宿の誘致の連携を強化していこうというふうに考えています。さらに、横瀬町の観光の魅力アップを図るため、もみじの景観づくりや寺坂棚田の周辺整備などを進めているところです。また、観光協会の情報発信力を高めるために、自立強化を図るために観光協会の独立を支援することとしております。西武鉄道も秩父の観光PRに力を入れ、テレビCMを3月1日より開始しました。今後は、西武鉄道との連携を一層深め、横瀬町の観光産業

の活性化に努めていくことが重要と考えております。

議員おっしゃるとおり、人口対策は非常に重要です。思いのほか、確かに速く進んでしまったなという感じがしています。ただ、役場として、それを結果として受けとめてはいますが、あらゆる手だてを尽くしながら人口対策に努めたいと思います。町の振興計画にもありますように、住んでよかった、訪れてよかったと言われるような町にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 ありがとうございます。

これは前回と同じようなお話になってしまうのですが、枝葉でやられているということはわかります。ただ、これは同じようで全然違う話でして、例えば南側道路をよくしたから人口がふえるかどうかという話と、人口をふやすために何を、どういうふうに資源配分をしていくのだということは全然違う話だと私は理解しています。そういう問題意識で前回質問させていただきました。

今、副町長の答弁の中でもあらゆる手だてという表現がありました。これは平成22年の総合振興計画の中でもありまして、ちょっと読んでみますが、住宅化が徐々に進み、住宅数は緩やかに増加していること、また本町は都心と比較的短時間で行き来でき、地理的な面からも好条件の場所に位置していることなどから、今後、町の活性化を図るとともに子育て支援の充実や住環境の整備に努めるなど、人口流出を抑制する政策を総動員することにより、平成31年度までの想定人口を約9,000人と設定しますと。これは、総動員していませんよね。私が申し上げているのは、人口減少をとめるための幹をつくっていただいて、その枝葉で施策が出てくるべき話なのです。だから、ここをよくしたから人口がふえるかもしれない、ここを手当てしたからふえるかもしれないではなくて、人口をふやすためにこういうふうにしましょうというのを決めて資源を配分していくというのが総動員するという意味だと理解していますが、そこはいかがでしょうか。

繰り返しですけれども、お願いしたいのは、明確な目標を持っていただきたいということ、それと誰かに責任を持っていただいて、人口を減少させないということを目的にした、ちゃんとした計画をつくっていただいて実行していただくということが横瀬町には私は絶対必要だと思っています。

今、周辺町村とのお話がありましたが、横瀬町と周辺町村では条件が私は違うと思っています。横瀬町だから、これが早急に必要であると。なぜならば、1つは規模の問題です。これは長瀬なんかも同じかもしれませんが、10万人の市が8万7,000人になるインパクトと1万人の町が8,700人になるインパクトの差を考えてみてください。平成17年に合併論議があったとき、私はそのときはここにはおりませんでしたが、想定されていた持続可能な町というのは1万人がめどだったと思います。私が当時の資料を見る限りはそういうふうになっています。そこから既にこれだけ減少しているという事実です、規模の問題。

それと、あとは加速度の問題です。前回も申し上げましたが、国勢調査の5年ごとの数字で見ると、横瀬町の人口減少加速は埼玉県一ですという問題。そして、3つ目が横瀬町のポテンシャル、可能性の問題なのです。この3つがあるから、横瀬町の人口対策は小鹿野よりも長瀬よりも皆野よりも大切だと理解しているのです。そして、急を要する問題なのです。これをしっかりと危機意識を持っていただいて、目的

化していただいて、すぐに推進していただくということが私は重要だと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今回の質問の中で、枝葉か幹かということなのですが、幹とは何かということもありますが、いろんな対策を積み重ねて目的を達成するということが当然必要だと思います。幹は、それは何を言っているのだから、ちょっと難しかったのですがけれども、それは多分目的のことを言っているのだと思います。こういう目的を掲げて、いろんな事業をやるべきではないかと。事業を実施する場合、目的がないものはないのですが、いろんな面からいっていろんな目的が想定されます。

この辺の議論をしてもしょうがないので、置いておくとしまして、もう一つ、人口減少を掲げて、誰が責任を持って誰がやるか。今の横瀬町において、人口減少をなくすというようなことを責任を持ってできる人は誰もいないと思います。これは、全国どこを見ても、人口の減少をさせないというような目標を掲げて、私が責任をとってやりますというようなことを言う人はどこにもいないと、それは一種無理な注文ではないかというふうに思います。

それからもう一つ、いろんな人口集計があります。いろんな場所をとって、いろんなところをとれば横瀬が一番悪いという結果も出てくるでしょうけれども、期間のとり方によっていろんな、例えば横瀬が一番悪いという期間をとれば、横瀬が一番悪くなります。ほかの期間をとれば、横瀬は十分に、もう少し長い期間をとるとかすれば、横瀬は十分に長瀬や小鹿野よりも上位に位置します。ここ数年のことでいえば、大分回復して、秩父市の減り方よりちょっと激しいのですが、ほかの町村よりも上の状況にあります。こういったことから、人口対策は大変重要だと思いますが、その人口対策に対してのやり方、考え方は、幹が先でも枝が先でも結果は同じだというふうに思いますので、その辺またよろしくお願いします。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 幾つかまたお話ししたいと思います。

今副町長から答弁されたこと、大分私が考えていることと違いました。1つ、幹と枝葉の関係です。これは、枝葉が先でということはありません。例えば行政改革って横瀬町はやられましたよね。大変な努力をされて、経費を削減されました。これは、まず目標がありました。経費を何%削減する、そのためにやりましたよね。行政改革の計画をきちんとつくりましたよね。ですから、それと私は同じだと思うのです。人口を減らさないための計画をきちんとつくって実行していく、だからそれが幹です。幹というのは計画です。だけれども、人口減少をとめるための計画がないですね。いろんな施策を打って、それが人口増につながるかもしれないというのはありますが、同じことを繰り返して言いますけれども、枝葉が先というのは絶対あり得ないと思います。民間企業でそんなことをやっている会社はありません。1つ目。

2つ目、担当者、誰かに責任を持ってもらうのが無理な注文かどうかという点は、これは無理ではないのです。これは、そういうミッションを与えてください、誰かに。誰かが責任を持ってやるのです。別にその人が職を賭してやる必要はないです。ただ、通常の業務の中で、業務の目標として人口を減らさない努力をしてくださいということ。こんなのは、人口減少をなくせるって、それは思っていない。そ

これは私も思っていません。ただ、この努力があるかないかによって、結果は絶対に違ってきます。絶対に違ってくると思います。それが何%かはわかりません。横瀬町が急に人口がふえることもないと思っています。特効薬がないということを知った上でお話をしているのです。だけれども、何もしないというのとでは雲泥の差なのです。

例えば振興課であれば、産業振興の施策、誰かが責任を持ってやっているわけですよね。それと同じです。誰かに人口を減らさないための策を考えてもらう、あるいはそのためのプロジェクトチームでもいいのですけれども、つくって、そこから議論していかないと、幹からつくっていかないと枝葉は絶対に茂りません。これは、私はそう思っています。

3つ目、見る期間によって横瀬町が悪くてというのは全く意味のない議論でして、私が言っているのは、横瀬町はかつてふえていて、今減少が加速しているから言っているのです。そんなのは、10年、20年で見たら、大滝やあるいは小鹿野でもそうですけれども、比べて、横瀬町のほうが減っていないなんていうことはわかっています。だけれども、ここ最近減ってきているから、対策を講じてくださいという話をしていきますので、そこは認識していただければと思います。

最後の3回目ですので、副町長に答弁いただいたのですが、これは私は答弁者は町長にお願いしております。ですので、ぜひ副町長とあわせて町長のお考えもお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきます。

富田議員さんがおっしゃるとおり、この人口減には歯どめはかかりません。なぜかという、日本の人口が減る時代において、横瀬だけがアップすることは絶対にあり得ない。

長野県の栄村というところがあります。これは、人口増加するためにいろんな施策をとりました。多分、プロジェクトチームをつくってやられたのだと思いますけれども、最近になってその現状を聞いてみますと、やっぱり減っている。一時的にはその政策の効果というのは出るのですけれども、長期的に見ると、やっぱり人口減少の流れというのは日本全体の流れですから、減っていきます。

では、どうすればいいのか。先ほど若林議員さんの質問の中で言われましたけれども、やっぱり人と人のつき合いのいい、住みよい地域にして、そうした心の融和をとりながら、この地域を守っていくという人たちに住んでいただきたい。

それから、もう一つは社会資本。私は、最近の人口動態を見て、ちょっとこれから先、希望が持てるかなという気持ちになっています。ということは、戸数は減っていません。世帯数は減っていない、そこの中にいる人間が減ってしまっている。ということは、これから世帯数をふやす努力をするしかないだろうというふうに思います。各ご家庭が、皆さんそれぞれ事情があります。私のうちも、家族が1人、東京へ行ってしまっています。みんな、そういう事情を抱えながら生活を営んでいます。だから、こういうことをやればふえるとか、こうだからこうだという理屈はなかなか成り立たないのだろうというふうに思います。私の今の町長職でできることは、住みよい地域をつくることと、それから社会資本を整備して、こ

れから後、うちができる環境を積極的につくっていくこと、その2つだろうというふうに思います。

富田議員さんのお父さんが、姿っ原を圃場整備をされました。あの政策は、今から考えると、農業の振興ではなくて宅地化の政策だったのだらうなというふうに思います。私もその次を担っておりますので、積極的にあの地域を今宅地化をするために社会資本の整備を進めております。そういった努力をすることによって、少なくとも減少していく中においても住みよい町ができていくのだらうなというふうに思います。

再度申し上げます。人口は必ず減っていきます。

○若林スミ子議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○若林スミ子議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時32分

平成25年第2回横瀬町議会定例会 第2日

平成25年3月8日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

- 1、議案第 8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 9号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 横瀬町が管理する町道の構造等の基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号 横瀬町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号 横瀬町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第19号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第20号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第21号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、

採決

- 1、議案第23号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第4号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、散 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
木崎泰明	参事兼 まち 経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

引き続きご苦労さまでございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第1、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第1、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

引き続き、担当課長より補足説明をいたさせます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 補足説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました建設課関係の条例説明資料、11ページのものがあると思いますけれども、それに基づき説明させていただきますので、ごらんいただければと思います。

資料の1ページ目でございますが、今回議案提出させていただきます建設課関係5条例の一覧と条例制定の背景等を記載させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案第8号の説明をさせていただきます。この条例は、都市公園条例と町営住宅管理条例の一部改正の条例となっております。なお、新旧対照表も配付させていただきましたので、参考にしていただければと思います。

まず、第1条の横瀬町都市公園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。説明資料2ページ目をお開きください。1の条例整備の必要性ですが、第2次地域主権一括法による都市計画法の改正により、下記委任事項を地方公共団体の条例に委任したことによります。

(1)の委任事項ですが、1つ目が都市公園の配置及び規模に関する技術的基準でございます。2つ目が都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する事項でございます。

根拠規定でございますが、委任事項の①は都市公園法第3条第1項によります。②は、都市公園法第4条第1項。

3の基準政令等でございますが、①は都市公園法施行令第1条の2及び第2条でございます。②は、都市公園法第4条第1項及び都市公園法施行令第6条第2項から第5項までのものがございます。

大きい2番の条例の概要ですが、政令や法に定められていた住民1人当たりの敷地面積の標準、配置及び規模の基準、公園施設として設けられる建築物の建築面積基準、建蔽率でございます、など基本的な事項は変えないで、政令や法律どおりに規定します。

また、委任事項が都市公園の設置及び管理に関するものであるため、一部改正で対応します。

構成は、第2条の次に第3条第1項の委任に係る3条(第2条の2、第2条の3、第2条の4)を加え、第5条の次に法第4条の委任に係る1条(第5条の2)を加えます。

次に、第2条の横瀬町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。資料3ページ目から4ページをごらんください。

条例整備の必要性ですが、第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、下記委任事項を地方公共団体の条例に委任したことによります。

委任事項ですが、1つ目が公営住宅及び共同施設の整備に関する基準でございます。2つ目が、同居親族要件の義務づけ廃止によることでございます。3が入居収入基準でございます。

根拠規定でございますが、委任事項の①は、公営住宅法第5条第1項及び第2項でございます。②と③は、公営住宅法第23条でございます。

基準政令等でございますが、①は公営住宅等整備基準でございます。②は、廃止により、なくなりました。③は、公営住宅法施行令第6条でございます。

大きい2番の条例の概要でございます。まず、町営住宅及び共同施設の整備基準でございますが、省令に定められていた総則、敷地の基準、公営住宅の基準、共同施設の基準について基本的に変えず、原則として省令どおりに規定します。また、整備基準についても定める条例に拡張することとし、一部改正で対応します。

構成は、第1章の次に第1章の2を設け、第3条の2から第3条の4までの基本理念、配慮事項、第3条の5から第3条の6までの敷地の基準、第3条の7から第3条の12までの各種基準、第3条の13から第3条の16までの共同施設の基準の15条を追加します。

次に、同居親族要件でございますが、公営住宅法第23条(入居者資格)が改正され、いわゆる同居親族要件が削られ、法律上少なくとも具備されなければならないとされる最低基準から除かれましたが、当町においては現施設、入居者の現状等を考慮し、引き続き同居親族要件を課す判断をいたします。これは改正条例第6条第1項第1号でございます。

次に、4ページ目でございますが、入居者の収入基準等でございます。条例に委任された、1つ目、裁量階層に当たる場合がどのような場合か、2つ目が裁量階層についての基準金額、3番目が本来階層、これは収入の基準、金額について特別の引き上げをしない階層でございますが、についての基準金額のうち、①の裁量階層の内容及び③の本来階層の基準金額は政令に定めるとおりに規定しますが、②の裁量階層の基準金額についてはこれまでどおりの額を採用することとしているため、旧政令に定められていた21万4,000円を規定します。これは改正条例第6条第1項第2号ア、イ、ウ、これが②と③のことでございます。第4項第1号から第3号、これは①のことでございます。

その他でございますが、1つ目が、入居者の資格として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを追加します。これは改正条例の第6条第1項第5号でございます。

2つ目でございますが、居宅介護困難者に該当するかどうかの判断方法について追加します。これは改正条例の第6条第2項、第3項でございます。

3つ目でございますが、同居の承認について、承認してはならない場合を追加します。これは改正条例の第14条第2項第1号、第2号、14条の第3項でございます。

4つ目でございますが、その他条文の形式的な整理をいたします。これは残りの条文でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 町営住宅に関してお伺いしたいと思います。今回改正の趣旨はよくわかります。この中で入居者収入基準等がまたありますので、町営住宅を中長期的に今どうされるという形になるかというのをお教えいただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 富田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

このことに関しましては、事業仕分け等でも検討したりしているところでございます。また、議員さんには町営住宅の調査等をした資料をお配りしております。

それで、その結果といたしまして、今中司団地にだけ町営住宅はございますけれども、大分古くなって、もうすぐ耐用年数に達しようとしております。これを耐震改修だとか大規模修繕とか、そういうちょっと困難がございまして、一応今のところでは取り壊す方法で考えています。それにかわりますソフト的な対策に関しましては、今検討中で、これから実施していくということになると思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第2、議案第9号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第2、議案第9号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 議案第9号について説明させていただきます。

お手元にお配りしました資料に基づきまして説明させていただきます。なお、この条例は11章から成りまして、204条の条文と附則で構成されております。各章ごとに説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

この条例の制定に関しては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などの施行に伴い、厚生労働省令の基準を参酌して、地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定めることが必要なため、制定するものでございます。

1、条例制定に当たっての国の基準ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準（厚生労働省令第34号）でございます。

2、概要としまして、指定地域密着型サービスの事業につきましては、現在職員の配置基準、居室の面積などの設備基準及び利用者の処遇などに関する運営基準について既に詳細な基準、前述しました厚生労働省令でございます、が定められており、その基準に基づき必要なサービスの提供などがなされ、町内の事業所において適切な設備整備と適正な事業運営がなされているところです。そのため、この条例におきましては、現在の国の基準を参酌して定めております。

国が示している参酌すべき基準については、主に運営に関する基準であり、他の介護サービス事業全般との整合がとられております。利用者への影響を考慮し、現行の基準内容とすることにより、適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、町独自の基準を加えず、これまでの基準とすることが適切と判断しております。

対象となる事業でございますが、①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護から、次のページの⑧、複合型サービスまででございます。

現在町内には認知症対応型共同生活介護が1事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が1事業所、事業運営しております。

表の中ですが、委任事項としまして、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準でございます。

根拠規定としまして、介護保険法第78条の2及び第78条の4でございます。

基準政省令でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準でございます。

条文の説明に移ります。条文の内容は、基本的に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

第4章以下では、サービスの種類ごとに人員、設備及び運営の基準を定めています。この中には提供拒否の禁止、運営規定の策定といった複数のサービスに共通する項目と、各サービス独自の項目がありますが、事業者にとってわかりやすさの観点から、1章ごとにそのサービスについての基準を規定しています。

第1章でございます。総則となりますが、第1条でこの条例の趣旨を定めております。

第2条におきまして、この条例における用語の定義を行っております。内容につきましては、基準省令のとおりとしております。

第2章としまして、指定の関係で3条、4条にわたっております。第3条では地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、第4条において指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、法人格の有無について定めております。

第3章でございます。一般原則として第5条が定められております。指定地域密着型サービス事業の一般原則を定めるものでございます。

第4章からはサービスごとに基準が定められております。第4章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第6条から第46条にわたっております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスであり、平成23年の法改正により、

新たに導入されたものです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する介護・看護一体型と、訪問介護を行う事業所が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する介護・看護連携型という2つの類型がありますので、それぞれに対応した基準を定めています。

第5章でございますが、夜間対応型訪問介護でございます。第47条から第61条にわたっております。夜間対応型訪問介護は、夜間において定期的な巡回または通報によりその人の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものです。

第6章でございますが、認知症対応型通所介護でございます。第62条から82条にわたっております。認知症対応型通所介護とは、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホームなどやデイサービスセンターに通ってもらい、日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。認知症対応型通所介護には、社会福祉施設などに併設されていない事業所で行う単独型、社会福祉施設に併設される併設型、認知症対応型共同生活介護事業者や地域密着型介護老人福祉施設などでこれらの事業所、施設の利用者などとともに行われる共用型とがありますので、それぞれに対応した基準を定めております。

第7章でございますが、小規模多機能型居宅介護でございます。83条から110条にわたっております。小規模多機能型居宅介護とは、居宅やサービス拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活の世話や機能訓練を行うものです。

第8章でございます。認知症対応型共同生活介護、111条から130条にわたっております。認知症対応型共同生活介護とは、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を行うものです。

第9章、地域密着型特定施設入居者生活介護でございます。131条から151条にわたっております。第9章、地域密着型特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどのうち入居定員が29人以下のもの入居者に、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行うものです。

第10章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございますが、152条から191条にわたっております。地域密着型介護老人福祉施設とは定員29人以下の特別養護老人ホームのことであり、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型計画サービスに基づいて日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。

地域密着型介護老人福祉施設には、少数の居室と近接して設けられる共同生活部屋により、一体的に構成されるユニットごとに入居者の日常生活が営まれるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設があり、これについては特性に応じた基準としております。

第11章でございます。複合型サービス、192条から204条にわたっております。複合型サービスとは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護または小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ、そ

の他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組み合わせにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいい、平成23年の法改正で導入されたものです。

続いて、附則でございますが、第1条におきまして、施行期日を公布の日から施行するものとしております。

附則の2条から15条におきまして経過措置。過去の経過措置のうち、条例の施行後も適用があるものについて定めております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第9号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第3、議案第10号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第3、議案第10号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてありますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 議案第10号について、お手元にお配りしました資料に基づいて説明させていただきます。

この条例は6章から成り、91の条文と附則で構成されております。各章ごとに説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

この条例の制定に関しては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などの施行に伴い、厚生労働省令の基準を参酌して、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることが必要なため、制定するものです。

1としまして、条例制定に当たっての国の基準でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第36号）でございます。

2、概要、指定地域密着型介護予防サービスの事業については、現在職員の配置基準、居室の面積などの設備基準及び利用者の処遇等に関する運営基準について既に詳細な基準が定められており、その基準に基づき、必要なサービスの提供などがなされ、町内の各事業所において適切な設備整備と適正な事業運営がなされているところです。そのため、この条例においては、現在の国の基準を参酌して定めています。

国が示している参酌すべき基準については主に運営に関する基準であり、他の介護サービス事業全般との整合がとられております。利用者への影響を考慮し、現行の基準内容とすることにより、適正な事業を確保する上で妥当であると認められることから、町独自の基準を加えず、これまでの基準とすることが適切と判断しております。

対象となる事業といたしまして、①の介護予防認知症対応型通所介護から③の介護予防認知症対応型共同生活介護となっております。

現在、町内には介護予防認知症対応型共同生活介護が1事業所、事業運営しているところでございます。

委任事項。指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準。

根拠規定としまして、介護保険第115条の2及び第115条の14でございます。

基準政省令でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準です。

条文の説明ですが、条例の内容は基本的に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

第4章以下では、サービスの種類ごとに人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めております。この中には運営規定の策定といった複数のサービスに共通する項目と、各サービス独自の項目がありますが、事業者にとってわかりやすさの観点から、1章ごとにそのサービスについて必要な基準を規定しております。

第1章、総則でございますが、第1条においてこの条例の趣旨を定めております。

第2条におきまして、この条例における用語の定義を行っております。内容は基準省令のとおりとしております。

第2章におきまして、指定の関係を第3条で定めております。指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、法人格の有無に係る基準を定めるものです。

第3章、一般原則でございます。第4条になりますが、指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則を定めるものでございます。

第4章以下につきましては、サービスの種類ごとに、人員、設備、運営並びに効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

第4章でございますが、介護予防認知症対応型通所介護、5条から43条にわたっております。介護予防認知症対応型通所介護は、認知症である要支援者が可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むことができるように特別養護老人ホームなどや老人デイサービスセンターに通ってもらい、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指すものです。

看護予防認知症対応型通所介護には、社会福祉施設に併設されていない事業所で行う単独型、社会福祉施設などに併設される併設型と、認知症対応型共同生活介護事業所や地域密着型介護老人福祉施設などにおいてこれらの事業所、施設の利用者などとともに行われる共用型とありますので、人員、設備の基準については、それぞれに対応した基準を定めております。

第5章ですが、介護予防小規模多機能型居宅介護、44条から70条にわたっております。介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が可能な限りその居宅で、またはサービスの拠点への通所もしくは短期宿泊により、自立した日常生活を営むことができるように日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指すものでございます。

第6章、介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。71条から91条にわたっております。介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症である要援護者に、可能な限り共同生活住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持、回復を図り、生活機能の維持、向上を目指すものでございます。

附則でございますが、第1条で施行期日を公布の日から施行するものとしております。

附則の2条から5条におきまして、経過措置としまして、過去の経過措置のうち、条例の施行後も適用があるものについて定めております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。1点教えていただきます。

今議案9号、10号やっていただいたのですが、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法令だと思うのですが、国の基準そのとおりで、今まで仕事をしてきていただいて、これがもう少しこういうふうになったらいいなというふうに思ったことがあったかどうか。そして、もしそういうことがあったとすれば、それらを今後どのように生かしていけるかということをご1点教えていただければと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの質問でございますが、現行、今国の厚生労働省令で決められた基準でございます。そして、それをその基準のとおり町で条例において定めるものでございますが、国の基準どおりで今まで問題ないと思いますので、今後もこの条例に基づいて行う予定でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第10号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第4、議案第11号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第4、議案第11号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 補足説明をさせていただきます。

建設課関係の条例説明資料に基づき説明させていただきますので、ごらんいただければと思います。5ページ目をごらんください。

まず、条例整備の必要性でございますが、第2次地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の改正により、下記委任事項を地方公共団体の条例に委任したことによります。

委任事項でございますが、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準でございます。

根拠規定でございますが、バリアフリー法の第13条第1項でございます。

基準政令等でございますが、バリアフリー法の省令でございます。

2番の条例の概要でございますが、省令に定められていた特定公園施設（園路及び広場、屋根つき広場、休憩所及び管理施設、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所など）の基本的な事項は変えず、省令どおりに規定します。また、特定公園施設設置基準の内容量等から、新規条例制定で対応します。

構成は、第1条、第2条を趣旨、定義とし、第3条に適用除外規定を設け、第4条、園路及び広場から第13、14条、掲示板及び標識まで、特定公園施設ごとに必要な基準を定めます。

なお、特定公園施設の範囲自体は法律及び政令で決まっており、条例で変えることはできません。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第11号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第5、議案第12号 横瀬町が管理する町道の構造等の基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第5、議案第12号 横瀬町が管理する町道の構造等の基準を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいただきます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 補足説明をさせていただきます。

また資料に基づき説明させていただきますので、ごらんいただければと思います。6ページ目から9ページ目でございます。

まず、条例整備の必要性でございます。第1次地域主権一括法による道路法、第2次地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正により、下記委任事項を地方公共団体の条例に委任したことによります。

委任事項でございますが、市町村道の構造の技術的基準、2つ目が市町村道に設ける道路標識の寸法（文字及び記号の大きさ等を含む）でございます。3つ目が、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準でございます。

根拠法令は、1つ目が道路法第30条第3項、2つ目が道路法第45条第3項、3つ目が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項でございます。

基準政令等でございますが、1つ目が道路構造令第41条第2項、2つ目が道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2でございます。3つ目が移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令でございます。

条例の概要でございます。政令や省令で定められた基準については、車道の幅員、曲線部の線形、道路の勾配など道路構造の基本的な事項は変えず、本町の条例においては原則として政令や省令どおりに規定しますが、地域主権一括法の趣旨を踏まえて政令や省令の基準を参酌して、以下のとおり新たな内容を追

加して基準を定めます。また、委任事項3つをまとめ、1つの新規条例制定で対応します。

構成は、第1条を趣旨とし、根拠条例、内容の概要を定め、第2条を道路の構造の技術的基準、第3条を道路標識の寸法の基準、第4条を道路移動等円滑化基準とし、それぞれ細部について別表第1から第3で定めました。なお、道路移動等円滑化基準については、埼玉県福祉のまちづくり条例該当部分も基準といたします。

7ページでございます。(1)としまして、地域主権一括法の趣旨を踏まえ、道路構造令に新たな内容を追加する事項でございます。

1つ目でございますが、第2条関係で別表第1—(2)—イの車線数の特例でございます。アといたしまして、交通量の少ない道路については、車線を設ける区間と、車線により構成しない区間を組み合わせることができることでございます。この考え方でございますが、3種4級以上の道路を新設、改築する場合においては片側1車線で両側2車線以上とすることとされていますが、住民生活に密着している道路は、交通量を勘案し、安全で円滑な交通の確保を早期に図る必要から、必ずしも両側2車線によらない道路整備を図るものでございます。

②でございますが、第2条関係、別表第1—(30)—ア、ウの待避所の標準でございます。アといたしまして、車線により構成されない道路を設ける待避所の相互間の距離は200メートルを標準とし、待避所の長さは30メートルを標準とすることでございます。考え方といたしまして、①により道路整備をした区間など、政令により300メートル以下として定められている待避所の間隔の基準について、できるだけ短い間隔として退避時間の軽減を図るものでございます。また、政令により20メートル以上と定められている待避所の長さの基準について、できるだけ長くすることで退避可能車両台数の増加を図るものでございます。

③といたしまして、第2条関係、別表第1—(42)—の特別の事情を有する場合の特例ということでございますが、沿道の状況、地形その他特別の事情がある場合に基準に適合させることが著しく困難なときは、基準は適用しないことができる。この場合においては、次の措置を講じること。1つ目が、安全かつ円滑な交通を確保するために必要な措置を講ずること。2つ目が、基準に準じた構造とするよう努めること。3つ目が、特別の事情が解消した場合には、遅滞なく基準に適合させることということでございます。考え方といたしまして、道路整備に当たっては沿道状況や地形などさまざまな制約があり、基準を厳格に適用すると、例えばわずかの幅員のために大規模な物件移転が発生するなどして、事業の遅延や事業費の高騰などの影響が出る場合があります。そこで、安全で円滑な交通を確保することを条件に、基準の一部を緩和して適用するなど柔軟な対応ができるようにすることにより、早期の道路整備を図り、交通の円滑化や利便性の向上を推進するものでございます。

(2)の地域主権一括法の趣旨を踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に新たな内容を追加する事項でございます。

①が第3条関係、別表第2—(1)—ア、イ、ウの案内標識の視認性の向上でございます。アといたしまして、文字の大きさは2車線道路は30センチ、4車線道路は40センチを標準とすることでございます。考え方といたしまして、省令により文字の大きさが20センチと定められている案内標識についても、できるだけ大きい文字として高齢者等にも優しい道路整備が必要なことから、文字の標準的な大きさを省令よ

り大きくしていくものでございます。

イといたしまして、ローマ字の大きさはアの文字の大きさの2分の1を標準とすることですが、考え方といたしまして、省令により、アの文字の大きさの2分の1と定められている案内標識についても、国際化に対応してローマ字の大きさもできるだけ大きい表示とすることが求められる場合があるため、2分の1と定められている省令に幅を持たせることで、必要に応じてローマ字の大きさを変更できるようにするものでございます。

②といたしまして、第3条関係、別表第2—(3)の特別の事情を有する場合の特例でございます。沿道の状況、道路の構造その他特別の事情がある場合に、基準に適合させることが著しく困難なときは、基準は適用しないことができる。この場合においては、次の措置を講じること。安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないよう配慮した寸法とすること。特別の事情が解消した場合には、遅滞なく基準に適合させること。この考え方でございますが、案内標識等整備に当たっては、安全で円滑な交通に支障を及ぼさないことを条件に、基準の一部を緩和して適用するなど、柔軟な対応ができるようにすることにより、誰にも優しい案内標識整備を図るものでございます。

(3)といたしまして、地域主権一括法の趣旨を踏まえ、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に新たな内容を追加する事項でございます。

①といたしまして、第4条関係でございますが、道路移動等円滑化に関する基準の適合。アといたしまして、埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合することですが、考え方といたしまして、駅や公園施設を結ぶ道路のうち、移動等円滑化が特に必要な道路で国土交通大臣が指定するもの(特定道路)について、移動等円滑化を図るための基準でございます。高齢者や障害者等の道路の移動の利便性及び安全性の向上を目的とした基準には、省令と埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準があります。埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準にも適合させ、さらに高齢者や障害者の道路移動円滑化を図るものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第12号 横瀬町が管理する町道の構造等の基準を定める条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第6、議案第13号 横瀬町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第6、議案第13号 横瀬町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 補足説明をさせていただきます。

また資料に基づき説明させていただきますので、ごらんいただければと思います。10ページ目から11ページでございます。

まず、条例整備の必要性でございますが、第1次地域主権一括法による河川法の改正により、下記委任事項を地方公共団体の条例に委任したことによります。

委任事項でございます。準用河川に係る河川管理施設または河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準でございます。

根拠規定でございますが、河川法第100条第1項において読みかえて準用する同法第13条第2項でございます。

基準政令でございますが、河川管理施設等構造令でございます。

条例の概要でございますが、政令に定められていた基準については、河川管理施設等構造の基本的な事項は変えず、本町の条例においては原則として政令どおりに規定します。ただし、政令の規定は大規模河川に係る基準が含まれておりますが、準用河川は小規模河川であることから、大規模河川に係る基準は除きます。よって、政令では小河川に係る特例が定められていますが、本町条例にはこの小河川を念頭に置いた基準を原則の基準として定めています。また、河川管理施設の構造基準は大規模河川に係る部分を除いてもまだ量が多く、専門技術的な内容であるため、他の管理と一体化しない新規条例制定で対応します。

構成は、第1章を総則とし、趣旨規定及び用語の定義を政令どおりに定め、第2章、堤防から第8章、

伏せ越しまで河川管理施設ごとに必要な基準を定めました。その他第9章、雑則を定めております。

(1)として、大規模河川に係るものとして除いた事項でございます。1つ目がダムに関する事項。2つ目が、砂防に関する事項のうち、高規格堤防、いわゆるスーパー堤防に関する事、計画高水量区分、11ページですが、小段、樹林帯等の設置に関する事、高潮区間、2以上の河川の合流する箇所に関する事。3つ目が、堰に関する事項のうち、計画高水量区分、地盤沈下のおそれがある地域に係る事。4つ目が、水門及び樋門に関する事項のうち、高規格堤防に係る事、高潮区間に係る事。5つ目が、橋に関する事項のうち、川幅50メートル以上の河川等に係る堤防に設ける橋台に関する事、橋脚に関する事でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第13号 横瀬町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま会議中でございますが、暫時休憩をいたします。

開始は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第7、議案第14号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、議案第14号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 議案第14号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正及び条文の文言修正等のための改正を行うものでございます。

なお、改正する条例の説明につきましては、お手元に配付してございます議案第14号資料新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

第2条第1項第2号でございますが、根拠を明確にするための改正でございます。

2ページになります。第3条第1項第1号アでございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の題名が改正されたものでございます。

同号イ、エにつきましては、障害者の共同生活を行う住居のケアが柔軟にできるよう、「共同生活介護」を「共同生活援助」に一元化するための改正でございます。この改正は、今後第1項第2号、第3号、第5号についても同様な改正がございます。

3ページ、第2号になります。第2号につきましては、法律の題名改正及び「のぞみの園」の定義を明確にするための改正でございます。

4ページになります。第5号でございますが、字句の改正を行うものでございます。

第2項第2号、第4条、第8条第2項の改正につきましても、字句の改正を行うものでございます。

5ページになります。最後に附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございますが、第3条第1項第1号イ、同号エの改正規定、同項第2号の改正規定のうち「又は共同生活介護」を削る部分、同項第3号の改正規定、第5号の改正規定のうち「又は共同生活介護」を削る部分につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか、

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第14号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第8、議案第15号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第15号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。祝い金の支給方法について明確にするため、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 議案第15号の補足説明をさせていただきます。

喜寿、傘寿、米寿など節目の長寿の方に健康長寿お祝い金を現在現金にて支給しております。支給方法について明確に定めておりませんので、このたび現金またはこれに相当する金券などをもって支給すると定めるものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第15号 横瀬町健康長寿祝金支給条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第9、議案第16号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第9、議案第16号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例についてであります。スポーツ交流館を横瀬町合宿誘致推進事業の利用施設として利用できるようにするためこの案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第16号の補足説明をさせていただきます。

横瀬町スポーツ交流館条例は、町民がスポーツ及びレクリエーションの交流を通し、心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与するために、設置や管理を定めた条例でございます。

今回の改正は、町が進めるスポーツ、文化活動等の合宿誘致をテーマとして、住民の皆さんと町とが協働で住民の皆さんと合宿者との交流を促進するとともに、産業の振興を初めとする地域の活性化を図ることを目的とする横瀬町合宿誘致推進事業の実施に向けて、スポーツ交流館を横瀬町合宿誘致推進事業の利用施設として町外の方にも有料で利用できるよう改正するものでございます。

改正内容でございますが、利用対象者の変更や、新たに使用料の納付等を定めるものでございます。

それでは、議案第16号の資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、5条は削除し、ど

なたでも利用できるようにするものでございます。

第6条から第16条までは、5条から第13条へ、15条は第17条へ各条の繰り上げや繰り下げ、字句の整理を行うものでございます。

改正案に新たな第14条、第15条、第16条でございしますが、第14条では別表に定めた使用料の納付を定めたものでございます。別表でございしますが、アリーナは交流館1階部分を半分に分けまして、ステージ側がアリーナA、入り口側がアリーナBでございします。2階部分は階段を上りましてすぐの広い場所がトレーニングルーム、その先の小さい部屋が2つあるのですけれども、それをミーティングルーム、手前がミーティングルーム1、奥がミーティングルーム2でございします。利用料の設定に当たりましては、秩父市文化体育センター、小鹿野町町民体育館等の料金も参考に算出したものでございします。

第15条でございしますが、使用料の減免を定めたものでございします。

第16条では使用料の還付を定めたものでございします。

施行は、附則において、平成25年4月1日、平成25年度から施行するものでございします。

なお、現行第5条の削除に伴いまして、現在無料で利用している町民及び登録団体については、改正後も無料で施設の利用ができるように横瀬町スポーツ交流館条例施行規則の改正を進めておりますので、申し添えます。

以上でございします。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございしますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 1つ質問させていただきます。これ、無料で利用できる方と、外の方が有料という2区分になるのですけれども、使用の優先順位ですか、そこはどのようなふうに整理をされるのかというのを教えてください。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 使用の優先順位でございしますが、町民が主に優先されるような感じになるかと思ひます。と申しますのは、スポーツ交流館におきましては登録団体、2月中に、あと合宿者はもちろんそうなのですけれども、年間の利用計画書の提出というのをやっております。今後においては、申し込みが今現在は通常の場合ですと1カ月前というようなことになっておりますが、3カ月前にとれるような状況にいたします。しかしながら、大きい大会あるいはイベント等ある場合には、事前にその申し込みをしてあれば、当然のごとくそれは押さえておりますので、一般の方とは区別できるというような形になるかと思ひます。

以上でございします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございしますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま横瀬町スポーツ交流館の関係で出ているのですが、この提案理由からいき

ますと、合宿誘致の推進事業の町の施設利用ということなのですが、例えば中学の体育館のとか町民グラウンド、あるいは旧芦小とか、そういった他の施設のことについてはどんなふうに見てきたのかお聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 他の施設の関連というようなことで、横瀬中学校の体育館であるとか、あるいは町民グラウンドであるとかという、あるいは旧芦ヶ久保小学校というようなことでございますけれども、同じような方向で進めているというような状況でございます。ただ、横瀬中学校の体育館につきましては、学校教育を優先というようなことで部活動がございまして、それを除くあいている日であればというようなことになろうかと思っております。また、横瀬中学校の体育館においては利用料のということの規定をしておりませんので、交流というようなことで、横瀬町の活動をしている団体がそういうようなことで使いたいという場合には利用できるというような形になるかと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 合宿誘致の関係は、今現在まち経営課のほうで進めております。既にパブリックコメント等もその推進計画についてのコメントを求めている状況であります。その計画の中に公共施設、そういったものも盛り込んでございます。屋外体育施設につきましては、町民グラウンド、それから横瀬小学校の第2グラウンド、そして旧芦ヶ久保小学校のグラウンド、そして屋内体育施設につきましては横瀬中学校の体育館、そして今出ていますスポーツ交流館、そして旧芦ヶ久保小学校の体育館、そして文化施設につきましては町民会館のホール、これは「等」という表現をさせていただいておりますけれども、それから芦ヶ久保小学校の校舎、そういったものが合宿誘致の対象となる施設ということで位置づけております。

先ほどの質問にも、主体というか、優先はどこにあるかというようなご質問もございました。この合宿誘致の目的というのが、町民と他の団体とを交流させるというのが1つの大きな目的でございます。だから、町民がいて団体が来ないと、外から入ってきた団体というのはその施設を使えないというふうな状態です、この計画からいくと。となりますと、町民があくまでいなければ使えないという状況ですので、町民があくまで主体になるのだろうか、優先的になるのだろうかという、そういった計画でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今まち経営課のほうで進めているということなので、内容的にはある程度理解はしているのですが、ただ教育委員会所管の施設だから、教育委員会の中で全て網羅できると思うのですが、芦ヶ久保の小学校はもう既に教育委員会の管理から外れているわけですね。だから、そういうのも含めて、やっぱりどこか1カ所できちっとした窓口をつくっておかないと、多分ほとんどが教育委員会

だから、そこにあるのだと思うのですが、その辺の窓口的なところはどこになっているのか。いろいろとやはり外部からの申し込み、あるいは町内からの団体との交流の中での申し込みの受け付けだとか、あるいは取り消しだとか、そういったことも出てこようかと思うのですね。それと、これはほとんど心配することはないと思うのですが、ちょっと大きなイベント等については、やはり施設を貸すにしても、傷害保険とか、そういうものにもきちっと加入するような、そういったことがないと、施設を貸した町に責任が問われる場合も考えられないわけではないのですけれども、そういったことも含めて、とにかく窓口がしっかりしていないといけなかなと、そんな気がするのですが、その点を最後お聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 ただいまのご質問の窓口はどうするのかというようなことでございますけれども、それぞれの管理する施設が教育委員会であったり、まち経営課であったり、違います。それでありますので、一応体育、教育委員会関係の施設については教育委員会がするというような形になるかと思えます。ただ、当初予算にも出てくるのですけれども、予約システムというようなものを導入する予定でございます。その辺がありますので、見ていただければ、どこがあいているからというようなことで、あと関係団体はそれを見ていただいて、こんな状況というのはどちらでも把握できるような形になりますので、それで予約のほうをしていただくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。1点確認というか、教えていただきたいのですが、横瀬町は西武線の沿線の町ですので、西武線沿線の各小学校とか子供会の団体とかが使用したいというふうなもし意向がありまして窓口で電話をかけてきた場合に、横瀬町の方と全然、横瀬町の方は知らないのですよ、それで日帰りで利用したいという場合にはお断りするようになるのでしょうか。それとも、どなたかあっせんしていただいて、使えるような形になるのでしょうか。そこのところ1点教えていただけますか。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 大野伸恵議員さんのご質問でございますけれども、西部沿線の学校単位あるいは幼稚園単位等で横瀬町のそういう施設を利用したい場合どうなのかということでございますけれども、基本的にはオープンでございますので、あいていれば活用できるというようなことになろうかと思えます。日帰りであっても、合宿をしなくても、そういう利用は可能かと思えます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第16号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第10、議案第17号 横瀬町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第10、議案第17号 横瀬町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。事務の移管に伴い、関係条例を整理したいので、この案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第17号の補足説明をさせていただきます。

横瀬町青少年問題協議会設置条例は、地方青少年問題協議会法に基づき、町内における青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的推進を期し、もって青少年の健全な育成を図るため設置を定めた条例でございます。いきいき町民課で所管していた青少年の健全育成に関する事務が教育委員会へ移管されましたことに伴い、条例の整理を行うものでございます。

今回の改正内容でございますが、委員数、任期、庶務担当課の改正を行うものでございます。

それでは、議案第17号資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第3条第1項では、組織人員20名以内から、人数を規定しない改正を行うものでございます。

同条第4項では、委員を規定しておりましたが、その中の第8号の社会福祉協議会長、第1号の社会教

育委員を削るものでございます。それによりまして、第9号、第10号が第8号、第9号へ、第12号、第13号が第10号、第11号へと号の繰り上げを行うものでございます。

第4条では、見出しを「任期」と改正し、関係する字句の整理を行うもので、全ての委員の任期を2年とするものでございます。

第9条では、庶務を教育委員会で行うものでございます。

施行は、附則において公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第17号 横瀬町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第11、議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第11、議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第18号の補足説明をさせていただきます。

本組合を組織する久喜地区消防組合及び加須鴻巣学校給食センターは解散により、埼玉西部広域事務組合は、消防職員が退職し、埼玉西部消防組合の職員になることにより本組合から脱退することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合が組合構成地方公共団体の議決を経て埼玉県知事に許可申請を行う必要があるため、協議をお願いするものでございます。

なお、新旧対照表をお手元に配付させていただいておりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第18号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第12、議案第19号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第12、議案第19号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてであります。平成25年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当から説明させます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第19号の補足説明をさせていただきます。

本組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること、それに伴い本組合格約に変更が生じるため、埼玉県市町村総合事務組合が組合構成地方公共団体の議会の議決を経て埼玉県知事に規約変更等の許可申請を行う必要があるため、協議をお願いするものでございます。

なお、新旧対照表がお手元に配付させていただいておりますので、参考にござんいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第19号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま会議中でございますが、ここで本休憩としたいと思います。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第13、議案第20号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第13、議案第20号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げます。

今回の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,025万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,047万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、まず歳出におきましては、費目全般にわたり年度内の見込み額を精査、調整したため、減額の傾向となっております。特に民生費では、障害者福祉及び介護保険後期高齢者医療の各特別会計への繰出金を各会計ごとの予算執行実績見込み等を踏まえ減額調整し、国民健康保険においては増額計上いたしました。衛生費では、予防接種や各健診事業等の委託料や大気環境保全対策事業の工事請負費を不落により減額、また浄化槽設置整備補助金を減額計上いたしました。林業費では測量業務委託や用地買収費の減額、商工費は事業内容の見直しにより減額をいたしました。土木費においては競争入札の効果から工事請負費を減額し、防災安全対策事業を新たに増額計上いたしました。消防費の委託料についても入札の効果により減額し、教育費では就園奨励費補助金や横中校舎耐震補強設計委託料を減額計上いたしました。公債費では、借入れ予定日の変更等により減額をいたしました。さらに、予測しがたい支出に備えるため予備費を増額計上いたしました。そのほか、本年度の各諸事業につきましては、順調に進んでおります。

一方、歳入であります。町税において町民法人税や町たばこ税の増収が見込まれるため増額したほか、各種事業に係る負担金や使用料実績等の見込みにより増額または減額計上いたしました。さらに、国、県の負担金及び補助金等につきましては、各事業における交付額の決定またはこれまでの支払い実績等により調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。

歳入歳出予算については以上でございます。

次に、第2表の繰越明許費に掲げてあります事業につきましては、国の平成24年度緊急経済対策に基づくもので、事業の執行期間を考慮すると年度内に終了しない見込みであることから、定めるものであります。

第3表の地方債であります。町道改良事業等に係る事業費の変更に伴い、起債限度額を補正するものであります。

以上、平成24年度一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては各担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時48分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、何点か教えてください。

まず、18ページ、総務費の財産管理費、AEDのリースなのですが、最初購入で見込んで、その後リースになった理由というのを教えていただきたいと思います。

それから、23ページ、民生費、社会福祉総務費なのですが、国民健康保険特別会計繰出金がかなり大きくなっております。その理由を、何かあったのかちょっと教えていただきたいと思います。その後ろのページの介護とか後期高齢者のほうはマイナスになったのではとてもよかったなと思っているのですが、国民健康保険がちょっと高くなったので、それをちょっと教えてください。

次に、30ページ、民生費です。これの児童館費なのですが、児童館の管理運営事業とか実績によりマイナスになってあったのですが、児童館の利用等が少なくなったのかということをお願いいたします。

それから、同じように、同じ30ページと31ページなのですが、衛生費等でも予防接種事業とかがん検診事業とかがマイナスになっておりますので、これについても、該当者が少なくなったというのならいいのですが、受診者が少なくなったというのではちょっとまずいと思いますので、その点を教えてください。

とりあえずその点お願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 私のほうからはAEDの関係をご説明申し上げたいと思いますが、当初AEDにつきましては購入というもので考えてきたということでご説明をいたしました。ただし、今回旧芦ヶ久保小学校のところにAEDを設置するというので、地元の人たちからも、あそこを使うのにAEDがなければ困るというようなお話も伺っておりましたので、できれば室内に置くよりも外に置いたほうがいいだろうというようなことを考えまして、外部に置けるようなことを考えました。そんな関係で、とりあえずそうなりますと、盗難に遭ったりですとか、あとは損傷して使えなくなってしまうりとか、そういった条件等も出てきますので、その辺を考慮しまして、補償、それから警備的なもの、そういったもの

を考えてリースがいいだろうというようなことで、現在はアルソックのほうにお頼みしてAEDのほうは設置してございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 4番、大野議員さんの質問に答弁させていただきます。

民生費の国民健康保険特別会計繰り出し事業の増額の理由ということでございます。中身ですが、保険基盤安定繰出金、出産育児一時繰出金、財政安定化支援事業繰出金につきましては、確定したため増減をしております。

その下にあります一般会計繰出金でございます。これは3,029万4,000円の増となっております。この一般繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の経営の赤字補填金という形になると思います。今、国民健康保険も財政が苦しい状態ですので、今年度増額をお願いするものでございます。国保の補正予算でございしますが、歳入等の減額を計上しております。そのため歳入不足となるため、増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 保育所長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 30ページになります。児童館費の関係で非常勤職員の賃金が減額になった理由ということなのですが、まず児童館管理運営事業につきましては、夏休み中、朝から夕方までということで非常勤職員を何名か募集したのですが、ハローワーク等出したにもかかわらず、ちょっとこちらから募集した人数足りなかったための減額です。

続いて、学童保育室につきましては、土曜日につきましては朝8時から夕方6時までお預かりしているわけなのですが、子供さんがその日いなかったり、午前中で帰られた場合、非常勤職員の賃金が少なくなった関係です。

拠点事業につきましては、事業が多少やらなかった事業があるというような理由です。

以上です。

○若林スミ子議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 続きまして、4款衛生費の予防接種事業の減額の理由ということですが、当初見込んでおりました対象者の方なのですが、実績が少なかった関係で減額を補正するものでございます。

中段の保冷庫につきましては、買いかえということで不用額が出ております。

また、個別予防接種の補助金につきましては、実績を精査しまして予算不足が見込まれるものですから、増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず1点目が、19ページの関係で先ほど説明いただきました防犯灯、LED化の委託の関係ですけれども、今回減額補正がなされておりますけれども、今後もLED化を進めていく中で、防犯灯と、あとあれは管理委員会でやっている、町のほうで直接管理していない大きいやつありますので、街路灯管理委員会、そういうのも含めてLED化も進めていかななくてはいけないのかなと思うのですが、今のところ防犯灯については相当の数がありますけれども、まだ今後もLED化を図っていくのか、その辺の現在の状況とこれからのLED化を図る方向性についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、32ページ、ここに、先ほど説明をいただいたのですが、たしか入札結果のあれを見ても、なかなか落札しないで不調に終わっているなと思ってちょっと心配はしていたのですが、電気の充電施設の関係ですけれども、せっかく予算計上して、なかなか予算執行はできないというのも残念だなと思っているのですが、何とか新しい年度になって実施をするようにしてもらいたいと思うのですが、この辺の、なぜ2回もうまく入札が執行できなかったですか。不調に終わったのか。その辺の原因のほう、分析していると思いますけれども、どんな理由であったか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

34ページなのですが、林道二子線の関係ですけれども、先ほど建設課長から説明がありました。今回は県のほうの工事の関係というようなこともあります。新しい年度にはまたこの予算も計上されていますけれども、最終的にはこの林道二子線の開削については横瀬町内の中、いつごろ本当にめどに終了できるのか。なかなか先が見えないわけですが、その辺のことについてわかる範囲でお知らせをいただきたいと思います。

それから、あと42ページなのですが、小学校費の中で電気代大分減額されています。ほかを見ると、電気料の値上げとか、いろいろあおりを食って、補正でプラスしているところが多いのですが、多分太陽光発電の設置の影響が出ていて、これだけの減額ができるのかなという、そういう気がしております。この辺の分析等をきちっとしていただく中で、今後何とか明るい展望が見られるのかどうか、その辺を担当のほうからお聞かせをいただきたいと思います。

それと、あと46ページの中学校の金工木工室の関係ですけれども、この辺ちょっとよく意味がわかりかねたので、もう一度わかるような説明をちょっとお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

とりあえず以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 予算書の19ページ、防犯灯LED化委託料について答弁をさせていただきます。

今後の見通しというようなご質問かと思えます。この関係につきましても、平成24年10月からこの事業、埼玉県の緊急雇用を活用させていただきまして、今現在やっております。契約期間内には終了するという予定になっております。

それで、今後の見通しでございますけれども、平成25年度予算に引き続いて緊急雇用を活用して、この事業を実施したいということで予算のほうに計上をさせていただいております。横瀬町の防犯灯につきま

しては、約800基ございます。平成24年と平成25年でこれを実施することによって、ほぼ800基全部がLED化になるという予定をしております。

なお、議員さんのお話の中にありました、幾つか町内を照らしている防犯灯以外のものもございますけれども、総務課のほうで管理しているのは防犯灯ということで管理している部分。したがって、ここで取り扱いしていただいておりますのは防犯灯ということでご承知おきいただきたいと思います。

なお、ほかの街路等につきましても、ほかの課で、担当のほうで今後検討していくのかなと思うところでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは、32ページの一番下のところになりますが、大気環境保全対策事業ということで充電設備附属施設の整備工事について。こちらにつきましては、昨年12月に2回ほど入札を行っております。12月4日と12月27日の2回にわたりまして、指名競争入札によりまして実施をさせていただきましたが、いずれも予定価格には至らなかったというところでございます。

3度目の入札も考えてみたわけなのですが、EV車の充電施設の付属施設の一部に受注生産というところがございますので、年度内に生産ができないというふうなこともございましたので、やむなく断念をさせていただいたところでございます。

それから、補助事業をいただいておりますので、また来年度いい補助金でも見つかりますれば、また考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○若林スミ子議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 林道二子線関係について答弁させていただきます。

県営林道二子線に関しましては、議員さんご承知のとおり、国庫補助金等の減額によりまして随分やっぱり事業がおくれているようでございます。以前に常任委員会のほうでも資料を提示して進めさせたことがあったかと思いますが、計算上でいきますと全部開通するには平成37年ごろではないかというように予想がされますが、ここのところの県のほうの話によりまして、平成24年度の事業をもちましてしばらく休止ということでございます。これもやっぱり補助金の関係で少なくなっていたので、ほかの県営林道について先に優先でやらせてもらいたいということでございます。そんなような状況であります。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 若林議員さんのご質問でございますが、最初に42ページ、横瀬小学校の電気料の減額の理由等、どう分析しているかということでございますが、当初平成23年度にエアコンを設置いたしました。そのため、エアコンを使うとなりますと電気料等も上がるだろうというようなことで、かなり電気料を見込んだわけでございます。そして、太陽光発電のほうも同時にやりまして、太陽光発電の実績が非常によろしゅうございまして、先ほどもお話しいたしましたが、当初月2万円ぐらいかなと思っていただいすけれども、月6万円ぐらいという、それで余剰のものを買ってもらっているというようなことがござい

まして、大幅に改善できたというようなことをごさいます、今後はそんなことで推移していくではないかと思っております。ただ、気になるのが、基本料金等も見ているのですけれども、一時的にやっぱり上がりまして、基本料金が去年に比べると月当たり2万円ほど上がるようなことがありましたので、また少し高くなる可能性もありますけれども、非常に太陽光発電の影響によりまして、いい感じで電気料の削減ができたのかなというように考えております。

続きまして、46ページ、金工木工室の関係でございまして、これにつきましては丸岡設計さんに耐震診断をしていただきました。金工木工室につきましては、軽量鉄骨づくりのものでございまして、昭和51年に建ったもので、その結果としまして軽量鉄骨づくり自体が耐震に値しないというふうなことがございまして、やり直すとなりますと、相当の壁体をつくって、全部をやり直すというような形になるというようなことで、3,600万円ほどのお金がかかるというようなことを言われました。町といたしまして、金額的にも大きいものですから、中学校の技術科の先生あるいは校長先生等とも協議を重ねまして、どういふ今の技術科の状況でやっているのかというようなことをやりまして、最近では技術科のほうもパソコンであるとか、いろんな分野が出てきまして、大きいものを使っての作業をしなくなったと、あるいは金工のほうもそうだといいようなことでなりまして、では、例えばというようなことで提示したのがB棟の1階部分。昔私らが行ってたところは美術室だったのですけれども、そこが幾らか間仕切りしまして、教育相談室みたいな形になったのですが、現在は物置として使っているような状況。その手前のところがさわやか相談室、やっぱり間仕切りがあるので、そんなことがありまして、技術科ですから、のみとか非常に危険な部分、金工の部分で危険な部分もありますので、さわやか相談室の部分の間仕切りをしまして、準備室というようなことで、その危険な部分を置けるような準備室、それとあと1階部分の奥の部屋ですけれども、その部分を改装をしまして、技術科の部屋として使いたいというような、それで大丈夫かということ協議しましたところ、大丈夫でしょうというようなご了解いただきましたので、お金も余りかけないで最善の方法がよいかと思ひましてそんな方向になったというようなことをごさいます。

以上でございませう。

○若林スミ子議長 他に質疑ございませうか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 防犯灯の関係は総務課長の説明でわかりました。平成25年度中に大体完了ということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、これは芦ヶ久保の道の駅のところの電気自動車の充電設備の関係ですけれども、新しいものだから、なかなか予定価格をつくるのに大変だったと思ひますけれども、いずれにしても必要だからそういった工事をするということだったので、積算をやり直すとか、もう一度再検討しながらでも、必要なことはやっぱり実施すべきだというふうにお願ひするのです。ただ、今後の利用状況とか、いろんなものを考えて、どうかなという懸念はありますけれども、せつかくつくって、それなりに横瀬あるいは横瀬の道の駅等をPRする中でもかなりプラスの要素が多いかなという、そんな気がするので、ぜひ再検討してもらいたいと思ひます。

それから、林道二子線の関係ですけれども、当初の計画を変えて打ち切りというような話も前聞いたよ

うな気がするのですが、確かに今一番最前線行くと、こんな急斜面のところで道路をつくっているんですね。大変お金もかかるし、大変だなと思ったのですけれども、ただ本当に県のほうで工事をやらないとなれば、何らかの形で今まで延長してきた林道がもうちょっと有効的に利用できるような、そういったことを考えてもらわないと、これは町だけでなく、県にも考えてもらいたいと思うのですよね。そういう形での集結を見ていただきたいな、そんなふうには思っています。

それと、小学校の電気料の関係ですけれども、今度中学にもちゃんとした計測のあれ、モニターつけましたけれども、やっぱりそういうのをデータをきちっととりながら、それが5年先、10年先になってどうであったか、そういうものをやっぱり、大変でしょうけれども、きちっとデータとして残しながら、それを分析、検討していく、そういうことも必要ではないかなと、そんな気がしておりますので、ぜひその取り組みもお願いしたいと思います。

最後に、金工木工室の関係ですけれども、要するにB棟校舎の中に今度は新しく作りながら、現在のところについては使わないという形になるかと思うのですが、そうなるのかなりあそこも広いですよね。撤去するのかなり広いと思うのですけれども、その撤去まで来年度あたりでできるのかどうか、その辺ちょっと予定等お聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 現在の金工木工室を、教室ができた場合に、その後どうするのかというお尋ねでございます。一応撤去はしませんで、そのまま置いていく形で、使わないという方向で今は考えております。現在B棟の新しく改修する1階部分のものに用具がかなり入っております。そのもの自体はそちらに今必要ないものというようなことで入れたいと考えているようなところです。

以上でございます。

○若林スミ子議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 今次長が答弁したとおりで、今の古いところはとりあえず物置にして、物置だと文科省の規定に当たらないということで、物置にして、今のB棟が昭和38年、私が教員で来た年の建物で、既にもう50年近くになるということですね。そういったことで、今後小学校を七、八年後に計画立てて第二校舎を直していく。その後に中学校のB棟をやるということで、そのときに壊して、そしてB棟と建てかえると、そんなふうな計画をしているので、とりあえず余りお金をかけないで、とりあえず置いておいて、今あるB棟の美術室にちょっと使っていたところを直して、なおかつ、さわやか相談室があります。広く使っていますので、それを少し縮めて、あそこの真ん中ちょっと取っ払えばできるということなので、安くできるのではないかなということで、そんな計画をしております。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 林道二子線については、県のほうでやめるということになったので、事情を聞きに行ったことがあります。そしたら、横瀬町からは以前林道二子線の中止の請願が出ているという話をされまし

て、それなら1カ所だけでも上につなげてくれということで、生川から入っている生川工区ですか、あちらを上を牛喰線とか芦ヶ久保の反対側から来ている線とつなげると。今そこまでつなげるまではやるということで、それが平成24年度につながるといような話は聞いております。

それから、充電設備なのですけれども、2回入札して落ちなかったということで、どうも落ちなかった原因となりそうなものを除いてもう一回入札をかけたのですけれども、やはり落ちなかったということです。そうこうしているうちに工事の期間等いろいろなくなってきて、またもう一回設計変更というわけにいかなくなってきたので、1回仕方なく流したということです。今年度に入ってからどういうわけか7件ぐらいの不落がありまして、今町内業者を優先して入札はしているわけですが、なかなか落ちないといような状況があります。幾らか終盤になって、余りに落ちないと困るといことで、いろいろ他町村の業者等入れて入札等を実施したりしているところがあります。特殊なものであると、特殊な工事であったり特殊な電気設備であったりすると、なかなか難しいといところがあるようです。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、1点お願いします。ページが40ページなのですけれども、消防費です。そして、地域防災計画策定業務委託料なのですけれども、予算が378万円あって、つくっていただいたものなのですが、これは防災ガイドブックといふふうに考えてよろしいのでしょうか。そして、そのときに、私も言ったつもりもあるのですけれども、以前若林スミ子議員も、生活者の声を反映させるといことでお願いしてあると思うのですが、一般質問等で。この地域防災計画について地域の目線、昔からの言い伝えとかそういう地域の目線、そして女性の目線みたいなものが役員として入ったのかどうか、ちょっと教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 予算書の40ページ、防災体制整備事業といことで、地域防災計画策定業務委託料の減額をお願いしたところでございます。この関係につきましては、今議員さんがガイドブックといようなことでお話をされましたが、それとは違います。いわゆる国の基本法に基づきまして、その法律に基づきまして町で地域防災計画といような、厚いものなのですけれども、それを作成することになっております。それで、現在その策定業務を行っているところでございます。契約内に完了をするとい予定になっております。

それで、地域の声といようなお話がございました。たしか議長さんのほうからも以前、横瀬町の行政委員等について女性を入れるようにしたらどうでしょうといようなお話がありました。大野議員さんからもそんな一般的な質問をたしかいただいたように記憶をしております。

この防災計画につきましては、計画のための条例がございまして。今後その条例の見直しを予定しております。その中にいわゆる何号委員といようなことで、委員さんにも条例の中で縛られております。条例改正が、女性の方を入れて改正ができるような方向にはしていきたいと思っております。何分基本法にのっとってそれを、条例もつくっていくといようなことになっておりますので、極力そのような配慮

はこれからしていきたいと思います。

それで、今回のこの計画につきましては、今申し上げましたように、その条例に基づいて委員さんというようなことで、各、例えば気象庁とか、あるいは県の出先機関の県土整備とか、あるいは振興センターとか、そのようなところに委員さんをお願いしたいということで、町長名でお願いはしました。それで、やはりそのときに埼玉県知事からも、このような女性の登用をお願いしたいというようなことで町長に来ていますので、その辺のことも、依頼をお願いしたときの通知の中に極力女性の方をお願いしたいというふうなことで通知は出しました。

結果なのですけれども、今回女性の方1名、この方につきましては秩父郡の医師会のほうから出している先生でございますけれども、そのようなことで防災計画を現在進めて、策定を進めております。

それで、パブリックコメントというようなことで、町民の方にはご意見があればお伺いしたいというようなことで、パブリックコメントとして町民の意見を聴取はいたしました。パブリックコメントも終了いたしましたして、結果としては町民の方からは意見がなかったということでございます。

そのような状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございませんか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 歳入歳出全般なので。歳入のほうの15ページなのですけれども、産業労働者住宅資金貸付預託金払い戻しということで1,200万円が歳入のほうで計上されています。たしかこれ1,300万円の預託だったかと思うのですが、これの意味がなくなってきたので、1,200万円ほど払い戻したのかなという、そういうふうに見えるのですが、100万円だけまだ残しておくのはどういう意味があるのか。その辺の中央労金との間の話し合いの中では、どんな経緯でこういうことになったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この産業者住宅資金の貸付制度につきましては、中央労働金庫の秩父支店と毎年契約をして実施をしているものでございます。現在6名の方が借りております。そのまず契約の内容から申し上げますと、預託金、現在は1,300万円、そのうちの7倍相当額、これが140万円、それから5倍相当額1,160万円、この7倍、5倍というのは、この預託金の金額のその7倍まで、5倍まで貸し付けができるという内容になっております。

それで、預託金につきましては、普通預金の無利息型の預金通帳でございます。無利息になっております。現在、先ほど申しましたが、6名の方が借りております。こちらにつきましては、全部7倍型を借りてやっているということでございます。

それから、最終的に6名の方なのですが、一番最後に借りたのが平成13年でございます。この方、一応25年という返済期間があるわけですが、実際的には平成36年ぐらいまでの返済期間となっているか

と思います。その返済金額でございますけれども、680万円ほど今決済金額がなっております。そういった関係もございまして、残してあるというような形になりました。

それから、今では検討中でございますけれども、無担保で貸し付けるというような制度もできてきているというような話も聞いております。実際秩父市でも始めたというような話も聞いておりますので、こちらのほうもこれからの検討としてやっていかなければならないのかなというふうな気はいたしておりますけれども、まだまだ住宅でこの資金を借りてやるという方が今のところ出てきていないのが現状でございます。そんなことから、今回につきましては減額をお願いするというところでございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第20号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第14、議案第21号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第14、議案第21号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,986万円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、これまでの予算執行実績などから出産育児一時金を給付実績により増額計上し、特定健康診査委託料を受診者実績等により減額計上いたしました。また、予備費を減額調整いたしました。

次に、歳入であります。国、県の負担金及び補助金については見込み額確定や変更により減額計上し、

共同事業交付金は見込み額の確定により調整し、それぞれ増額及び減額計上いたしました。また、一般会計繰入金についても額の確定により、それぞれ増額または減額計上いたしました。

以上、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時38分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第21号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第15、議案第22号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第15、議案第22号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,138万2,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,011万7,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容を申し上げます。まず、歳出では保険給付費の支払い実績などから各項目について調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。なお、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費につきましては、利用者の減少により減額、地域密着型介護サービス給付及び介護予防サービス給付費においては、利用者の増加により、増額計上となっております。

一方、歳入におきましては、保険料の収納実績などから減額計上いたしました。また、保険給付費の予算執行実績などにより、国県支出金、支払基金交付金などのほか繰入金を調整し、それぞれ減額計上いたしました。

以上、平成24年度介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時47分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第22号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

ただいま会議中ですが、暫時休憩をいたします。

再開は3時5分といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時05分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま5番、若林想一郎議員より早退の届け出がございましたので、受理いたしますので、ご了承ください。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第16、議案第23号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第16、議案第23号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万2,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,167万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の主な内容でございますが、歳出におきましては後期高齢者医療広域連合負担金及び事務的経費を減額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、収納実績から保険料を減額または増額したほか、一般会計からの繰入金を予算執行実績などから調整し、減額計上いたしました。

以上、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時09分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第23号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第17、議案第24号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第17、議案第24号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,042万円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,784万8,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、事業執行実績などから総務一般管理費を初め工事請負費及び下水道施設の維持管理費などを減額計上いたしました。

一方、歳入では、事業費の減額に伴い、国の補助金及び事業債を減額計上し、原子力発電所の事故に伴う損害賠償金を増額計上いたしました。

なお、地方債ですが、事業費の減額に伴い、第2表のとおり起債限度額を補正するものです。

以上、平成24年度下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時14分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 7ページの原子力発電所の事故による賠償金の関係ですけれども、この賠償金の算定等はどんなふうな内容で示されてこういう金額になったのか、教えてもらいたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 12番、若林議員さんからのご質問でございます。

東電からの賠償金はどういうものがあつたかということでございますけれども、下水道に関しましては大きく値を張つたのは、当時下水道が機能しているときに電気がとまったことによりまして、中に全部たまっていた汚水汚泥とか、そういうものがいっぱいたまっているわけなのですけれども、そのセシウムだとかヨウ素だとかというものの値がまだ国のほうで基準を出していなかったものですから、受け入れる側の、うちのほうは三菱マテリアルさんのほうに委託しているのですが、のほうで受け入れられないということになりまして、その分どういうふうな形で対応するかということで対応したのですが、廃棄物になるものですから外には持っていけないということで、あの水質管理センターの敷地内に一時ストックしておかなくてはならないという状況になりました。そして、その中で脱水汚泥等を袋詰めして一時ストックをして、その作業をしてくれと。国のほうである程度基準が決まって、これらがオーケーというときまでそこにストックしておかなくてはならないということで、業者に頼んで委託し、ストックをしたものがかかり金額が張ります。

それと、1年間、平成23年度の放射線量の測定委託料ですか、セシウム134とセシウム137ですか、それとヨウ素、その関係の、1年間ずっと通してやっていたけれども、とりあえず今回東電さんのほうで

対応していただいたのが、平成23年度分は全部対応していただきました。その関係の賠償金ということになります。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 おおよそ内容的にはわかったのですが、そうすると、上下水道課長は水道事業のほうも責任者みたいに行っているわけですが、今後水道事業の中でも、あるいは一般行政の中でもかなり見込めるといふふうに思ってよろしいのかどうか。下水道事業だけでなく、水道事業あるいは一般行政の中でもこういった賠償金を相当見込めるのかどうか、その辺につきましては下水道の賠償の過程でどんなふうなお話があったのかお聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 12番、若林議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

先ほど申しました下水道の関係の賠償金でございますけれども、下水道と水道事業に関しましては東電のほうで早目に対応していただきました。水道事業に関しましても、下水道と同じように、平成23年度分のそういったもろもろの賠償金額に対しましては、もう既に補償していただいております。

ただ、一般会計が関係する補償の関係は、今振興課のほうで窓口になってやっておりますので、そちらのほうでお話をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 ご質問にお答えいたします。

ただいま資料は持っていないので、詳しい話はできないのですが、昨年7月に町の放射能に関する経費、それを東電のほうに請求をいたしました。それで、昨年の暮れあたりですか、その説明会、それから先日も説明会をやりまして、基本的に東電さんのほうでは賠償請求に当たっては損害賠償になりますので、基準値を超えたところ、そういったところが対象になりますので、ならないというような市町村、横瀬町はその汚染区域になっていませんので、対象にならないというような答えが返ってきております。それで、うちのほうでも簡易測定器やら小さいのを買っておりますので、あるいは教育委員会のほうでプールの放射能測定をやっておりますので、そういった経費等を請求をしたわけですが、そんな返事が返ってきたわけでございます。

それで、うちばかりでなくて、秩父市さんや埼玉県内各市町村そうなのですが、もう少し緩和をして、事故があったのは東電の責任だから、もう少し緩めてもらえないかというような今話が起きている段階でございます。ですから、今後についてこういった形になっていくのかというのはまだ不透明なところがございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○若林スミ子議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 多分平成23年以降、また今年度についても多分その辺の検査は続けていくのだと思うのです。水道水の関係にしても、学校給食の関係にしても、空間の放射線量の関係にしても、これはしばらくそういったことをしながら、やっぱり町民の安心を何とか確立をしていかなければならないかな

と思うので、やはりその大きなものが原子力発電所の事故によるものだというふうに思うのです。ですから、町としてみれば余分な出費に当たるわけですし、またまたこれが長く町に負担かかってきても、私は大変だなというふうに思うのです。ですから、今回とにかく下水道の関係ではこういう形で、水道のほうもそうですけれども、一定の賠償ができたということになれば、これはまだ当分継続してもらいたいなというふうにも思うのですけれども、先ほど振興課長から説明がありましたので、ぜひそういった方向で考えていただきたいというふうに思います。

これは要望だけにしておきます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第24号 平成24年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第18、議案第25号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第4号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第18、議案第25号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の補正でございますが、今回の補正は既決予定額から収入支出それぞれ201万1,000円を減額し、本年度予算総額を収入支出それぞれ1億9,956万5,000円とするものであります。

主な内容について申し上げますと、支出においては、水道事業費用において職員共済組合負担金を負担率の変更に伴い増額し、消費税を増額したほか、これまでの予算執行実績などから各項目にわたり不用となる経費を減額いたしました。また、飲料水供給事業費用において、現在までの予算執行実績から浄水場施設の維持管理等に係る経費などを減額計上したほか、予備費を減額計上いたしました。

一方、収入では、水道使用料の減少に伴い、水道料を減額計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、まず資本的支出につきましては、既決予定額から1,846万8,000円を減額し、本年度支出総額を1億4,578万6,000円といたしました。

また、資本的収入の補正は今回はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,986万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

また、予算第8条中、議会の議決を経なければ流用できない経費並びに予算第9条の棚卸し資産の購入限度額につきまして、第5条を第6条に定め、改めるものでございます。

以上、平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第4号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時33分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第25号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第4号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○若林スミ子議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれまでで散会いたしたいと思います。ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時34分

平成25年第2回横瀬町議会定例会 第5日

平成25年3月11日（月曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算、議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算の上程、説明

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
木崎泰明	参事兼 まち 経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第26号～議案第31号の上程、説明

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

日程第1、議案第26号から日程第6、議案第31号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算、日程第2、議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第4、議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第6、議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算、以上の6議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程されました平成25年度一般会計予算及び各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に関する施政方針を明らかにし、議会を初め町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、月日がたつのは早いもので、東日本大震災が発生してから2年が経過しようとしています。岩手県からの災害廃棄物の受け入れも昨年の12月25日をもって終了いたしました。議員各位も岩手県野田村や福島県川内村の物産を「よこぜまつり」で販売されました。また、多くの議員の方々が継続的に災害復旧のボランティア活動に汗を流していると伺っております。

しかしながら、福島県川内村など、原子力発電所の事故に伴う放射線の影響が強い地域では、いまだ避難生活を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。一日も早く被災地が復興することを願ってやみません。

次に、社会経済情勢であります。昨年12月に安倍内閣が発足し、喫緊の課題として経済の再生を掲げました。長期化しているデフレ経済を克服するため、大胆な金融政策を柱とした、いわゆるアベノミクスを背景に株価も上昇し、やや明るい兆しも見えております。しかし、欧州に加え、アメリカも財政問題を抱えており、不安定な世界経済の動向にも左右されますが、景気が回復の波に乗るよう期待しております。

また、昨年、平和国家日本を脅かすように尖閣諸島や竹島、北方領土をめぐる外交問題が突出しました。さらに、震災復興、原発政策など諸課題が山積している状況です。このようなときだからこそ決められない政治を脱却して、日本を前に進めていただきたいと思います。

安倍内閣の地方財政政策につきましては、予想はしていましたが、前民主党内閣に比べると厳しいものがござります。地方交付税の総額は、前年度比2.5%のマイナスとなっており、景気の回復というプラス要因がないと、地方財政の先行きは厳しくなるものと考えております。

今後、安倍政権により、景気回復とデフレからの脱却が早期に実現し、日本経済が再生されることを願っております。

新年早々、西武鉄道の若林新社長が役場に来訪されました。その折、3月16日から東急東横線・横浜高速みなとみらい線との相互直通運転を始めるに伴い、テレビスポットを多用して、秩父を観光地としてPRしたいとの意向を表明しました。私もそれに応えて、横瀬町の魅力アップに一層努めていくことを約束いたしました。

現在、横瀬町は、町民の方々の中に、町をよくしたいという大きな機運の高まりを感じております。寺坂棚田の保存を初めオープンガーデン、もみじによるまちづくりが軌道に乗ってきました。また、横瀬町茶業組合が生産した紅茶とカエデの樹液を活用した物産も道の駅に4月にオープンする水辺のカフェでの販売が予定されております。さらに、「三十槌のつらら」や「尾ノ内の氷柱」に続く氷の名所をつくろうという動きが始まっています。このように「町をよくしたい」という町民の方々が集まり、活動を通じて「絆」が深まっていく、「絆」が深まることによって自立した「住民主体」の活動が一つ一つ形となっていく、こうした町民との「協働」という形で町政を進めることにより、魅力あるまちづくりにつながっていくと考えております。

このような「協働のまちづくり」の広がりを支援していくため、町といたしましても住民に情報を積極的に公開し、対話を繰り返しながら、同時に地域プランナーとしての政策形成能力や経営的資質の向上を高めていくことが必要であると考えております。

そこで、平成25年度は、限られた財源の中で、社会環境の変化や多様化する町民ニーズに適切に対応し、豊かな町民生活の実現を図っていくために、町民と行政が、それぞれ適切な役割を担い、主体的に考え、行動・実践する「協働のまちづくり」をなお一層推進していく所存であります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、「第5次横瀬町総合振興計画」と直面する行政課題への対応を図るための重点施策を申し述べます。

最初に、平成24年度の主要施策の進捗状況についてご報告申し上げます。農産物直売所・食材提供供給施設建築工事につきましては、本体工事が完了し、看板や厨房機器、陳列棚などの設置を残すのみとなりました。町民会館ホール天井耐震補強工事、ウォーターパーク・シラヤマのトイレ改修工事及び中井浄水場築造工事につきましても、それぞれ順調に進捗しております。各工事、工期内竣工を目指し、現在取り

組んでおります。また、地域防災計画の策定につきましては、パブリックコメントが終了し、防災会議を経て完了する予定であります。その他の主要施策の工事関係については完了し、各種事業につきましても順調に事業を実施しております。

平成25年度の重点施策についてであります。大きく3つのプロジェクトに分けて説明申し上げます。最初の重点施策は、「魅力プロジェクト」であります。

観光産業は、地域経済を支える重要な産業であり、地域の活性化を初め、雇用創出など幅広い効果が期待されております。しかしながら、個人消費の低迷が続く中、人口の減少、さらには若者の旅行離れが危惧される時代を迎え、今後ますます厳しい状況に陥ることが予想されるところであります。このような状況の中、町観光協会のあり方について、協会と検討を重ねてまいりました。

その結果、スピーディーな情報収集とニーズに合った観光情報が、適切かつ親切、丁寧に提供できるよう、観光協会が自立管理運営を行う総合的な観光案内所を開設することによって、協会と行政が、それぞれの役割の中で、協働してさまざまな観光需要に応えられるよう体制の整備を図ってまいります。

また、町の木「もみじ」によるまちづくりについては、多くの町民の方々にご協力をいただいておりますが、町といたしましても、観光客の目に触れやすい場所等にもみじを植栽して、魅力的な里山風景を形成するとともに、「寺坂棚田」交流施設整備を行い、都市住民の身近なふるさととしてPRしてまいります。

さらに、野外音楽施設の整備や「月1コンサート」開催など、町民を初め誰もが音楽に親しめる環境を整備して、こころ豊かで安らぎと潤いのある「まち」を目指し、音楽が町民のライフスタイルの一部として浸透する音楽をテーマとするまちづくりを推進してまいります。

続きまして、「絆プロジェクト」であります。

最初に、「交流型合宿」についてであります。 「合宿誘致推進計画」に基づき、公共施設の予約管理システムの導入、施設改修や合宿誘致のPRなど受け入れ態勢を整備して、合宿団体と町内各種団体の交流を積極的に促進する「交流型合宿」を関係機関と協働で推進し、公共施設の利用拡大を図るとともに、旅館・民宿業を初めとする商業・観光業の活性化を図ってまいります。

また、都市公園「ウォーターパーク・シラヤマ」内に子供向け遊具及び高齢者向け健康遊具を設置し、子供から高齢者まで幅広い世代が交流できる「憩いの場」を提供して、全ての町民の心身のリフレッシュと健康増進を図ってまいります。

さらに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるため、町内の商店等が受注・配達する「御用聞き」を行いながら定期的な見守りができる仕組みづくりを進めてまいります。

続きまして、「希望プロジェクト」であります。

最初に、災害対策についてであります。いつ発生するかわからない災害に備え、役場庁舎の外壁調査、町民会館の総合改修計画書の策定及び中学校体育館の天井部材、つり物部材耐震化調査等公共施設の防災対策に取り組んでまいります。また、昨年度に引き続き、物資・資材・機材の備蓄を行い、さらに芦ヶ久保地区の土砂災害に備え、土砂災害ハザードマップの作成を行い、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

また、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用して、昨年度より実施しております防犯灯の

LED化を引き続き実施するとともに、事業所用太陽光発電システム設置費の一部を補助することにより、エネルギーをより効率的に利用するまちづくりを進め、低炭素社会の実現を目指します。

さらに、昨年10月より実証運行しておりますコミュニティバスにつきましても継続するとともに、町内の高齢者などの移動制約者を初めとする全ての利用者が快適に利用できる公共交通の再編を検討してまいります。

また、国道、県道の渋滞緩和、町民の安全性・利便性の向上を図るため、町道5号線改築工事を実施中であり、下横瀬橋の拡幅（歩道つき）補強工事を実施してまいります。

続きまして、予算の概要を申し上げます。

本町の財政状況であります。人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は13億7,004万2,000円で、前年度と比較して約1%減となっております。これは公債費の償還予定額が前年度と比較して3.2%、1,037万7,000円減額したことが要因の一つであります。しかしながら、公債費は、今後臨時財政対策債の発行額の増加が見込まれるため、増加傾向になると思われ。また、義務的経費の歳出に占める割合は41.4%で、前年度と比較して2.8%低下しているものの、歳出総額の半分近くを占めていることに変わりなく、依然として本町の財政は厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、予算編成に当たっては、「選択と集中」の理念のもと、既存事業にとらわれず真に町民が必要としている事業に重点を置き、各課の創意と工夫による、これまで以上にスリムな予算編成とし、「事業仕分け」や「行政評価」により点検が行われた事業については、その内容を確認し、結果をできるだけ予算に反映いたしました。また、その他の事業については、客観的な視点から見直しを図るなど、安易な前例踏襲による考えを払拭して編成をいたしました。

その結果、平成25年度の予算規模は、一般会計33億1,600万円、特別会計20億2,597万5,000円、水道事業会計4億6,349万1,000円といたしました。

まず、一般会計歳入の主なものを申し上げますと、現年課税分の個人町民税は、景気低迷の影響などから依然として伸び悩みの状況が続いている状況の中で、新年度は3億6,376万円を見込み計上いたしました。前年度と比較し、0.9%、345万9,000円の減額となっております。法人町民税につきましては6,762万4,000円を見込み計上いたしました。前年度と比較して16.3%、1,948万8,000円の増額となっております。

また、固定資産税につきましては、土地価格の下落、企業の設備投資の減少による償却資産分の減額等により、1.6%の減収を見込み、5億8,447万7,000円を計上いたしました。

なお、町税全体の歳入見込額は11億40万円でございます。一般会計歳入予算の33.2%を占めるものとなっております。

また、前年度と比較いたしますと、0.3%、287万9,000円の増収となっております。

次に、地方交付税交付金であります。普通交付税7億9,270万円、特別交付税9,600万円、合わせて8億8,870万円を計上いたしました。前年度と比較し、2.6%、1億2,460万円の減額となっております。

また、国庫支出金につきましては2億9,693万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して24.2%、5,793万円の増額であります。増額の要因は、社会資本整備総合交付金が前年度と比較して6,600万円増加したによるものであります。

さらに、町債につきましては、事業費の増加に伴い、前年度と比較して12.2%、3,072万1,000円の増額

を見込み、2億8,354万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。まず人件費につきましては、総額で6億9,541万7,000円を計上いたしました。人件費が一般会計歳出予算総額に占める割合は21.1%となっております。

また、前年度と比較いたしますと、1.4%、944万7,000円の増額となっております。要因につきましては、臨時職員給与が増額したことによるものであります。

次に、物件費であります。総額で6億804万円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、15.6%、8,202万8,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、県の「緊急雇用創出基金市町村事業費補助金」を活用した「安心・安全まちづくり事業」及び「里山景観魅力アップ事業」等に係る委託料が増額したことによるものであります。

次に、扶助費であります。総額で3億6,623万1,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、3.2%、1,229万6,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、児童手当の支給対象見込み数の減少に伴い、支給額が減額となったことによるものでございます。

このほか、補助費につきましては、し尿処理に係る秩父市への委託料及び水道事業会計の補助金等の増額に伴い、前年度と比較して3.1%、1,408万円の増額となっております。

普通建設事業費につきましては、下横瀬橋改修工事費、ウォーターパーク・シラヤマの遊具等設置工事費等を予算計上したことに伴い、前年度と比較して68.6%、1億4,316万3,000円の増額となっております。

また、公債費につきましては3.2%、1,037万7,000円の減額となっております。

次に、特別会計であります。それぞれ前年度実績等により精査し、予算計上いたしました。国民健康保険税につきましては、前年度とほぼ同額の1億8,017万6,000円を計上いたしました。介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましては、介護保険料が0.6%、72万2,000円の増額の1億2,828万円、後期高齢者医療保険料は1.8%、130万円増額の7,510万円をそれぞれ計上いたしました。

なお、保険給付費につきましては、前年度と比較し、国民健康保険特別会計では2.7%、介護保険特別会計では4.9%増加しております。また、後期高齢者医療特別会計の広域連合負担金は、前年度より0.3%の増加となっております。

下水道特別会計につきましては、使用料及び手数料は、前年度より1.6%の増収を見込んでおります。総務管理費につきましては、一般委託料の減額により9.9%の減少となっております。

次に、水道事業会計であります。人口減少や節水志向などから、収益的収入の水道料金収入につきましては、前年度より1.1%の減収を見込み、1億8,881万9,000円を計上いたしました。

なお、主な事業につきましては、昨年度に引き続き、水道事業第5期拡張に伴う中井浄水場の築造工事及び配水管布設工事として、第1工区から第4工区までの工事を予定しております。

以上、今後の町政運営に関する施政方針及び平成25年度予算概要等について申し述べさせていただきました。

我が国においては、経済情勢の不安定さに加え、政局は混迷を深めております。地方においては、このような状況のときこそ行政運営の手腕が問われる時代であると感じております。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○若林スミ子議長 以上で、町政運営に対する町長の施政方針並びに一括上程されました平成25年度予算6議案の提案理由の説明を終わります。



◎施政方針に対する質疑

○若林スミ子議長 ここで、町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑については、別に時間を設けますので、その際をお願いいたします。町政に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。



◎議案第26号～議案第31号の説明

○若林スミ子議長 それでは、ここで前例に倣いまして休憩をし、休憩中に各担当より新年度予算6議案の補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午後 1時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○若林スミ子議長 議長より申し上げます。

本日、東日本大震災から2年を迎えます。震災で亡くなられた多くの皆様のご冥福を祈り、1分間の黙祷を行いたいと思います。

事務局長の合図で黙祷をお願いいたします。

○小泉源太郎事務局長 その場でご起立ください。黙祷をお願いいたします。

〔黙 祷〕

○小泉源太郎事務局長 黙祷を終わります。ご着席ください。

○若林スミ子議長 ただいま新年度予算6議案の補足説明中でございます。前例に倣い、休憩をして補足説明を続行いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 3時15分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎延会の宣告

○若林スミ子議長 ただいま新年度予算6議案の補足説明が終了したところでございます。

ここで、お諮り申し上げます。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会としたいと思えます。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後 3時15分

平成25年第2回横瀬町議会定例会 第6日

平成25年3月12日(火曜日)

議事日程(第4号)

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算、議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第32号 横瀬町副町長の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第33号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
木崎泰明	参事兼 まち 経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第26号～議案第31号の質疑、討論、採決

- 若林スミ子議長 ただいま一括上程中の新年度予算6議案の補足説明が終了したところでございます。
補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。
一括上程中でございますが、質疑は議案ごとに行います。
また、便宜上、歳出から各款ごとに進めていきたいと思っております。
なお、質疑の際はページ数をお示してください。
最初に、議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算に対する質疑からお願いいたします。
初めに、第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 若林スミ子議長 なければ、次に第2款総務費に移ります。
質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

- 11番 若林新一郎議員 2点お伺いします。

まず1点は、37ページ、右の一番下のクラウドサービスのことなのですが、このクラウドサービスを導入するということで大変結構なことだと思うのですが、それでまずこの利用方法、そしてこれを利用することによって、町からなくなる関係の設備、サーバーぐらいなのか。

それともう一つ、あと次が、これに含めるというのか、これを利用する町の対象の職務、職務内容はどんなことでクラウドを活用するのか。

それから、次が導入に当たってのイニシャルコストとランニングコスト、これはすぐはわからないかと思うのですが、おおよそで結構ですが、大体どのくらいかかるのか。

そして、次がメリットとデメリット。

それと、最後が情報の漏えいのおそれはどうかと。当然クラウド側のセキュリティーというのはしっかりしていると思うのですが、それにアクセスするほうの町側の職員に対する制約、あるいは役職による制約とか、誰でも勝手にできるのか、その辺はどうなっているのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、次が41ページのちょうど右のほうの真ん中にありますけれども、本庁舎施設設備改修事業1,688万8,000円ありますが、これの改修の内容、このところにずっとあるので、議場の映像とか音響とかだろうというふうなことはわかりますけれども、もうちょっと具体的にどうなのか、この2点お伺いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 おはようございます。11番議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目のクラウド関係につきまして、その中でも幾つかご質問をいただいておりますので、答弁漏れ等ございましたらご指摘をいただきたいと思っております。

当初予算の説明の中で私のほうからクラウドについてご説明をさせていただきました。この関係につきましては、今回の予算で第5号の補正予算でしょうか、第5号補正予算でクラウドの導入の経費を補正させていただきました。4月からクラウドを導入したいというような考えでございます。

まず、職場でどのようなものがなくなるのかというようなご質問でございますけれども、現在、役場庁内に設置してありますサーバーがございます。このサーバーから情報を取り出して、通常の業務を行っているという状況でございます。そのようなことで、その辺のサーバーはなくなります。

そもそもこのクラウドというのが、データやソフトウェアなどを個々のパソコンやサーバーではなく、外部のデータセンターにおいて管理し、ネットワーク経由でその情報を利用するという仕組みでございます。そのようなことで、そのサーバーはなくなります。サーバーが、今まで役場で町民の方の相談の部屋として当初、役場の中に相談室があったのですけれども、そこにサーバーを設置してサーバー室というようなことでやっております。ですから、その辺のサーバー撤去になることでございます。

それと、まずメリットでございますけれども、幾つかこれを導入することによってメリットが生まれます。まず1つ目が、費用の削減効果が出てくると思っております。この辺については、今までいろいろなところで実証事業として実証されております。例えば、システム改修費の削減などが挙げられると思っております。同一のパッケージを複数団体で利用することになりますので、その辺の改修費が削減になると言われております。

それと、専門業者が運用しているデータセンターにデータを預けることによって、高いセキュリティーレベルを確保することができると言われております。今まで役場庁内でデータを管理していたのですけれども、役場よりもすぐれたセキュリティーを持っているデータセンターのほうで管理することになりますので、その辺データの確保が図れるということになります。

あとは、先ほども申し上げましたけれども、役場庁内におけるサーバー設置場所の確保や電力の確保が不要になるということがあると思っております。

それと、職員の業務量の削減効果も出てくるということも言われております。これちょっと言い方が誤解を招くような感じになってしまいますけれども、専門的に知識を持った職員、コンピューターにそのような職員がいなくても対応できていくというようなこともメリットの一つとして挙げられております。これはちょっと誤解を招くような言い方になってしまうのですけれども、そのようなことも言われております。

す。機器の保守や更新時期の管理、サーバー室の管理、バックアップ、稼働確保、情報セキュリティー対策、障害発生時の対応等、そのようなことで職員の業務量の削減が図れるというようなことが言われております。

これの削減効果でございますけれども、平成25年度においては、先ほども申し上げましたけれども、導入についての導入的な経費がかかりますので、平成25年については削減効果は余り生じませんけれども、平成26年度以降については、これあくまで試算なのですけれども、平成26年度で190万円ぐらいの効果があるという積算をしてみました。

あと、デメリットについては、特にこのようなデメリットがあるというようなことは通常言われておりません。ただ、先ほども申し上げましたけれども、データセンターから役場に電話回線を利用してデータを持ってきますので、災害時にその辺の電話回線が遮断されたときに支障を来すというおそれはあると思います。ただ、それを解消するために計画としてはNTT、それともう1社です。2社で対応していきたいと。1つが遮断しても、もう一つでそれをカバーするというようなことを考えております。

一応ご質問は、クラウドについては……

〔「イニシャルコスト」と言う人あり〕

○田端啓二総務課長 イニシャルコストですか。今後の経費につきましては、使用料の支払いだけで済むと思いますので、いわゆる今までサーバーの利用料、あるいはサーバーの保守料等相当払ってございましたけれども、これからクラウドについては使用料のみを払うということで、その辺も今までの経費よりは安く上がっていくということだと思います。

それと、予算書の41ページの本庁舎施設整備改修事業ということで1,600万円計上させていただきました。これにつきましては、議員さんからもお話がございましたように、この議場の音響、録音、カメラ等を改修していきたいということでございます。録音機についても、当初のまま改修せず、現在、テープレコーダーによって録音をしております。そのようなことで、録音機の改修、それと音響機器、それとカメラを改修していきたいということで、一応この改修につきましては一つ一つ改修ということではなくても、セットみたいな感じでなっておりますので、一体的に改修をしていきたいということで予算計上をさせていただきました。

以上です。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 クラウドの件でちょっと確認なのですが、さっきソフトも何かクラウド側のほうで準備するようなこと聞かれたのですが、向こうにクラウドのほうを使う業務のソフトというのは、全部向こうで用意されるのかどうか、その辺の確認。

というのは、この予算表、昔からそうだけれども、ソフトの使用料というのがまことにばかにならない数字が上がっているわけですね、全部ひっくるめると。だからその辺もちょっと確認したいのと、それから専門的な人がいなくなる、担当がいなくなるということですが、これだけのシステムになると、管理者がたしか1人いて、その管理者は全員のパソコンをのぞき見ることが、のぞいてみて、確認がたしかできると思うのです。それは役場はやっていないのかな。その人はいるのかいないのか、今後どうなのか。その点です。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 ソフトの関係でございます。確かにいろんな款においてパソコンのソフトということなどで予算計上になっております。今回、クラウドによる場合には、このソフトについてはソフトを借りてこちらでやるということではなくて、クラウドとしてTKCのほうで役場の業務について一切提供するものを利用して仕事を進めていくということになります。

それと、先ほど答弁すればよかったのですが、先ほど質問あったと思うのですが、管理者というよりも、誰でもその情報を見ることができるのかというようなことの質問に関しての管理者というようなことだと思うのですが、情報セキュリティーのポリシーというのが町にあります。当然役場庁内の情報についての管理の責任というのは総務課長というようなことになっております。各職員が勝手にいろんなデータを常時見られるというようなことにはなっておりません。例えば、住民基本台帳であれば、当然その住民基本台帳を扱っているところ、いきいき町民課長がその全部のデータを見ることはできませんけれども、その中でもセキュリティーをかけて、必要最小限のデータしか見られないようなことになっております。現在もそのようなことでやっておりますので、クラウドになっても、やはりその辺は今までと同じで対応していくということになります。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、済みません。また、数点お願いします。

まず、36ページです。職員研修費なのですが、これ毎年、私言うのですが、平成23年度決算はゼロ円だったのです。去年聞いたら、安い料金でできるということだったのですが、私も自分で買う本ぐらいでも1万円を超えてしまうような経費でやっていますので、もっと積極的にやっていただきたいという意味を込めてこの4万3,000円、同じ数字でよろしいのでしょうかということが1点です。

あと、同じ41ページ、若林議員と同じなのですが、内容はこれに書いてあるということだったのですが、私、そのところはインターネット放送の請願も来ておりました。それらを視察に行ったときには、この映像、放送施設を替えるときだったので、ちょうどよかったのでやりましたというふうなお話も聞いておりますので、それらも含めてインターネット放送とかできるようなことも含めてお考えになっているのか。

そして、また私は、役場の1階のほうの事務をしている職員にもこの音声が行くようにして、議会の中でどのような話し合いがなされているかというものを常に職員が知っていて仕事をしていただくということがいいのではないかと考えておりますので、職員の1階のほうにも、映像ではなくて、音声だけでもいいのですが、それらも考えてやっていただきたいと思うのですが、その辺どうでしょうかということですね。

それから、同じ41ページで財産管理事業で芦小分の金額が300万円予算が載っています。この300万円というのは、1年間で300万円ですが、10年たつと3,000万円ですので、これらについてもちょっと積極的にどのような方向性に行くのかということをお教えいただければと思います。

それから、同じように職員の関係なのですが、44ページです。下のほうに事務改善提案賞賜金というのですか、1万円あるのですが、平成23年度決算はやはりゼロでした。役場のほうで課長職というのですか、

管理者が意識を持って提案してくださいねということを常に言っていないと、職員のほうとしてはなかなか自分からは提案しにくいので、この1万円がもっと10万円とか20万円とかになるように意識を持って、執行部のほうで強い意思を持ってやっていただきたいので、その点1万円でもよろしいのでしょうかという質問です。

それから、地域公共交通実証試験……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○4番 大野伸恵議員 ごめんなさい。49ページです。地域公共交通実証運行事業の関係でお金がいっぱいあってあります。これは、西武バスのほうに補助金を実質500万円程度横瀬町のほうから補助が出ております。それにプラスの金額です。それで、実証実験ということでお金を取っていないということなのですが、今後、今まではゼロなのですが、例えばお金を取ったら乗らなくなってしまったというような試験では困りますので、少なくとも100円とか、そういう金額はどうでもいいのですが、お金を取る方向というのは考えないのかということです。車がなくて困っているということは実際理解しますが、例えば若い家庭で所得が少ない家庭でも、子供を育てる、仕事へ行くという場合には、自分で車を買って、ガソリン代を払って、年間経費もかなりかけても自分で行っておりますので、そういうところの公平性というものを考えたときに、今後の実証実験の中でお金のことについては自己負担というのですか、受益者分担金というような形ではどういうふうを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それで、この協働のまちということで町もやっておりますので、業者に委託ではなくて、例えば市では人材センターとかにお願いするような方向も考えられないかということです。

あと、続きまして、このことについてはちょっと前の議会議事録を読みましたら、前の藤澤議員が、根古屋地区、苅米地区の遠いほうから通っている小学生などのバスをやっていただけないかという質問がありました。それで、私もブコーさんの運行時刻の時刻表見たのですけれども、3キロ以上の生徒のところを見ましたら、例えば横瀬石油が朝7時45分に出ていまして、町民会館のところに7時52分に着いたり、松田医院のところに7時56分に着いたりします。ですから、こういうものをちょっと、例えば苅米地区のほうもちょっと時間を工夫すれば、子供たちも乗れるのかなというふうに思いました。ですから、前は全然お金がなくてできませんという回答だったのですけれども、少なくとも冬の期間だけ、朝ではなくて帰る時間だけ、母親として子供が真っ暗になった中を帰っていくというのはとても不安がありますので、そういうところもあわせてこの時間とかを考えていただければ、子供たちとお年寄りとのきずなというものもできると思いますので、そこを考慮していただきたいと思うのですが、その点大丈夫でしょうかということです。

それから、済みません、いっぱいあって。50ページなのですけれども、野外音楽施設というものを建設するということでお金が出ております。旧役場跡地ということなのですが、これについては、例えば、よく私はいろんなものをお願いすると、では基本計画に載ってからということで、2年後、3年後というようなお話を受けるのですが、この基本計画に載っていた事業なのかということなのです。それで私は、毎年、郷土祭にかかわっているいろんなボランティアをしているのですけれども、郷土祭ではいつも仮設の舞台です。毎年毎年仮設の舞台で、つくったほうがいいのか、このまま仮設でいったほうがいいのか。でも、もう何十年も続いているしなということを疑問に感じてきました。ですから、片方では毎年実施して実績

があるけれども仮設、今回、この音楽のまちづくりということでつくっていただけるということはとてもいいのですけれども、そこら辺のところの整合性というのはどうなのかなというふうに疑問に感じますので、その点。

そして、どうせつくるならば、小泉議員が言っていましたが、オープンガーデンの、横瀬町の場合はメインのスポットみたいなものはありませんので、それらも兼ね合わせて複合的に利用価値のあるものをつくっていただきたいと思っていますが、どうでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 4番議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

私のほうからは、まず36ページの職員研修負担金4万3,000円、これで大丈夫なんでしょうかという質問でございます。これにつきましては、職員の研修につきましては議会のいろいろなご質問の中で答弁をさせていただいておりますけれども、埼玉県職員の職員と県内の各市町村の職員を対象にした埼玉県と各県内の自治体で組織しております埼玉県人づくり広域連合が組織してございます。小泉議員さんのご質問の中でも、一般質問の中でも私のほうから答弁させていただいたのですけれども、その埼玉県人づくり広域連合で年間を通して階層別の研修、あるいはデパートに直接2週間ぐらい行っただけのデパート研修、いろいろな研修をそこで企画、立案していただいて、各自治体にその申し込みをとっております。横瀬町としては、その研修会に一人でも多く参加させていきたいということで、一般質問の中でも話させていただきましたけれども、参加をさせております。

それで、ここにある職員研修負担金4万3,000円、これにつきましては今ご説明申し上げました人材開発センターによる研修の負担金ということでございますので、先ほど申し上げましたように、埼玉県と各自治体で組織しておりますので、格安の料金で研修を受講することができるということでございます。

この人づくり広域連合の研修に限らず、去年から始めておりますけれども、メンタルヘルスの部分が非常に今重要になってきておりますので、初めての試みとして昨年度、メンタルヘルス研修ということで、全職員を対象にした横瀬町独自の研修も行わせていただきました。そのようなことで、人づくり広域連合の研修並びに町独自の研修あるいはそれぞれ一人一人の職員が自己研さんを深めていくと、自己研さんしていただくというような意味合いからのそれに対しての助成等も行っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、41ページでございますけれども、先ほど11番議員さんのご質問でも答弁をさせていただきましたけれども、役場議場の音響等の改修を行っていききたいのだということで、その中に議会のほうとしても県内の町村を視察していただいたのでしょうか、インターネットの関係についてその辺を配慮した改修なのではないかというようなご質問かと思っております。その辺につきましては、予算を編成する上で、その辺までは考えた予算計上にはなっておりません。その辺につきましては、議会事務局あるいは、これを執行するときには建設課のほうに執行委任しますので、連絡調整をさせていただいて、最終的に決定をしていきたいということになろうかと思っております。

それと、音声の関係でしょうか、この議場の状況がリアルタイムに各職員に配信、流れたらどうでしょうというような話でございます。現在もそのような対応にはなっております。1階にテレビモニターがあります。それと、総務課、まち経営課のところにそれがありますので、各職員は議会の日程に基づいて自分の担当する業務が議会の議案等が出ているときには、常に待機をして、見てすぐ対応できるような体制をとっております。当然これから改修するものについても、その辺の議会の情報については役場庁内どこでも見られるようなものになっていくということでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 私のほうもいっぱい質問をいただきましたので、順次やっていきたいと思っておりますけれども、まず最初に芦小の関係です。現在、旧芦ヶ久保小学校につきましては、町の財産ということでまち経営課のほうで管理してございます。今、旧芦小につきましては貸し出しもしているということで、今現在、2月までの貸し出し件数というのが18件ぐらいあります。有料として貸し出していますので、お金も入ってきております。ただ、耐震とかそういった安全設備については、まだそのままの状態になっておりますので、貸し出すときにはそういった内容まで話をして、納得した上で借りていただくというような方法で今運営をしているところでございます。今月のテレビ局、TBSですか、そこでその全景を撮りたいとかそういったものの依頼も来ておりますので、これからインターネット等ではそういった貸し出すチャンスというのですか、そういったものもこれからふえてくるのではないかなということで予測はしてございます。そういった関係もございまして、とりあえず年間の管理費ということでここに上げさせていただいております。

今の使用の傾向としまして、コスプレというのですか、アニメの主人公というか、出てくるそういった服装の格好をして写真を撮るとかということで、余り過激な動きというものはしていないような団体に貸し出しているというのが実情でございます。

それから、事務改善の関係がございまして、今現在、事務改善、いろいろと職員のほうには啓発をしております、気がついた点はどんどん提案をお願いをいたしますということでやってございますけれども、今回の予算につきましては、その提案に対する報償というのですか、そういった形で、高額ではできませんので、1,000円を単位として10件分ということで1万円を計上してございます。ちなみに、平成23年度が11件ほどございました。それから、平成24年度につきましては、今のところはゼロでございます。ただ、今までの提案等も見直しの関係がございまして、再提案というような形で1件、現在処理をしたところでございます。だから、1万円が妥当かどうかという問いに対しましては、10件分を見ているので、その辺は予算的にはいいのかなというような気も私自身はしております。

それから、実証運行の関係で49ページ、ご質問が来ております。金額を取る必要があるのではないかと、またその辺はというようなことだと思います。内藤議員さんの一般質問の中にも、この辺のコミバスの質問がございまして、とりあえずアクションプランをこれから策定していきますよというようなお話をしました。その中で、そういったところで平成25年度は進めていきますので、金額を取る取らないというのは、やはり今までのそういった意向調査等もやってございますので、その辺のことも考えながら、そしてまた

専門家のCP、公共交通の専門家の先生がおられますので、そういった方のアドバイス等を受けてアクションプランを策定する時点においていろいろと検討していければいいのかなというふうに思っております。

それから、あと時刻の問題です。ダイヤの問題があるかと思えますけれども、この辺もやはりあわせてそのアクションプラン策定する段階でいろいろと練っていききたいな、また逆にどういった意向なのかというのを探っていきたいなというふうに思っております。これからアクションプラン策定に対する考え方というのが非常に縛られてくるとは思えますけれども、その中で横瀬方式というのですか、そういったものが見出せれば私はいいのかなと思えます。

それから、まちかどコンサートの関係でご質問がございました。総合振興計画の中に盛り込んであるのかということが一つだと思いますが、まちかどコンサート事業というこういった言葉では、この中には盛り込んでございません。音楽に関することということで振興計画のほうには触れてございますので、その中で事業実施をしていくということでございます。

そして、毎年こういった予算をつくる場合は、事業の実施計画というものも各課所においてつくっていただいておりますので、それに基づいてこの予算ができるわけでございます。その予算は、振興計画等に合わせながら計画を立てなさいということで、今現在、仕事を進めておりますので、その辺は振興計画のほうにのっとったものの事業ということでご理解をいただきたいと思えます。そして、ステージ等の予算等もこの事業の中には盛り込んでございます。今、案として考えているものが、規模の関係が間口が6.4メートル、そして奥行きが3.2メートル、床面積は10.24平米、そして木造構造ということで、このぐらいのステージをつくって、皆様にそこを使っていただきましょうというようなことで計画をしているところでございます。これは形的には三角形の形、コーナーを利用しての施設設置というような形になりますので、上から見ると三角形の形になろうかと思えますけれども、そんな小規模なものの野外ステージでございませぬ。

それから、そういったところを複合的に使うことも必要でしょうというご質問もございました。全くそのとおりでございまして、一方的に1つの事業だけで使うのではなく、複合的に使うことが1つの施設を有効利用するための条件でございまして、もっともだと思えますけれども、今現在、あそこところは花壇ができていまして、1つの憩いの場というのですか、そういった場所にもなっております。そして、あわせてあそこにも健康づくりの歩くコースの看板ができていますと思えますけれども、あそこがちょうど拠点となっておりますので、複合的にという形で考えると。これも1つ複合的なのかなと思っております。そういったもの等考えて、音楽の実施とかそういったものもしていけばよろしいのではないかなと思っております。

以上です。

○若林スミ子議長 大野議員の質問漏れで、子供の通学の利用に対する答弁はいかがですか。大丈夫なのですか、全体でいいのですか。

〔「全体、アクションプラン」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 済みません。

他にございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今回の50ページのまちかどコンサートに関してでございますが、450万円の金額が上がっているのです、これはステージだけをつくるということによろしいのかということと、謝礼金22万円上がっておりますが、これでどのぐらいの回数を予定しているのかお聞きいたします。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 それでは、内藤議員さんのご質問にお答えします。

まちかどコンサートの関係で450万円が計上してありますということでございますけれども、これはその野外ステージに係る設計と、それと施工の費用でございます。

それから、謝礼金も上がっているということで、この内訳をとというようなことでございますけれども、22万円の内訳でございます。このまちかどコンサートの事業というのが、これは3本立てというような形で私どものほうは考えております。まず1つが、音楽によるまちづくり推進補助事業ということで、これは20名以上の団体を対象として行うコンサート形式みたいなそういった事業でございます。主にこれはそういった大きいところ、20人以上ということでございますので、大きいところで公共施設とすれば町民会館などを利用した形での音楽活動というような形になります。

そして、野外ステージを使った1つの事業としましては、ストリートライブコンサートというのが2つ目です。こういった形で、これは大体ヨコゼ音楽祭のほうに合わせまして、そこで音楽活動をやっていただくというようなことでございます。

それから、もう一つが月一まちかどコンサート事業というようなことで考えております。これは定員関係というものはございません。1つのグループであればいいというようなことでございます。

それで、まず22万円の内訳でございますけれども、月一のまちかどコンサートが1回について謝礼として1万円ということで、12回分で12万円、そしてストリートライブコンサートというようなことで、これもやはり1グループ1万円10グループで10万円、合わせて22万円というようなそんな内訳になってございます。

また、先ほど言いました音楽によるまちづくり事業推進補助金というものにつきましては、別途出ていますので、それだけ、これはちなみに申し上げますと2団体ぐらいを予定しています。1団体10万円で、2団体ということで20万円というような計上になってございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 50ページでございますけれども、内藤議員さんの関連でございますけれども、まちかどコンサート事業ですか、約500万円弱見ているわけでございますけれども、町として経済効果をどのぐらい望んでいるのかお尋ねいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** まちかどコンサートの概要は先ほど説明したとおりなのですが、例えば野外ステージを今回建てるわけなのですけれども、あれは旧役場庁舎で今ウォーキングだとか、あるいはあそこを植栽等をしてもう少し形を整えばオープンガーデンの拠点にとかそういったことを含めて雨の避難所というような複合的な施設にしようということであそこは建っています。まちかどコンサートの費用というのは、例えば今言った1万円とか2万円とかそういった費用で音楽をやっていただくわけですが、大体やっていただくのは役場のホールだとか、例えばお祭りのときの芦ヶ久保のお茶まつりとかいろんなお祭りあわせていろいろな団体でやってもらうとか、あるいは棚田で今もコンサートやっていますが、そういったコンサートを一つの、今までもいろんなことやっていたのを1つの宣伝の中の体系的な位置づけということで、月一コンサートということで今考えています。これが質問のような経済効果がどれくらいあるかということにつきましては、まだそれぞれのところの集客がどれくらいあるとか、そういったことを計算していないので、経済効果が幾らあるという計算はできませんが、各いろんなお祭りとか地域のイベントとかには大いに役に立つというふうに考えております。

以上です。

○**若林スミ子議長** 他に質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○**10番 小泉初男議員** 今、副町長さんから答弁いただきましたけれども、大体町費500万円ぐらいかかるわけございまして、その中で設計料の委託料でございまして、50万円ぐらいかかるわけなのですけれども、建設工事が400万円で、なぜ委託で50万円かかるのか。もし、先ほど来、参事が話しましたけれども、小さいものらしいですよ、三角形で。役場の職員が1人ぐらいこういう設計しようとか、こういうものをつくろうとか、そういうふうになれば一銭もお金がかからないわけです。そこから見直しをする必要があると思っていますのです。はっきり申し上げて、建設課も何人も職員がいるわけです。そのぐらいの設計ぐらいはできて当然というのですか、何も50万円も出してする必要はないと思っていますのです。これをたとえ500万円でもやる以上は、町として今みていましたら、謝礼金ですか、1回1万円出して、あと22回ですけども、するわけなのですけれども、その中で何人ぐらい人が来るとか、集まるとか、周辺に商店でもあれば、どれぐらい売り上げがあるとか、もし夕方になれば食堂でも行って、何人かで食事をとるとか、お金が落ちるとか、多少なりそこまで計算してするのが一般的な考えだと思いますけれども、今、副町長の話聞きまして、ただ棚田がどうのこうのと、こっちがどうのこうのと、やはりお金をかける以上は皆さんに喜んでもらって、町にお金が落ちるように、経済効果が出るようにするのが皆さんの使命ではありませんか。その辺をもう一回お尋ねするわけございまして。

○**若林スミ子議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 設計の委託料というと、大体10%ぐらいを普通考えています。今回、いろんな多目的に使える施設ということで、いろんな設計会社のほうでアイデアを出していただければ、50万円の価値は出てくるのではないかなというふうに思います。

それから、実際の今回の音楽によるまちづくりの一つ一つ、それが経済効果ももちろんあると思うのですけれども、どちらかというと風が奏でるでしたっけ、風が奏でるというような文化的な意味合いも結構多いということがあります。ということで、全ての事業で、全て経済効果を算出してやるということではないかなというふうには考えています。特に今回、昨年、よこぜまつりやったときに、町の中にいっぱいいろんな団体があるということがわかって、出場希望多いと。そういうこともありまして、お祭り周辺でいろんなにぎやかな活動していただければいいかなという気持ちもあります。それで、先ほど言ったようにあの500万円の施設にはいろんな機能がありますので、そういった面でご期待いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございます。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、工事料に対して10%が設計料ですか、そういう話をされたわけでございますけれども、それがこう言うのは失礼かもしれませんが、一般的には小屋に機能を持ったようなものでちょっと大きいぐらいのものでするわけです。その中でよく町長が言いますけれども、横瀬の職員の中にはいろんな資格を持っているのだという話を随分聞くわけです。その中で、何も小屋の機能を持ったものつくるに50万円も設計料出すことがありますか。一般の家庭だったら、小屋に機能を持ったようなものであれば、一般の女性だって図面で引いてこういうふうにやります。もし資格を持った方がいて、こういうデザイン関係ですか、好きな方も100名近く職員もいるわけです。では、私がやってみようとか、おれがやってみようとか、そういう形から予算を組んだほうがいいと思っていますけれども。

確かに音楽関係ですから、経済関係がありますよね。どこまで出るかわかりませんが、これはあくまでも横瀬町をどういうふうにするのだとか、どうした人が集まってくるのか、どういうふうにしたらお金が落ちるとか、そこから考える必要があると思いますけれども、もう一度どうですか、お尋ねするわけでございますけれども。よく明確にお願いしたいわけです。いいですか、もう一度お願いしますけれども、50万円の設計料でございますけれども、役場の職員の中で誰か私がするとか、そういうことから始めたほうがいいのではないですか。その辺をお尋ねするわけでございます。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 そのようなことができるかどうか、例えば職員の中でそういったものができるかどうかは検討させていただきます。それで、そういった職員ができるかどうかという、そういういいものがないと当然困るわけですが、うちのほうで期待した程度のものを職員が提案できるかどうか、そういった職員手当等で募集してみたいと思います。その結果、いいものができれば、50万円は不用額というふうにしたいと思います。

それから、集客については、なるべくお祭り等と関連して一緒に宣伝できるというようにして、多くの集客ができるような努力をしていきたいというふう考えております。

○若林スミ子議長 ただいま質疑中でございますが、休憩したいと思います。

〔「1点、関連でいいですか」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。関連なのですけれども、私はむしろプロを使っていたらいいと思っ
ているのです。これから商業のほうの里山景観についても、やはりプロの設計士というのは、我々では想
像できないいいものを使います。それで、50万円の予算、大体家の場合も1割が設計費なのですが、例え
ば1,000万円のうちをつくる時には100万円の設計費を使うのですが、でも100万円を自分に払っても、
あなたに200万円も300万円も得することを私はさせますよというふうにプロの設計士の方たちは考えてい
るのです。ですから、もちろん役場の人たちの若い女性とか若い人たちの意見を聞いていただくというこ
とはとてもいいことですので、それはぜひしていただきたいのですが、例えば昔とか、多くの大工さ
んのように家をつくりましたと。おれはうちをつくった。だけれども、住む人のための家ではないとい
うことを私はすごく考えることが多かったので、ぜひいいものについてはお金を使っていたらいいと思
っていますので、よろしく願いいたします。

それから、例えば周りの景観にも注意していただいて、旧役場庁舎の前に大きな石碑とかありますけれ
ども、あそこも相当汚くなっておりますので、そこら辺もあわせて整備していただければと思いますので、
よろしく願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○4番 大野伸恵議員 要望でいいです。

○若林スミ子議長 要望でいいですか。

○4番 大野伸恵議員 はい。

○若林スミ子議長 済みません。

それでは、休憩としたいと思います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務費について質疑を伺っております。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 49ページの交通政策推進事業の中でお聞かせをいただきたいと思うのですが、先ほ
ど4番議員も質問しました。昨年度から地域公共交通実証運行ということで進めておりますけれども、一
般質問の中で利用者の人数等も報告されました。かなりの利用があるなと思いました。

そういう中で特にそれと重複するような形で、従来からの地域乗り合いバス路線確保対策というのがあ
ります。当時、この事業が始まったときは、町と県が大体同じぐらいの負担でもってこの事業ができたの
ですけれども、今ちょっと計算してみますと、町が700万円ちょっと、県のほうから220万円、非常に町の
持ち出しはどんどん大きくなって、将来的にかなり負担ではないのかなという、そんな気がします。そう

いう点を含めると、これからの地域公共交通アクションプランを策定していくということの中で、この辺をきちっと問い直してみていかないといけないのではないかなって、そう思います。

ただ、どうしてもやっぱり地域の公共交通は確保した意味はありますけれども、それにかわるものやはり目指していかないといけないかなと思います。今のブコーさん号の関係でいきますと、これ緊急雇用の県の補助金があるから何とか余り負担なくできるかなと思うのですけれども、これもいつまでも県も信用できませんので、いつまで続くかわからないので、ぜひその辺はきちんと検討し直していただきたい、そんなように思っていますけれども、その点につきましてちょっとお答えをお聞かせいただきたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

若林議員さんが考えているとおりだと私も思います。今、非常に地域乗り合いバス路線の補助金も年々利用率は横ばい状態ですと来ていますし、ただそれに対する燃料ですとかそういったものの値上がりで補助金の関係も上がっております。そんな関係上、やはり今現在、コミュニティバスの運行、実証運行やっていますけれども、その辺も乗り合いバスとあわせていろいろこれからアクションプラン練っていく必要があるかと思えます。

コミュニティバス、地域公共交通の方式としましては、デマンドですとか、コミュニティバスですとか、あとはタクシー券を配って云々ということと、そういった方式等ございます。だからアクションプランについても、その辺も一切合切を全部考えて、それで策定のほうをやっていきたいと思っております。

また、予算については、緊急雇用の補助を使えるのはあと6カ月で、残り6カ月は町単費でというようなことで、恐らくこれを廃止するというようなことにはならないとは思いますが、その辺もしっかり考えながら、このアクションプランのほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 続きですか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今、まち経営課長のほうから答弁がありまして、おおよそわかりました。このアクションプランの策定業務も、これ委託で行う予定になっていますけれども、町としてはやっぱり今、課長が言ったようなことをこの委託業者のほうに、委託先にきちっと伝えてもらいたいと思うのです。やはりそのことと、もう一つは横瀬町と隣接するところとの関係をどういうふうに見るかということ、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これは地域公共交通というのは、定住自立圏の関係の中にもありますので、その辺もあわせて検討して

いく必要があると考えておりますので、その辺もアクションプランを策定する場合には考えながらやっていきたいと思っております。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 3 点お伺いします。

まず、では続けて今の公共交通アクションプランについてなのですが、問題意識としては今、12 番議員と大体同じなのですが、情報として今回、実証実験をした中で、実際に西武バスの運行の乗員数とかどのくらい影響があったのか、あるいはなかったのかというのを情報もしくはデータがあれば教えてください。これは 1 点目です。

2 つ目なのですが、50 ページのやっぱり野外音楽施設なのですが、これ素朴な疑問で立地です。音楽は通常室内で聞くのが多いと思うのですが、野外ということになりますと、割と立地条件って限られると思います。例えば、ミューズパークの音楽堂だったり、あるいは前、芦ヶ久保にありましたコーラス広場だったり、音楽をやるほうも、あるいは聞くほうもやりやすい、聞きやすいというのが一つ立地条件としては重要だと思うのですが、国道沿いの旧役場跡地が横瀬のまちかどコンサートの中核になる場所として適切かどうかというその場所の判断です。そこをどう判断されたのかというのをお聞かせください。それが 2 つ目です。

3 つ目は戻るのですが、41 ページ、財産管理事業、芦ヶ久保小学校です。平成 25 年度も従来同様の管理をしていくというふうに見受けられるのですが、これは基本的には今、まち経営で管理されているのは暫定的にというふう理解しています。であれば、この暫定が大体いつぐらいまでなのか、あるいは次のアクションプランみたいなのはどのくらいのスパンで考えていくのかというのがあれば教えてください。

以上 3 点です。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 それでは、コミュニティバスの関係から答弁したいと思います。コミュニティバスと、今現在、地域公共交通で西武バスが運行していますけれども、その辺の関連、影響があるかどうかということでございますけれども、全くわかりません。データはあります。西武バスさんからいろいろお聞きしまして、データのほうはとりました。まず、10 月なのですが、西武バスさんの乗降客についての数字が出ています。平成 22 年度の 10 月が 844 人、それから平成 23 年度の 10 月が 809 人、それから平成 24 年度の 10 月が 595 人ということで、年度年度でもうずっと減少していくという傾向です。

それでは、これが 10 月はコミュニティバスが運行した月でございますよね。では、それ以外の月はどうかということもありますが、まず 8 月をちょっと見てみますと、平成 22 年の 8 月は 999 人、平成 23 年度の 8 月が 677 人、平成 24 年度の 8 月が 595 人ということで、これもずっと減っているということで、それともう一点、それでは 12 月分をやってみます。平成 22 年度の 12 月が 781 人、それから平成 23 年度の 12 月が 621 人、平成 24 年度の 12 月が 515 人というようなことで、同じような割合で推移をしていくと。だからこの減り方に対してコミュニティバスが運行しての影響というのがどこまで響いているのだろうかというのが、

私自身分析ができないというのが今の現状でございます。これからもまたデータもとっていきますので、その辺を対比しながらまた考え、そして地域公共交通の専門家の福島大学の先生がおりますので、その辺もあわせて分析していただくような、学を使いながら分析してかけていくというのも一つの方法ではないのかなと思っておりますので、その辺もアクションプランを立てるときにはそういった形で我々の意見も言いますし、また専門家の意見も聞いていきますというような形で、本当に横瀬モデルというものを仕上げていきたいなと思っております。

それから、あと野外音楽施設に対する立地の関係でございますけれども、横は国道299号線というような形で、車の通行量も大分多いということで、音的にはかなり音楽をやる環境には適していないのかなというような気もいたしました。そして、あとは音楽をやるということでかなりの音が出ますので、住宅に近いところではできないというような条件もございます。それでは、どちらをとるかと言ったら、やはり住宅に離れているところで考えたほうがいいだろうというようなことで、公共施設、今現在どういったものがあるかというような中で出てきたのが旧役場庁舎でございます。そして、外でやるのがいいかどうかという問題もございます。ただ、建設課のほうで管理しておりますウォーターパーク・シラヤマですか、そういったところで練習をしている方々も見受けられますよというような情報もいただきました。だったら、そういうところでやっていただける人たちを募集してやっていただくのがいいのではないかなというような結論で野外施設というのは、適切かどうかはわかりませんが、現状ではそこに建設しましょうというようなお話でこの予算を計上いたしました。

あと、芦小の管理につきましては、いいですか。よろしく申し上げます。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 野外音楽施設についてちょっと追加したいのですけれども、とりあえずヨコゼ音楽祭とかよこぜまつりの音楽イベントがあります。そういったときに、一緒になっていろんな団体が前夜祭ではないのですけれども、にぎわすということで、そういったよこぜまつりの会場とかヨコゼ音楽祭の会場とかと連携していろいろできるということで、プラスアルファ的な要素もあるのではないかというふうに思います。

それからもう一つ、芦ヶ久保小学校については、今うちのほうでもミニデイサービスとか子育て教室とかいろんなことに使っているのですが、今大体大きな面積は使わないようには、大きな面積を使ってイベントを開くということはなるべく避けています。なぜかというと、後ろが急傾斜で、隣に土石流危険渓流があるということで、大きな例えばホテルを建てるとか食堂を建てるとかといった場合は、鉄筋コンクリートのつくりにするか、後ろを災害対策の例えば擁壁をつくるとかそういった地域です。芦ヶ久保は大体全部どこもいろいろ災害対策しないと、なかなか大きな集客施設はできないのですが、特に芦ヶ久保小学校のところをこの前いろいろ調査してもらった、県土整備事務所のほうで調査したのですけれども、そういった結果で出て、今公表されています。そういったことから、もし本当にこれから芦ヶ久保小学校についてはどうしようといったとき、費用対効果とかそういった大きな目で見ながら、芦ヶ久保全体をどうしようかというぐらいの考えで持っていかないと、なかなか改修、取り壊して鉄筋にして何かつくろうというところまでいかない。まだ今も相当煮詰まっていけないかなというふうに思っています。

今の利用でも、いろいろ地域の、町内の行事ですけれども、芦ヶ久保のほうへ町内の方が足を運ぶきっかけになる、いろんな行事をやったり、あるいは都会から来てコスプレだとか、あるいは映画撮影とか今のところやっておりますので、そういう機が熟すのを待ちたいかなというふうに今考えています。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に第3款民生費に移ります。質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。1点教えてください。75ページから始まる児童福祉費なのですが、ページ数で76ページで、こどもの医療費支給事業とか、ひとり親家庭医療費支給事業とかというのがありますが、これは該当者が申請して、それで改めて該当になるのか、それとも申請しなくてもすぐ対応できるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

以前、私も役場の仕事ということでいろんな仕事したときに、子供たちにとってとてもいい事業でも、親が申請していなくて該当にならなかったというケースがありますので、その点を1点確認お願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 ひひとり親家庭等医療費支給事業、こども医療費支給事業につきましては、申請は全て必要です。申請してから、その医療受給者証が発行されますので、それをもって医療機関にかかっていたら、医療費の支給を受けるような状態になります。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、関連、今の同じあれなのですが、申請が漏れていて、福祉の網の目から漏れているというような人がもしいたら、それは積極的にこちらから働きかけて申請していただくようお願いしたいのですが、大丈夫でしょうか。よろしく申し上げます。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 こども医療につきましては、転入とか、あと出産のときにその手続をしておりますので、ほとんど漏れはないと思います。ひとり親家庭につきましても、ひとり親になった状態になった届け、離婚とかというときに、その人たちに申請を促しておりましたので、そちらも漏れはないと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なければ、次に第4款衛生費に移ります。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 95ページ、2つ表がありますけれども、上の表の一番下です。し尿処理の委託料2,700万円ですが、これ去年は2,200万円なのです、当初予算で。ここで約500万円ちょっと上がっているのですけれども、この辺の見解をお伺いしたいと思います。これ昔は衛生組合ということで、1市1町2村でやっていた一部事務組合でやっていたので、それが合併でもって解散になって、そのときにいろいろあったのですが、そのときの費用分担でもって大変当時の秩父市の担当者の考え方がずい考えだなというのを私、今でも印象にあるのです。合併は向こうの1市2村が勝手にやったことで、そのあおりが横瀬のほうにも来るような費用の分担方法があったのですけれども、それは加藤町長、大分粘って、一般管理費が全体の30%、それから処理量による従量制の負担が70%、それが今15%と85%になっているはずですが、その辺のやり方で横瀬町の組合の資産等は全部無償で秩父市に譲渡したのに、大分がめつい考え方したものですから、今でも不信感が抜けないのですが、それは直接関係ないのですけれども、去年の費用から今度500万円ほど上がっているのですが、その辺の理由が何かあるということ。

それから、以前はくみ取りがやっぱり多かったから、し尿処理車、バキュームカーで吸い込んで、清流園に持って行って処理したわけですが、今、大分下水処理のほうも進んできていますので、その辺の影響があって多分下がるだろうなということは期待していたのですが、その辺はいかがか。急な質問なので、もし資料なければ後でも結構ですが、お伺いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 11番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年から520万7,000円、率にしまして23.6%の増でございます。この理由ということでございますが、し尿処理につきましては処理量によって計算をされております。ちなみに、今年度でございますが、処理量につきましては生し尿、こちらにつきましては287万820リットル、それから浄化槽のほうは1,023万8,430リットルということで、算定基礎のほうは1,310万9,250リットルという数字となっております。この処理量につきましては、平成23年4月から平成24年3月の処理量という算定資料のものと数字になっております。

それに、今年度の歳入経費、それから歳出経費、順番が逆になりましたけれども、歳出のほうから歳入経費を引いた残額、今年度の予定が歳出が1億8,880万4,000円、これに對しまして手数料収入あるいは雑収入等5,118万円という予算になっております。その差引額に事務手数料、これが14%だと思います。こちらを掛けまして……

〔「資料の……」と言う人あり〕

○村越和昭振興課長 その辺につきましては14%ということで、114%を掛けてございます。それで横瀬町の平成25年度の算定額、負担額というのが2,817万5,000円という形になっております。

それからもう一点、決算の調整費、こちらがございまして、平成23年度の決算、こちらが決算額が2,604万2,771円となっております。予算のほうは2,691万8,000円でございます。差し

引き87万5,279円多く払っているわけでございます。ですから、今年度の予算、負担処理量から算定しました負担量2,817万5,000円から決算調整分として先ほど申しました87万円、数字を丸めまして87万6,000円ということでございまして、今年度の負担金が2,729万9,000円となっております。

平成24年度につきましては、こちらの決算の調整分が幾らであったかといいますと、574万5,000円でございます。この辺のところが大きな差となってあらわれたものと思います。

それから、処理量についても、多少清流園の管理費ですか、こちらが多少伸びているような気がいたします。それらもこちらのほうが300万円程度伸びております。処理量も伸びたこともありますけれども、管理費も伸びているというようなことでございます。いずれにしましても、若干ではございますが、平成24年度から処理量につきましては若干ふえてきているというのが、数字的にはそういう形になっております。

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 処理量がふえているというのは、それは横瀬町の処理量がふえているということですか。合併浄化槽になっていて、それで下水処理しているの、結構そっちにくみ取りから流れていつている分があるのではないかと思うのだけれども、かえってふえていますか。実績がそうなら、それでいいのですけれども。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

平成24年度、こちらで算定しました横瀬町の処理量でございますが、中身につきましては平成24年4月から平成23年3月の処理量でございます。生し尿、浄化槽合わせまして237万5,654リットルとなっております。平成25年度につきましては、235万4,196リットルとなっております。失礼しました。若干全体の処理量としては減っているようでございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 ページ数は94ページでございます。不法投棄防止事業でございますけれども、昨年は373万1,000円予算があったわけでございますけれども、今年度は79万4,000円ですか、多分雇用対策資金で打ち切られたから減額したと思っておりますけれども、その中で処理を委託しながら、見回りというのですか、パトロールですか、したと思うのですけれども、随分効果はあったものかなかったのかお尋ねいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 小泉議員さんの質問に回答させていただきます。

議員さんがおっしゃるとおり、今まで緊急雇用の事業を使いましてやっておりました。現在は、今年度までは緊急雇用のでやりますが、来年度につきましては緊急雇用をいたしませんので、額が減ったということでございます。来年度につきましては、今までもそうなのですが、クリーンパトロール員さんを

推薦しまして、現在47名おるのですが、その方たちに見回り等をしていただいております。実績がどうかという内容でございますが、今のところ把握しておりませんので、申しわけないのですが、把握するように努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 再度質問させていただきますけれども、去年は2名いたと思うのですけれども、その中で誰が指示をしたり命令をしたりしたのか、その辺のところどうですか。監督するとか誰がしたのか、お尋ねをいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

誰がやったかということでございますけれども、うちのほうで、振興課のほうで緊急雇用の方を2名雇い上げてまして指示を出しておりました。いろいろ住民の方あるいはパトロールの方から連絡をいただきました。そういう不当な廃棄物について処理をしたということでございます。

○若林スミ子議長 質疑はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 私が言いたいことは、朝、パトロールの方が来て、課長から指示をいただいて、ここに回るとか、きょうはここでしたとか、日報でも夕方持ってくるとか、ここを見回したとか、時には幹部の方々がパトロールする方々の監督というのですか、見回りというのですか、その辺をしたのかどうか。普通は、パトロールして1日回れば、誰もそうかしれませんけれども、朝来て、夕方にはきょうはこういうところへ回りました。では、午前中はこうでした。午後はこうでした。そういう日報でもあれば見せてもらったりしたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。ただ口頭だけでしょうか。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 日報とかそういうものにつきましては、その日の夕方、振興課のほうへ寄っていただいて日報をつくっております。それで、実際の処理したというものにつきましては、広域市町村圏のほうにごみをまとめて持っていくような形をとっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

7番、町田勇佐久議員。

○7番 町田勇佐久議員 94ページですか。合併処理浄化槽の件でちょっとお伺いします。

平成24年度の予算でも500万円強の不用額が出たということで、今回1,700万円弱の予算が組まれたと思うのですが、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の状況をわかったら教えてください。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 7番議員さんのご質問でございますけれども、合併浄化槽、今現在あるわけですが、それ単独浄化槽からの、うちのほうで補助金を出した今まで全体の数でしょうか。

○7番 町田勇佐久議員 数、残っている。

○町田 多上下水道課長 今現在残っている数とか。

○7番 町田勇佐久議員 極端なこと言えば、苅米の中央を流れている背戸掘沢、これ非常に汚れています。特に夏になると、その堀の近くの人にはにおいが出るので。結局これは、まだ単独浄化槽の方がかなりあるのかな、要するにお勝手の水が直接流れ込んでいるのかなと思って、その辺が転換の状況がどこまで進んでいるのかをお伺いするわけでございます。

○町田 多上下水道課長 わかりました。全体の町の中で合併浄化槽がどういうふうにあって、今どういうふうな形で展開しているかということ、そういったことの全体的な把握は振興課のほうで把握していますが、今質問を受けました議員さんの地元の背戸掘ですか、あそこはいろいろと皆さんで臭気が発生するとかいろんなことを受けています。ただ、合併浄化槽の場合は、ハードの面で転換をしていくのも、もちろんこれは必要なことだと思うのですが、その後の管理というのがいかに必要かということを経験した人たちが理解していただかないと、なかなかその改善にはつながっていかないと思います。埼玉県の場合、全国でワースト1位です、そういう検査を申し出ないというのが。本来ですと、そういう浄化槽、単独槽から合併浄化槽に転換した場合などはもちろんなのですが、これは法廷検査というのがございます。7条検査に11条検査でございますけれども、そういった検査を受けなくてはいけないというのが義務づけられているのですが、埼玉県の場合はそれが一番低いという状況です。いかにそこにいる、使用している人たちの意識が低いかというのは、そういう結果を見れば物語っていると思うのですが、そういったこともハード面でそういう合併浄化槽を入れるのと一緒に、どういう管理をするかということが大きな問題になってくると思います。先ほど申し上げました、実際今、単独槽が何基あって、浄化槽にどれだけ移行しているかというのは、では振興課長の答えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 7番議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今、ちょっと資料がございません。後ほど取り寄せまして発表させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 7番、町田勇佐久議員。

○7番 町田勇佐久議員 私のうちもう10年以上たつのですが、私の考えでは合併浄化槽も法的に必ず年に3回ぐらいはチェックを受けるというふうに思っていたのですが、合併浄化槽の家でもそういうふうな検査をしないところがあるというのは非常に残念なことで、何とか町のほうで定期的な検査をするような指導をお願いできたらと思うのですが、いずれにしても沢の近くの人は夏になると大変だと思うのです。それと、河川清掃のときに堀の中に入って、竹ぼうきでのろを掃除するのですが、一輪車に2台も3台も出るほどのろが出るのです。したがって、合併浄化槽だったら大丈夫かと思ったのですが、今話を聞

くともそうでもないというような状況なので、できるだけその辺は指導してもらって、そういうふうな堀の近くの人が迷惑を受けないような方向にしてもらいたいと思います。これは要望でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 87ページなのですが、水道事業会計補助金の関係なのですが、去年、小規模水道組合の補助金が143万7,000円あったのですが、今回これがマイナスになっているのですが、これは奥のほうの処花の自家水道の補助金だったと思うのです。ことしはなくなったというのですけれども、そちらへの配慮、考慮というのは同じようにしていただけるのでしょうか、確認が1点なのですが、よろしくお願ひします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 4番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度、平成24年度、処花の取水口ですか、沢のほうから水を取るところの工事をさせていただきました。無事に昨年12月には完成を見ております。その後は、今のところ順調に処花の組合員、たしか9名だと思ったのですが、順調に水道が使用できるということで、組合長さんからも感謝しますというお言葉がありましたので、ご報告をさせていただきます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 103ページなのですがすけれども、姿の池の耐震調査をやるということなのですがすけれども、どんなことでこの耐震調査をやるのか、もうちょっと内容的なものをお示し願ひたいと思います。なお、姿の池のほかにも、ああいったかんがいため池あると思うのですが、そちらは大丈夫なのかどうかもあわせてお願ひしたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 12番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の予算の関係でございますが、これにつきましては国のほうの補助金を使いまして実施をさせていただくものでございます。国のほうの基準に従いまして、ため池と言っているわけですがすけれども、こちらに該当するかしないかということになるかと思ひます。水田、畑、樹園地等の農用地で、ため池によりかんがいはされている土地の地積、これが2ヘクタール以上、それから直接受益と間接受益を合計した面積、こちらが7ヘクタール以上ということになります。直接受益というのは、地震によってため池が決壊等した場合において流出する、または流出のおそれのある土地の地積ということでございます。それから、間

接受益と申しますのは、地震によってため池が決壊等するとともに、その他の農業施設が被害を受け、それに起因した取水不能による被害を受け、または被害を受けるおそれのある土地ということでございます。姿の池につきましては、かんがい面積19ヘクタールほどございます。このため、国庫補助のほうに該当してきますので、今回、ハザードマップを作成し、調査をするものでございます。

そのほかのため池ということでございますが、現在使っておりますのは、苧米池でございますけれども、あそこは受益面積が少ないということで、今回の国庫補助の対象からは外されているという内容でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今、課長のほうで国庫補助と言ったのですが、この財源内訳見ると県の補助金になっているのですが、一応国のあれが県を通して来るといふ、そういう解釈かと思うのですが、ただ850万円相当、かなりの金額になります。姿の池も、私なんか生まれる前から池あったと思うのですが、昔は県のほうで管理していたと思うのですがけれども、県営のため池というのは、ただ現在は3つの水利組合がほとんど使っていて、横瀬町の水道にも施設があるのですがけれども、この耐震調査も大事なのですがけれども、昔、姿の池の水を1回抜き取って、よく干すというのですがけれども、そういうことをした中で藻がほとんどなかった時期があったのです。今はもう中がすごいのです。ジャングルような形で、魚も大分多くいるようですし、カモも楽しげに泳いでいるのですがけれども、耐震調査もいいのですがけれども、何とか藻の対策みたいなものも考えていかないといけないかなと思うのです。これだけの金かけて耐震調査するわけですから、これから先もどうしても町のほうでしっかりと維持管理をしないではいけないと思うので、ぜひ藻の対策をしていただきたいと思うのですが、そのことについて今どんなふう考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

姿の池の藻の関係でございますが、アサザではないかという話で、近所の方からも昨年来、春先になるとおいがするというようなことでいろいろと調査をさせていただきました。その関係で、においの原因ははっきりわからなかったのですがけれども、確かにその藻、恐らくアサザではないかというふうなことでございます。これが大量に発生をし、水面を漂うような形になっております。今年度、処理をする、取り除く委託費ですか、それも多少計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、発生あるいは異臭がする場合には、また秩父環境管理事務所等とも連絡をとり合ひまして対応していきたいと思ひておひます。よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 その藻の対策については、ずっと注視して観察してきたのですが、アサザという植物が

何というか、交配でふえるのではなくて、単体でふえて、細胞分裂のような形でふえていくというので、1回大量に発生すると遺伝的に弱ってどこでも少なくなっていくという結果が出ていましたので、また何年か様子見させていただいて対策を立てたいというふうに思います。

以上です。

○若林スミ子議長 議長より申し上げます。

ただいま新年度予算の質疑中でございますが、中断をし、昼食、本休憩としたいと思います。
再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○若林スミ子議長 ただいま新年度予算の質疑中でございます。

先ほどの質問に対する答弁漏れがございましたので、振興課長より答弁させます。
振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。

1点訂正がございますので、そのほうから先お願いしたいと思います。先ほど12番議員さんのほうから、姿の池の藻の関係についてお話がございました。私、勘違いをしまして、アサザと申し上げましたが、オオカナダモが繁殖しているということです。済みませんでした。アサザのほうは、花の咲くきれいな水生植物で、こちらを植えたほうがいいのではないかというお話もいただいております。また、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

続きまして、7番議員さんの浄化槽の関係でございます。平成24年4月1日現在でございますが、合併浄化槽を設置しました1,425基、それから単独浄化槽につきましては906基ということでございます。現在、浄化槽の実態調査をさせていただいております。こちらにつきましては回覧でお知らせしたとおりでございますが、調査期間が3月1日から6月30日ということで、し尿処理の方法、浄化槽くみ取りなど浄化槽の単独・合併の別、あるいは何人槽かというような聞き取り調査を現在実施をしているところでございます。調査の委託会社につきましては、旭測地設計株式会社ということで現在調査を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 一般会計予算、第5款農林水産業費の質疑を続行いたします。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 101ページです。道の駅の事業です。それで、水辺デッキ設置工事の予算がとってあります。これは私もとてもいい案だと思って賛成なのですが、やるデザインが、先ほども小泉議員さん等の話もあったのですが、若い人、それから女性向け、そういう何というのですか、よく軽井沢の星野リゾートなんかでもデッキができていて、とてもすてきな環境になっているのですが、こういう施策をするときに、もちろん役場の若い人たちから十分意見を聞いていただくということもとても大切だと思いますし、よくパソコンを知らぬ上司が機種を決めるみたいな形になることのないように十分考えてやっていただきたいと思うのですが、629万円の予算に対して、これは設計委託料が26万3,000円なのですが、そこら辺十分考えて効果のあるものをつくっていただきたいのですが、どうでしょうか、お願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 4番議員さんのご質問にお答えいたします。

水辺のデッキの設置の工事の関係でございますけれども、この工事に関しましては、現在1基、水辺のデッキが設置されております。それと似たような形になろうかと思えます。余り今のと変わってしましますと、おおよそこのぐらいの値段で前回ののができておりますので、その値段でできるのではないかなという考えでおります。また、デザイン等も、今あるのと余りかけ離れてしましますと、また対照的なデザインになってしまいますので、その辺のところも検討を含めさせていただいてやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 106ページ、一番上の国際規格認証取得支援事業補助金80万円ですけれども、これは昨年も同じ80万円が計上されていたのです。それでお伺いするのですが、これまでにこの補助金、町の補助金を受けて取得した事業者が何社あるか、これISO9001に限ってでいいです。

それから、これからも取得する事業所が見込めるのかどうか。

それともう一つは、取得した後、今度サーベランス受けると思うのですが、そういったことの確認を町としてしているかどうかお伺いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 11番議員さんのご質問にお答えいたします。

国際規格の認証取得支援事業でございますが、こちらにつきましては現在2社、この事業を使って取得をしております。2社とも現在も認証を受けているということでございます。この認証につきましては、3年に1度更新審査があるということでございます。それから、毎年定期審査もあるということでございます。この定期審査あるいは更新審査に合格しないと認証にならないということでございます。

それから、その報告が来ているのかということでございますけれども、うちのほうで報告まで義務づけられておきませんので、来ておりません。一応先ほど確認をとりまして……

〔「確認をしているかどうか、サーベランス」と言う人あり〕

○村越和昭振興課長 こちらにつきましては、専門の業者さんのほうに申請をするようになっていまして、そちらのほうで確認をしているということでございます。

〔「今後、まだ事業所があるのかどうか、見込めるかどうか」と言う人あり〕

○村越和昭振興課長 失礼いたしました。今後見込めるかどうかということですが、今のところ手を挙げている業者はございません。一応予算上1件分のみ計上をさせていただいております。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

7番、町田勇佐久議員。

○7番 町田勇佐久議員 109ページですか、観光設備整備事業の中で寺坂棚田の看板等修繕整備工事に170万円近い予算がとってあるわけですが、どんな看板なのか。

それと、用地購入費として2,200万円からの予算がとってあります。これは駐車場のためにその予算がとってあるのか、その辺のところをお聞きします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 7番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

寺坂棚田の関係の案内板の設置ということでございますが、こちらにつきましては寺坂棚田に国道のほうから入る……

〔「町民会館」と言う人あり〕

○村越和昭振興課長 場所的には町民会館のところになろうかと思いますが、その入り口がわかりづらいという声が大変上がっておりまして、なかなか遠くから来る人、近所でも知らない方、町内からの方は大体知っているかと思うのですが、秩父郡内の方ですとかわからないというところもございます。そういう意見が多いので、看板を町民会館、今のところでは、先ほど音楽施設つくると言っていました、そちら側のほうでもつくったらいいのではないかというような考えではいるのですが、また場所につきましてはそういった音楽施設等もできますので、そういったことを考慮を入れまして看板を設置していきたいというふうに考えております。

それから、土地の用地購入費の関係でございますが、こちらにつきましてはイベント用、ホテルかがり

火まつりですとか、彼岸花まつりを実施をさせていただいてございます。そのイベントの広場等として使っていきたいというような考えであります。

それからもう一点は、駐車場の関係でございます。イベントの行われぬ日につきまして、丸山林道等に駐車をして寺坂棚田に入る方が結構おります。そういったことも考えまして、ふだんは駐車場としても使いたいというふうな考えであります。よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 108ページ、町の観光協会にことし10月以降の分として540万円の補助金ということですが、観光協会を自立させるということなのですけれども、この補助金の内容としては、ほぼ人件費が多いと思うのですが、観光協会どの程度の人員でもって運営できるのか、その辺の検討された内容等をお聞かせ願いたいと思います。

それから、今、7番議員が質問しました109ページの用地の購入の関係ですけれども、イベント広場あるいは駐車場の用地買収ということなのですけれども、具体的に駐車場としてはどのあたりを予定しているのか、できれば棚田の一角の中にとというのはちょっと避けたい、避けたほうがいいかなと思うのですが、その辺の位置的なものをお示し願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 12番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、観光協会の補助金の関係でございます。こちらにつきましては、人数ということでございましたが、現在では3人を予定しております。

それから、用地の購入の場所ということでございますが、新田橋を渡りまして寺坂棚田のほうに行きますと、最初に右側に資材置き場があるかと思いますが、そちらを考えております。寺坂棚田の景観といたしますか、そこをなるべく崩さない方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 108ページの観光協会の関係ですけれども、3人を予定しているということなのですけれども、3人で本当に大丈夫かなということもあるのですが、観光協会を自立させる中で、横瀬町にとってのどの程度の観光を中心としたメリットが見込まれるか、これ年間に直すと1,000万円からの補助金出さなくてはかなと思うのですけれども、そういう意味ではそれに対する効果をどの程度期待しているのかちょっとお聞かせ願いたいと思うのです。

それから、109ページの用地の買収の関係については、わかりました。今現在、資材置き場になっているようなところだということなので、特に景観には差しさわりのないと思います。あとは、林道沿いのほうには駐車場に適したような土地が見つけられないかどうかと思うのですが、なかなかよそから来た人も、どちらかという余り歩かないで、上から見たいというような、それで林道沿いによく車がとまっているのかなと思ったのですけれども、いずれにしても駐車場として買収した上は、やはり駐車場としての整備もきちっとしたり、案内もきちっと出していきたいなと思うので、ぜひその辺は要望として願

いしておきます。観光協会の関係だけ再度お聞かせいただきたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 観光協会3人というのは、芦ヶ久保の旧豆腐屋のところを観光案内所として、観光協会に町内の観光案内をしてもらうということで、年中無休で3人で毎日2人出るという計算で成り立っています。とりあえずトンネルを抜けてきた人たちに積極的に声をかけて、トンネルを通った人は全て横瀬町のいろんな観光施設に寄ってもらうという意気込みで運営していただくというふうなお願いをしています。

それから、もう一つは、今、オープンガーデンも観光協会の部会ですし、できるかどうかまだわからないのですけれども、氷柱のそういった実行委員会等も観光協会の主導というか、中の部会として動いてもらいたいとか、そういうある程度自立した団体で観光について自分たちで考えて行動してもらうというような形で運営していただければというふうに思っています。ただ、今その3人という人選、いろいろ要望が3人で耐えられるかということもあるのですが、将来的には自主事業を何とかこの二、三年のうちに考えてもらって、町の負担はなるべく少なくして、例えばシバザクラの駐車場は今とんとんだそうですけれども、いろんなところで収益を見込めるような仕組みづくりをしてもらって、徐々にそういったお金がかからない、自分たちのことは自分たちで賄うというような団体に育っていただければという希望で今考えています。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 関連なのですが、108ページです。その観光振興団体なのですが、私はとても賛成です。一般質問でも設置することをお願いいたしました。それで3人の中で、パソコンとかで瞬時にいろんな情報を流せるような人材を選んでいただきたいということと、あと私は以前、商業連盟とか、例えば椎茸組合とか茶業組合とかそういう各種団体の事務もそこで全部お願いすれば、例えば寺坂棚田の看板等とかも全部そこでお願いすれば、一括した同じような形態の統一性のあるものができると思っていますので、十分にそこら辺の今後伸び得る可能性のある団体だと思って期待しているのですが、その点をどうでしょうかということで1点お聞きします。

それから、先ほど氷柱のこともお話が出たのですが、これは109ページの里山景観整備事業の中に入っているのかなというふうに思ったのですが、町長のほうの所信表明に三十槌のつららですか、尾ノ内の氷柱について書いてあるのですが、今、横瀬町は、秩父は定住自立圏で観光とかも共同で実施しようというふうな流れになっていると思います。そのときに横瀬町がこれをつくるということがプラスになるのか、それとも横瀬町としては、私、ほかのところで一生懸命頑張っているのでもちょっと控えたほうがというふうな気持ちもあるのですが、そこら辺をあわせて教えていただきたいと思います。

それから、景観については振興課長さんのほうに景観についての本も渡してお願いしてありますが、本当にプロの設計できれいなものにしていただきたいのですが、よろしくお祈りします。

では、三十槌の氷柱の関係と観光協会の関係でお願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 観光協会の事務受託については、そういう方向で検討していきたいというふうに思っています。

それから、氷柱については、一生懸命やっている人がいるので私から答弁するのもあれなのですが、ほかのところも横瀬でやってもらって、秩父で三大氷柱ということになれば相乗効果ができてうれしいと。それから、西武もいろいろ期待しているようですが、まだできるかどうか凍らせてみないとわからないので、予算的にはまだとってありません。もし必要があれば補正等で計上したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 2点確認をさせてください。

107ページなのですが、観光地よこぜ推進・PR事業の中の魅力発信等強化業務委託料というのが具体的に何なのかというところと、これが下の観光ガイドブック等作成業務委託料とリンクするのかというのが1点。

もう一つが、109ページの、今、4番議員からもお話があった里山景観魅力アップ事業の中の里山景観整備委託料、これも具体的にどういう方というか、どういうところに、どんなことを委託するのかというのを具体的に教えてください。よろしくお願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 1番議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず初めの観光ガイドブック等の作成委託料、これと観光ウェブサイトの関係でございますが、こちらにつきましては別の考えでおります。こちらにつきましては、サーバーのほうの管理と、それからガイドブックの作成につきましては、現在はオープンガーデンのパンフレットといいますか、そちらのほうを作成をし直す予定で考えております。

それから、里山関係のことでございます。里山の景観整備委託料ということでございますけれども、こちらにつきましては緊急雇用の事業を使いまして実施をしていくものでございます。まだ検討段階ではございますが、やはりこれに対しましてはもみじを植えていくということで、できれば林業関係者のほうがよろしいのではないかとこのように考えております。林業関係者ということで、今は横瀬町森林組合というのがございますので、できますればそちらのほうを使っていきたいかなというふうな考えでありますが、委託契約を結ぶ際に、どういう形になるかわかりませんが、当方としてはそんな考えでやっていきたいと考えております。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に第7款土木費に移ります。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 ページ数は112ページでございます。道路除排雪対策事業でございます。ことしは743万円予算を組んでいただきまして、昨年から見ましたら50%アップでございます。大幅に増額させていただいたわけでございます。さぞかし横瀬の建設業界の皆さんも喜んでいるかなというふうに思っているわけでありませう。

それはさておきして、ことしの1月ごろでございましたか、横瀬地方も、横瀬町も大雪に見舞われたわけでございますけれども、その中でいろんな方々から苦情もあるわけでございます。あんなに下手に掃くのでは掃いてもらわないほうがいいのだという話をよく聞くわけでございます。または2日も3日も雪がやんでから掃いてもらっても何の効果があるのか、あれで町は金を払うのか、そんな苦情が多々多いわけでございますけれども、これからその辺のところをどういふ対策を練って、お金さえ払えば誰かやってくれるだろう、そういう考えではなくて、どういふ対策を練るか、その辺のところをお尋ねをするわけでございます。一番わかりやすい副町長にぜひお願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 雪掃きの件につきましては、前は小泉さんのところでも大亀さんところでもやっていただいたわけですが、その後、ことしの冬になって1社、急遽雪掃きをしないという会社が出まして、その辺でいろいろ町の残った、やってくれるという会社といろいろ協議しました。その中でいろいろ問題点等がある、今の町の業者さんの実情に合わせた経費でとりあえず、とりあえずというか予算組みをしています。ただ、おっしゃるとおり、50%程度のアップということで今決着を見たところでありますが、今後、建設業者さんだけで、登録業者さんだけでなく、例えばいろんな会社関係でそういう除雪の機械を持っているところとか、そういった人間を出せるところとかいろんな人たちの協力を今後探りまして、幾らかでも早く、安くというところかもしれないけれども、早く、安くできるような仕組みをつくっていきたいと思います。今年は、急に雪が降るちょっと前に雪掃きをちょっと、どっちかという人質にとられていろんな要望をしてきた会社があったので、そういうところについては、そういう要望は聞けないということで今回、急遽1社抜けたということで、今後迷惑がかからないような仕組みをつくっていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、副町長から話をいただきましたけれども、横瀬町の建設業界でも5、6年前まではボランティアで何十年間も除雪をしてきたわけでございますけれども、私が5年ぐらい前でしたか、私の会社はお金をいただかなければ掃きませんからという話を組合の皆さんにいたしまして、そのとき、お金をもらって掃いて苦情があったのでは掃きたくないのだという話の方が多かったわけでございますけれども、私がうちの会社は今まで無償でもボランティアでも1回の苦情もありませんからという形でお金いただくようになりまして掃いてきたわけでございますけれども、よく私ども、今いろんな各社の会社が

ら雪掃きをしてくれとか頼まれるわけでございますけれども、当時私どもは、雪が降りますよね。そうしますと、今、天気予報もよく当たりますから、2日ぐらい前からタイヤにチェーンを履いて、作業員には雪の固まる前に、朝4時でも5時でも危険にならないように掃くようにという指示を出しているわけでございますけれども、ことし、現状を見ておりますと、ほとんど9時から10時に掃き出しまして、横瀬の業者の皆さんもはっきり申し上げて寒い中するわけでございますけれども、寒いというのは今タイヤローラーといいますけれども、今ほとんどの会社はキャビンつきで、暖房もきけば、本当に寒くないのです。普通見ていまして、今そこまで買う余力がないとかあるわけです。その中でよく耳にする言葉は、私は今まで除雪がありますよね。もし雪掃きをしながら、ただ歩くのではなくて、人様の玄関があれば、玄関のところに雪を置かないように、1人のおばさんが住んでいれば、多少親切心で掃いてやるようにとか、そういうことをやってきましたけれども、今現状を見ておりますと、どこに行きましても、ただとるだけなわけです。1車線のところだけしたのでは、車すれ違いしまして、ではどこにすれ違いするのだと、そういう現状が多々多いわけございまして、またいろんな角度から見ておまして、雪掃きのほうもやんでから2日もたってブーブー、ブーブーやってもらっても、ただ町のほうとしてもお金がかかるだけではありませんか。今、恐らく町のほうでも1時間当たり1万2、3千円払っているのですか、だと思えますけれども、もしその方々が1万2,000円くれれば、2日、3日たっただけで、ぐれぐれすれば8時間もすれば約10万円になるわけです。それでは、町のほうでも食べ物と言っては失礼かもしれませんが、なる現状が起きるのではありませんか。

よく今までは、役場の課長さんの中でも石橋課長さんとかいまして、その方はうるさいほど土方業者を回って、建設業者ですか、2日後に雪が降るからこういうふうにやってくれとか、こうだとか、それで自分でも朝早くから来て、見回りというのですか、やってもらっているかいなか、よくしてもらった記憶がありますけれども、今は見ておまして、副町長言いましたけれども、ことしは突発的な雪だとか言われましたけれども、ほとんど課長さんもいるわけでありまして、その中で、よく私が言いますけれども、課長でも、副町長でも建設会社を回って、こういう現状だからこういうふうにお願したいとか、雪の様子を見ながら朝早くでもいいからやってくれとか、そういうこともあってもいいのではないですか。

ただ、金払えばいいのだから、金を払えば誰でもやってくれるのだから、そんなことは大きな間違いです。今まで私なんかは、雪掃きですけれども、あめと言っては変かもしれませんが、多少建設業界の皆さんも余力でもあればボランティアでいいよと、そういう発想があったわけですが、これだけ冷え込んできましたら、今反対に雪掃きでももらえるものはいっぱいもらうのだから、そういうふうな発想されたのでは困りますので、これからどういう対策を練って、どのように除雪をするか、その点を再度お尋ねをしたいわけでありまして。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 大筋は先ほどの答弁と同じなのですが、今、地元業者さん、例えば建設業者さんに限っていろいろお願いするといろんな問題が出てくるという、例えば日本がアメリカを頼って、アメリカだけに頼っていると、アメリカにいろいろ、アメリカの事情もあるでしょうけれども、いじめられると。中国

なら中国だと騒いでいくと、中国に今度いろいろしっぺ返しをくらう。町内の業者さんでも、建設業者さんもいれば、先ほど言ったいろんな会社もあると。そういったいろんな方々の力が、手伝ってくれるかどうかも含めていろいろ検討していかないと、やっぱり単価は高くなって、工事等、除雪等もいろいろ問題が起きてくるかなというふうには思っています。そういったことを考えまして、いろんなところと連携しながら除雪等ができればいいというふうには思っていますので、またいろいろお考え等がありましたらお聞かせ願えればというふうには思います。よろしくをお願いします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

再々質問、10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、副町長、私も町のほうから一銭もお金をいただいていませんけれども、その中で隣近所は掃いてやろうとか、皆さん困っていればこういうふうにしてやるとか、そういう気持ちもありましてやっているわけでございますけれども、その中でよく見ていまして、私なんかは建設業といいましても、こんな小さい町の中で政治倫理とかそんなことをつくられてまして、では結構ですって、仕事もしませんよって、意見もしませんよって。そのかわり、そのうち雪でも降ったら工事災害起きますよって再三にわたり私は話をしたわけです。こんな席で言うのは変かもしれないけれども、政治倫理とか入札とかありますけれども、課長あたりわかんと思いますけれども、今ほとんど電子入札でやっていますから、何も談合問題とかってないわけです。今、町の人たちが率先して多少掃いてくれる形ですから、副町長に申し上げますけれども、ここ10年前後の間には、横瀬の業者は恐らく1社たりとも建設業に携わる方はいないと思っています。そのくらい厳しい時代にいるわけです。よく副町長とお話ししますけれども、この間話しましたけれども、何で横瀬の業者は仕事をとってくれないかかって、暗くなるのかかって話を聞きましてけれども、やって、これ合わないからとらないのです。こんなことは、すぐ結果出るわけです。

よく私は、土方の建設業者の皆さんの肩を持つわけではありませんけれども、幾らか適正価格で多少なりボーナスでも支払える請負しなかったら、誰もやりたくないわけです。私がこんな席で言うのも変かもしれませんが、もう少し考えて、多少利益になったから、ボーナスもくれたから、横瀬町のこっちはただでもいいや、雪掃いてやるべと、そういう気持ちにさせるのが皆さんの使命ではありませんか。ただ、切るだけ切って、よく町長が言いますけれども、こういうふうには削減してこうだって話しますけれども、削減もいいでしょうけれども、お互いに誰でも業者としても生きているわけでございますので、よくその辺の調和をとっていただきまして、率先して建設事業者の皆さんが雪掃きの仕事が町のためにこういうふうにしてやるとか、そういう政策をぜひお願いをするわけでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 要望でよろしいのですか。

○10番 小泉初男議員 要望でも何でもいいです。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 絞って2点ぐらいお尋ね申し上げます。

ページ数は、最初147ページです。野外活動施設管理運営事業というのがありますけれども、これは野外活動施設の解体業務かと思われまして、今、東日本大震災がありまして、きのうで2年経過したわけでございますけれども、これから横瀬町でも何が起きるかわからないし、その中で避難所的なことができないか、もう少し解体の時期を待ってもいいのではないかと。今まで、2年前の震災でも、とにかく老朽化していますけれども、ちゃんと建っています、まだ使える現状ではないのでしょうか。その辺のところはどうでしょうか。もう少し置いて、様子を見ながら解体をする、そういう考えはないのでしょうか。

もう一点、143ページ、歴史民俗資料館管理運営事業でございますけれども、その中で深田さんという学芸員ですか、一度やめて、また今度再雇用するそうでございますけれども、昨年の予算が587万円で、ことしは再雇用するので714万6,000円ですか、なぜ予算が行ったり来たりするのか。何も町民会館のほうでくっつけばどうこうないではありませんか。その辺どうでしょうか。

あと141ページですか、図書館費の関係でございますけれども、一番下に祝日開館等管理委託料ですか、これは祭日の場合は委託で、人を雇って出してもらってお金なのかということをお尋ねさせていただきます。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 10番、小泉議員さんからの3点ほどのご質問を受けました。

1点目が野外活動施設、災害等があった場合に、多少は古くなくても、まだ避難所として使えるのではないかと。2点目が歴史民俗資料館運営事業において増額になりましたけれども、給与的な扱いがどうしてこういう形になったのかということ、3点目が図書館の祝日の管理委託料ということで、祝日には委託料を払って、どういうことなのかということをお尋ねでございますけれども、まず野活の関係について申し上げます。野外活動施設につきましては、西武沿線の学校であるとかいろいろなところで活用していただきましたけれども、当初の目的が過ぎまして、近年においては県の野外施設であるとか、あるいは大滝の施設であるとかそれぞれの活用になりまして、利用頻度が非常に少なくなったというようなこともございまして、町のほうでやる部分においては縮小方向というようなことになりまして、近年においては活用していなかったというような状況でございまして、実際にそんな状況になってから久しくなっているわけでございますけれども、ことしの12月に、地権者は今2名の方からお借りしているのですけれども、返す方向での検討を関係課所といたしました。関係課所と申し上げますのは、先ほど申し上げましたように災害の避難所というようなことになっておりますので、総務課さん、またそれと観光の拠点としても使えないかというようなことで振興課さん、あるいは農業サイドでも使えるのではないかと。振興課さんのほうとも検討してまいりました。

結論から申し上げますと、場所的な部分等を考慮して、あるいはこれからまた維持管理にもかなりのお

金がかかるというようなことで、利用しないというような方向になりまして、それに基づきまして地権者ともお話をし、解体をしてお返しをしたいというふうなお話をさせていただいて、地権者と内容的にどの程度までというようなお話もさせていただきまして、今回そのような予算をとったというような経緯でございます。

2点目の歴史民俗資料館の学芸員深田さんの担当者がやめるというようなことで、給与的なものが支払い箇所が行ったり来たりしているのではないかなというようなことでございますが、深田学芸員につきましては、さまざまな事業、例えば文化財保護審議会に関することであるとか、文化財の保護の関係であるとか、武甲山特殊植物園の関係であるとか、埋蔵文化財の発掘調査であるとか、ジオパークというようなことをやっていただいていたのですけれども、そのほか当然歴史民俗資料館の開館、閉館あるいは資料の整理とか企画、展示というようなことをやっていただいたわけでございますけれども、今回、その資料館の分野を除きましては行わないというようなことで、資料館のほうに現在整理の方が1名と、あと事務の女性、この方も整理やっていたいるのですけれども、あと3名体制で今現在の感じでいきますけれども、展示資料を中心というような事業仕分け等のこともありまして、今まで1万点ほどの寄贈資料ということでいただいているわけなのですけれども、その部分の収集、整理、保管、展示等を中心に効率よい管理運営を進めてくださいというようなことがございまして、それに向けて、今回そういうふうなことで資料整理であるとか保管を中心に作業を進めるという意味で、深田さんにまたご指導いただきながら進めているようなことで、今回、資料館のほうの賃金のほうに週3日程度、年間で120万円強になるかと思うのですけれども、そんなことでお勤めいただくような感じになろうかと思えます。そんなことで資料館のほうでお勤めいただくというようなことでございます。

あと、図書館の祝日については、これも検討しまして、やっぱり現在も図書館についてはお二人の方に図書館の整理あるいは貸し出し等やっていたいるわけなのですけれども、町民会館職員においての休日等と合わせない形になりますので、職員を日直的な扱いで出ていただくか、さまざまな検討をしまして、町民会館はあけないで、図書館だけ営業するというようなことで、トイレも行けないと困るというようなことで、シルバー人材センターのほうに年間ですと約21日間くらいですか、休日等の開館日数がふえるのですけれども、そんなことでお願いするような形をとりまして、新たに祝日管理料、委託料というが入ったというようなことでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私のほうからは、野外活動施設管理運営事業の中で野外施設の解体ということで、その中で避難所ということでお話がありましたので、そちらの部分で答弁をさせていただきます。

先ほど教育次長のほうからお話がありましたように、横瀬町の避難所にも指定をされております。そのようなことで一方的に教育委員会で解体ということを行いますと、いろいろ問題出てきますので、相談を持ちかけられました。実際に総務課のほうでもその辺を検討させていただきましたけれども、あそこの日向山に上がっていく、国道299号から上がって間もなくところあたりも、一時地滑りを起こしたというようなこともございました。

先ほど次長のほうからも話がございましたように、位置的に山の一番上にもあります。避難するときには下にお住まいの方がそこへ避難するというような状況も生じるわけがございます、あそここの山全体もちょっと山が滑っているのでしょうか、そんなような話も聞いておりますので、そのようなことを総合的に判断したときに、あとは先ほど次長のほうからも話がございましたように、施設自体も古くなって、これからの維持管理も相当必要になってくるというようなこともありました。そのようなことで、総合的に判断をさせていただきまして、一応防災のほうとしては了承したということにさせていただきました。ご理解いただきたいと思います。

○若林スミ子議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、地震の関係でございますけれども、よくテレビ等で東京直下型地震ですか、言われている中で、最近、東京直下型と言いましたら新宿とか銀座とかありますけれども、ほとんどの方がその辺を指すのかなというふうに思ったと思うのですけれども、テレビの中で埼玉県でも神奈川でもその周辺を直下型と言うそうでございます。最近では、八王子から名栗まで活断層というのですか、来ているそうでございます、名栗の横が芦ヶ久保地域になると思うのですけれども、今、芦ヶ久保も崩落地域であるわけでございます、活性化センターも恐らく避難所になっているかなというふうに思っているわけでありまして、その道を挟んで山のほうは森下地域ですか、あの辺が崩落地域であるのではないのでしょうか。また、そこのほうが山が高いですから、一番下にありますと危険性が伴うのではありませんか。

私が今申し上げたいのは、野外活動施設のほうでもどうか、今こういう時代でございますので、地主さんのほうでも坪数にいたしましたら何坪でもないし、今幾ら払っているか知りませんが、包み金といいますが、包み金で数年間貸してくれないかと言っても貸してくれるのではないかというふうに思っているわけでありまして。時によく皆さんが言う雇用対策資金で、月に1回でも2回でも掃除でもすれば長く使えるのではありませんか。何も1,000万円かけて今壊す必要がありますか。これだけテレビ等で騒がれているのです。いつかわかりませんが、近いうち地震が来るとか、こうだとか、その中で地震が来たら壊れるかわかりませんが、どうか安い価格で借りられて、数年間ぐらい時期を見て解体してもいいのではないのでしょうか。その辺をもう一度お尋ねをするわけでありまして。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 先ほど冒頭でお話しさせていただきましたけれども、一応野外活動施設につきましては教育委員会のほうで総合的に判断していただいて最終的に解体ということで予算を計上させていただいたものと思っております。その過程において、避難所というようなことでお話をいただいたということでございます。確かに議員さん仰せのとおり、芦ヶ久保全体が非常に土砂災害の警戒を要する地域というような状況になっております。そのようなことで、今現在、避難所指定をさせていただいておりますけれども、その避難所自体も時間とともに見直す必要も出てきている状況でございます。そのようなことでございますので、先ほど私が申し上げさせていただきましたように、避難所として適切かどうか一応判断をさせていただいた結果として先ほど申し上げさせていただきましたようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 10番、小泉議員さんの少額ではないかという賃借料の関係なのですけれども、確かにそれほど大きい数字が残っているわけではございません。実質的には約三十数万円というような金額でございますけれども、先ほど総務課長さんのほうからも申し上げましたように、地主さんのほうとも交渉に当たりまして、観光面のあずまや等もその敷地の中にあるのですけれども、それについては無償で貸していただけるような方向にお願いしたり進めていまして、あとはやっぱり大きいものといひましても、特に浄化槽が大分古くなってきていまして、施設的な部分では非常に使うのが難しいというようなこともございまして、今回、上のトイレももうずっと使っておりませんで、そんな関係で取り壊す方向になったというようなことでございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「ちょっと休憩していただいていいですか」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 議長より申し上げます。ただいま新年度予算の質疑中でございますが、暫時休憩をしたいと思います。

再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま新年度予算の質疑中でございます。

教育費、10番、小泉初男議員。3回目でございます。

○10番 小泉初男議員 3回目です。わかりました。

教育次長さんに答弁していただきましたけれども、半分ぐらい何を言っているのかわからないのが現状であります。よくその中で見ておりまして、今度は浄化槽のほうに傷んでいるとかの話がされましたけれども、今まで話を聞いていまして、横瀬町でも合併浄化槽を推奨しているわけでもございまして、その中で芦ヶ久保小学校はまだ単独浄化槽、今まで野外活動施設もトイレが壊れているとか、壊れかかっているとか、それはどういふのですか。人に推奨する以上は、自分の施設をちゃんと見て、その中で町民の皆さんに町でもこういうふうにしたし、皆さんもこういうふうにしてもらえれば川がきれいになるとかいうのが普通ではありませんか。町はでたらめ、皆さんに早く合併浄化槽入れてくれ入れてくれって。町の施設がありますよね。もう一度一歩一歩見たほうがいいのではないですか。

もう一回、今30万円と言われましたけれども、10万円ぐらいにまけてもらって、もう少し様子見て壊したほうがいいのではないですか。今、1,000万円といえ、恐らく持ち主さんに怒られるかしれませんけれども、山の1,000万円も買えば今いっぱい買えるかもしれないし、だからその辺のところをもう一度地主さんをお願いをして、地代も下げてもらって、あと数年間置いてもらって、それからするのがいい

と思いますけれども、再度その辺はどうでしょうか。

○若林スミ子議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、10番議員さんの質問にお答えしたいと思います。3問ありましたので、ちょっと長くなるかもしれませんが。

○10番 小泉初男議員 今のだけでいいです。

○高野修行教育長 今のだけでいいですか。前日も祝日に町民会館を開いたらどうだと、こんなお話を伺いました。そんなふうな形でできてよかったなどと、こんなふうに思っているわけですが。

それから、非常勤のこと、行ったり来たりというようなことになったのですけれども、今までが深田が町民会館のほうの仕事もするというので、そちらへ給料をつけました。それを今度は臨時で3日間来るということで、資料館の仕事をするだけということなので、向こうにつけさせていただきました。行ったり来たりしないようにできればよかったと反省はしております。

それから、野外活動施設なのですけれども、当初私が来たときに、平成11年なのですけれども、あの当時、毎年1,500万円から1,600万円ずっと使っていました。そういったことで見ていきますと、町の使っているのが5分の1で、あと5分の4がよそであると。地域に素晴らしい建物があるものですから、そういったことでこれは減らしていかななくてはいけないというようなことで、平成13年から減らして、平成15年には半分にして、そのお金を利用して指導主事をとってきたというような形になると思うのですけれども、そしてあの建物なのですけれども、もう昭和56年に開校したそうですから、昭和54、5年に建ったのだと思うのですけれども、そういった意味ではまた昭和56年以前のは耐震をしろという、そういうことも1つあります。

それから、今トイレのことが指摘されたのですけれども、ずっと考えていまして、あそこに小屋も、バンガローも結構あったのです。それも置いておくと、結局だんだん、だんだん人が使っていないわけですからだめになってしまうので、まず壊してきました。その当時から早目に返そうとは思っていたのです。ずっと思っていました。そういったときに、今、5番議員の若林議員さんがおりますけれども、何年か前だったと思うのですけれども、地主さんにたしか1万7,000平米ある土地を1万3,000平米まで減らしてもらったのです。そして、百何万円あるのを二十七、八万円にしてもらいました。そういったことで、小泉議員さんが言うように10万円ぐらいにまけてという、今までずっとこういう経過をとってきたものですから、今10万円はどうだとはなかなか言えない、そういう部分があります。また、危険な建物もあるし、教育委員会としては耐震補強をずっとやってきまして、やっとこれで終わるところへ来て、平成27年までに終わるといふ、そういうものもあって、本当に申しわけないのですけれども、できるだけ修理等をしないで壊すことを目的で、やっぱり返済しようというのが私の頭にずっとありました。そういったことで、できれば地主さんが承諾してくれるものなら返していって、少しでも借金を少なくしていきたいなど、そんな心がけがありました。本当に建った当初は素晴らしい建物で、結構貢献したものを私のときに壊すのはまことに申しわけないと思うけれども、そういった経緯があって、やはりだんだん町も予算云々もありますので、今回壊すという相当お金がかかるのですけれども、後々のことを考えると、これから10年、20年のことを考えるといいのではないかななんて思いまして、いろいろなところに相談をかけてやらせていた

できました。ご指摘をいただきまして、いろいろ反省しながらやっていきたい、こんなふうに思っております。よろしくどうぞお願いします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま教育長のほうから報告があったのですが、数字のとらえ方としまして平成17年に6万7,000平米借りた敷地があったのですけれども、それも5町4反、5万4,000平米返しました。残ったのが多分1万3,000平米、あそこの山と駐車場と敷地ということで返していきました。そして、当時、バンガローが何棟かありまして、それは耐用年数が24年たったものですから、そのときに取り壊したということであったと思います。

また、管理棟については耐用年数が60年あったので、そのときは壊せなかったというような経緯があると思います。補足をさせていただいてというか、私なりの数字を申し上げました。失礼しました。

○若林スミ子議長 質疑はよろしいですか。

○5番 若林想一郎議員 結構です。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 他になければ、次に第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なければ、次に歳入に移ります。

歳入につきましては、全般でお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 13ページです。ここに町税の中に滞納繰り越し分、滞繰が入っています。この13ページ全部足して1,670万4,000円なのですが、これは全てではなくて、平成25年度に集められるであろうという数字なので、このほかに総額で、これを含めた総額はあるはずなのですが、その総額、額を教えてくださいたいと思います。ですから、これは町税で滞繰が総額幾ら、その後はまた国保、介護、そういった特別会計についても会計ごとに総額の滞繰が幾らというのを伺いたいと思うのです。ここではそういうことで、とりあえず一般会計の中の町税の額についてお伺いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 お世話になります。11番議員さんのご質問の中で、滞繰分の金額1,672万4,000円の実際の金額は幾らかということでございます。町税全部で8,900万円ほど見込ませていただいております。その18.8%ほどを平成25年度の滞繰分として上程させていただきました。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 26ページの繰入金なのですが、財政調整基金繰入金、今期4,200万円計上してあります。費用のほうで財政調整基金費が3,500万円ですので、ネットで700万円ぐらいことしは財政調整基金を減じるという形になるのですが、これの考え方と、それからここ数年はずっと基金のほうを積み増してきたかと思うのですけれども、今後の見込み、方向性というのをわかる範囲で教えてください。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきます。

この関係については、財政担当のほうから、いわゆる取り崩しをしない方法もあるという話も聞いておりまして、今回の予算については一般的な原則に基づく方法で予算組みをさせていただきました。おっしゃられるように取り崩し4,600万円、それから積み立てが3,500万円ということであります。この関係については、いわゆる繰越金の組み方、前年度繰越金の約2.5%程度を次年度には積み立てなければいけないという、法律の名前ちょっと忘れましたが、法律がございまして、そういう関係で今回の予算組みになっております。将来的には平成24年度においても財調は1億円を積み増しております、楽観は許せませんし、施政方針でも申し上げましたように、自民党の方針がどうなってくるかわかりませんが、余り悲観をしなくてもここ数年間は大丈夫なのではないかというふうに思っております。現今の国の財政事情等を考えますと、決して楽観はできないと思っておりますけれども、当町においてのこの予算組みのやり方については、原則論を守ったということをご理解をいただければ幸いですというふうに思います。違う方法もあるということをお金担当からは強く進言をされましたけれども、私としてはあくまで原則論を守った予算組みをさせていただいたということでございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたりまして質疑漏れがありましたらお受けいたします。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 2点ほどお聞かせをいただきたいと思っております。

まず1点目は、借地料の関係なのですが、今回の寺坂の整備に伴う駐車場の用地購入とか、やはり町の借地分も相当まだ残っております。これを私は少しでも計画的に買収をしていくべきだなという気がします。特に学校の借地分とか、小学校裏のグラウンドなんかもまだかなりの部分が借地が残っているわけです。ぜひそういったことをこの平成25年度、まず検討していただきたいと思っておりますが、そのことについて執行部側のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、最近よくわからないのですけれども、職員の定数と、この中に一般行政職、技能職、任期つき職員、任期つき短時間職員、非常勤職員、臨時職員、非常にいっぱい、そのほかものによっては委託料で措置をしている場合もあるのです。実際には横瀬町の職員の定数条例ありますけれども、本来、横瀬町の

行政を滞りなく執行するためにはどれだけの、本当に正規の職員だったらこれだけだよという、そういったものが見えないと、確かに行政需要がふえているのですけれども、非常に今度は電算化も進みながら、それらの委託の費用もどんどんかさんでおります。その辺はある程度整合性を持たせていかないといけないのかな。

また、そういう中で、一般職の職員と他の任期つき、非常勤、臨時等々との格差の問題が非常にあると思うのです。いかに同じ臨時的な雇用の面においても格差があります。私はその辺をやはりこれからは是正をしていかないといけないかなと思うのですが、そのことについて執行部側のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 それでは、職員の件ですが、今、任期つき短時間とか任期つきフルタイム、2つの形態があるのですが、非常勤職員の募集をしてもほとんど応募がないという状況です。その中でどうやって優秀な職員を確保するかということでいろいろ考えたところ、職が安定していれば、例えば何年間でも安定して働けるということであると応募者が急にふえます。ふえた中で、今、職員を採用できるということで、町にとっては大変いい状況ですが、そういった中で職員でないので格差等が生じる場合があるということは承知しています。

それからもう一つは、何年後になると課長が同じ年代の人が多くて、大量に退職されるというときが来ますので、そういった中でどう職員の引き継ぎをしていくかということからも、フルタイムあるいは任期つき短期の中からそれなりの職場経験を積んだ人の中からまた試験等を受けてもらって入ってくれば、その大量の交代期を乗り切れるのではないかなというふうなことも考えています。そんなところから、特に任期つき職員の採用というのを最近ふやしているという状況です。

町有地の件なのですけれども、今、計画的に学校用地だとかグラウンドとか何件か買っています。そういう徐々に買っていくという方向は変えておりません。ただ、今回いろいろ、今、観光地対策でどうしても力を入れていくと。寺坂棚田については、何回か答弁もしたことがあると思うのですが、横瀬町の代表的な景観ということで今売り出しつつあると。それで、観光客も急にふえていると。そうすることによって、札所めぐりだけではなくて、寺坂棚田があったり、そういったことで、またイチゴ園だとかそういういろんな観光農園があって、そういう横瀬の魅力アップするためには、どうしても寺坂棚田というものを少しアピールしないともこれ以上アップしないのではないかな。とりあえず寺坂棚田の、今、地域の方も一生懸命やっているし、いろんなイベントも組んでいると。こういうことを応援して、寺坂棚田をビッグにしたいということで、ほかの用地買収に先駆けて実施したいということで、町長からは徐々に土地を買い入れているので、途中でほかの用地を買うのはどうかと言われたのですが、町長のほうも寺坂棚田は近年重要だということで、予算的にはつけていただいたということでございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 借地の関係は、私前々から、特に学校用地なんかはできれば買収ということで言い

通してきたのですけれども、なかなか相手のあることですから難しい面もあるのですけれども、この間にもかなりそういう面では買収をしたり、あるいは土地の交換みたいな形でやってきております。ただ、ある程度の計画性をやはりつくっていく必要があるかな、そう思うのです。特に町長も教育関係力を入れてはいるはずですから、そのことも学校関係なんかは、私は大ざっぱな目標でもいいと思うのですけれども、ある程度のやっぱりそういう目星をつけて取り組んでいく、そのことが大事ではないかというふうに思っているのです。そのことについて、確かに寺坂棚田の景観整備に伴う用地買収も大事なのですけれども、私はそれ以上にやっぱり学校の施設なんかは早く町有地化したり、相手の理解を得られるようなそういった取り組みをすべきではないかな、そんなことを思うのですけれども、そのことについてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、職員の定数とか各身分の関係なのですけれども、非常に私も例月出納お世話になってきている中でいつも気になるのです。緊急雇用の臨時の方については時間当たり1,000円、これは来るものだからさっと出す。保育所とか児童館関係ですけれども、あれが時間当たり910円だったですか。それから、一番安いので790円、かなりその辺の差があります。790円というのは、去年の10月だったかな、埼玉県の最低賃金のあれが七百七十幾らだと思うのです。それで、私はこの辺をやはりある程度若い人にはどうしてももうちょっと待遇面を考えていかないと、幾らこの少子化の中で子育て支援だなんだかんた言っても、若い人たちが本当に結婚しながら生活ができる、あるいは結婚して補助的に働くにしても、やっぱり将来に希望が持てるようなそういうことをつくっていくのも行政の立場では必要ではないかな、そんなふう思うのです。その辺を含めまして、ぜひ前向きに検討してもらいたいと思うのですけれども、このことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 借地の町有地化については、計画を立てるところにはまだ至っていないのですが、申し込み、土地所有者の方々から何件か今申し込みが来ています。そういった中で、全体の予算問題見ながら買っていきたいというふうには考えています。

それからもう一つ、子育てするとか、子供を産んで育てる賃金は幾らかというような議論がよくあって、年収400万円は必要だろうというような話があります。では、夫婦2人で400万円か、あるいは旦那さんだけで400万円かとかいろんな話があるのですが、うちのほうの任期つき職員だとそこまで、夫婦合わせてもやっと同じぐらいの給料でやっといくかいかないかというような状況です。ただ、例えば次の職種に移る場合の1つのキャリアになるというふうな考えもあります。あくまで一応任期つきの臨時職員の中の一つですので、また町のほうの職員として正式に受けていただくか、あるいは他の職場のほうでそういう履歴書の中でのキャリアとして生かしてもらおうかということで選択していただくざるを得ないのかなというふうな感じであります。

○若林スミ子議長 再々質問、12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 実は、かねてから気になっていたのが、横瀬小学校のグラウンド用地なのです。あれもどうしても借地でしか対応できない経緯もあったのですけれども、現在は何とかなるかなという外野

の見方なのですけれども、そういう面ではやっぱり何とか対応してもらいたいかなというのがあります。確かに非常に難しいことだと思うのです、今まで。だからこそ借地のままで残ってきたのですから、それはよくわかるのですけれども、何とかかなりそうな雰囲気かなと思ったので、そういうところはぜひ英断をいただきたいなというふうに思います。

それから、確かになかなかここへ来て職員の関係も、60歳定年ということにまだなっています。これからは、今度は定年延長にらみながらやっぱり見ていかないといけないのかな。だから、例えば先ほどもいろいろ意見、質問が出ましたけれども、資料館の深田さんは学芸員という形で特殊な方ですから、定年退職して、たしかにがくんと下がるにしても、必要だから横瀬町の中で資料館の必要な仕事についてやってもらいたいということで、週3日でもとにかくできる力を発揮してもらおう。そういうことも必要だと思うのです。だけれども、特に前々から恒常的に非常勤の職員としている方と、緊急雇用で入ってきた方、これかなり差があります。やっぱりその辺はもうちょっと是正をすべきではないかというふうに思います。

最後、この2点だけお願いしたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今、退職者については、いろいろなところから指導で、定年延長するとか、再任用するとか、いろんなことで要は年金が支給されない期間について対応しろというような話は確かに聞いております。横瀬町の定員適正化計画の中で、平成……あと3年だったよね。86人にしろという計画があります。その計画をいろいろな行政需要が拡大してくるから、それをもうそろそろ見直してもいいのではないのかという話があります。ただ、この計画を見据えて何とか努力していきたいというふうに考えています。その中で、例えばこれは技術的な話で大変申しわけないのですけれども、30時間以下の人は定数に入りません。ということで、そうすると30時間以下の働き方というと非常勤とか、あるいは任期付きの短時間というような形になります。こういう形の中で、皆さんに当然いい職場で、いい給料でというようにしていきたいところではありますけれども、そういうことばかり押し詰めるわけにもいかない。行政はやはり予算の中で、あるいは計画の中でぎりぎりのところで推し進めていかななくてはいけないということもありますので、状況等が変わってきましたらまたいろいろ検討はしたいと思いますが、退職者をどうするかというような対応が今迫られていますので、それについては早急に検討していきたいと思います。

○若林スミ子議長 用地は言ったのだけ。土地、用地。

○渡辺利夫副町長 用地については、今回、本当に緊急的に寺坂棚田の中で、ちょっと景観にとってよくないという資材置き場が買えるかもしれないということでいろいろ手を尽くしてきました。その中で、買えそうだという感触を得たので予算化したわけですが、大筋においては借地の町有地化については進めていきたいというふうに思っています。違う質問でしたっけ。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 2点お伺いします。

今回は、予算総額で見ると33億1,600万円と、去年が31億3,700万円ですから、表面上1億7,900万円予

算総額は膨れているという状況なのですが、もう一つ、予備費というのがありまして、予備費が去年の予算6,500万円が、ことしは1,800万円しかありませんので、予備費の分を含めると実質的には2億3,000万円ぐらい大型化した予算ということなのだろうと思います。予算は予算で、その予算の範囲内で一生懸命執行していただいて、最大限の効果を得ていただきたいということで、まず1つなのですが、今、12番議員からも人に関する質問があったのですが、人の配置、今回、増減でいくと職員の方4名増、77名から81名というのがありますし、それと日常、今時点でかなり業務量にでこぼこはあるかなというふうにも見ているという部分と、あとは今回のいろいろな新しい施策の中で重点を置いたりとか、人をかけないといけないう部分もあったりするので、その辺を今回どういうふうにやられていくおつもりなのかというのを聞かせてください。時期的に3月なので微妙な時期ではあるので、お答えできる範囲で結構です。

それともう一つは、膨れていく予算という中で、やっぱり気になりますのが特別会計への繰り出し部分です。今回は、国民健康保険にプラス、前年比でいくと950万円、それから介護の部分で289万円、後期高齢者はマイナス100万円、水道はほぼ横ばいで、下水道でプラス165万円で、トータルでいくと1,300万円ぐらい繰り出しがふえてきています。これは我が町の構造的な問題からいくと、将来的にはやはり、去年も厳しかったのですが、ことしはもっと厳しくて、徐々にその部分の負担というのは大きくなってくると思うのですが、それに対してどうされるかということもあわせてお伺いします。

以上2点です。

〔議長、関連で〕と言う人あり〕

○若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 一番最後の1点、実は聞こうかと思ったのですが、今、富田議員から話ありましたように、私も平成20年から25年までの予算、これは一般会計から特別会計、下水、水道と全部表にしてみましたのですけれども、平成25年度予算でいきますと、一般会計、国保、介護から後期、下水、水道、水道は4条の歳出を使いました。これでいきますと、トータルで58億546万1,000円になるのです。これを単純に人口で割りますと、1人当たり約64万5,000円年間かかります。さらに、これを医療費関係、国保、介護、後期高齢者で見ますと、平成25年が17億9,000万円です。これが人口1人当たりで見ますと約20万円になるのです。これが平成20年に比べてみますと、全体の予算でもって平成20年が1人当たり56万3,000円になります。それが平成20年、21年、25年と来るに従って50万円台から60万円、平成25年予算でいきますと64万5,000円になります。

今度医療費だけで見ますと、平成20年が17万1,000円、これが平成22年、23年という18万円台、それで平成25年だと約20万円ぐらいになります。こんなふうなことでふえていくのですが、ただこの中で、今1番議員から話ありましたように、特に国保、それから介護、後期高齢者、これがずっとふえているのです。反面、下水あるいは水道の3条関係は減ってきている部分もあるのです。こういったことで、だんだん膨らんでいく。これに対して、さっき1人当たり医療費もふえている。1人当たりの負担分もふえていく。当然これは人口も減っていくから、一般会計はそんなに総額では変わらないにしても、1人当たりの額というのは当然ふえていきます。この辺に対してどうにか対策、特に特別会計に関しては対策を考えていく必要があるのかなというふうに思います。

実は、この後、後期高齢者のところで聞こうかと思ったのですが、この間、埼玉新聞見ますと、後

期高齢者1人当たりの医療費が県内で一番安いのが小鹿野、2番目が皆野、3番目が秩父市。では、横瀬は何番目で幾らかなというのを、これ新聞に出ていなかったから、この後聞くつもりでおりますけれども、そんなふうなことでまだまだ横瀬町としても手を打てるところがあるのかなというふうな気がしているのです。だから今、1番議員が言ったのと同じように、やはりこれからのことを考えた手も打っていく、あるいは考えていかなければならないなというふうな気がするのですけれども、その辺の今後の見通しみたいなものでどんなふうにお考えになっているか、差し支えなかったらお聞きしたいと思います。

○若林スミ子議長 それでは、1番議員の質問に答弁をお願いいたします。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 富田議員の質問のうち、どういうところに力を入れて人員配置するかというお話ですが、今まで町の活性化ということで振興課を中心に人員増等、あるいは振興課に向けた人間というとおかしいですけれども、振興課に配置するとより能力を発揮すると思われる人たちを振興課に配置して、横瀬町の振興対策に重点を置いてきました。来年度、今年4月には、少し子育てと高齢者対策が弱いかなというふうな印象を今持っていて、町長からも強くそこに力を入れろと言われておりますので、その辺がより対応できるような組織運営に変えて、人員等も増加する人数は大体そこに配置するというような方向で今構想を練っているところです。

そのほかについては、ではちょっとほかの人たちからよろしくお願いします。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 私のほうからは繰出金の関係について、答弁になるかどうかわかりませんが、ご説明をさせていただきたいと思います。

確かにお二人のご質問のとおり、予算のボリュームというのは年々上がっております。それに対しまして、特別会計、国保、それから介護、後期高齢、そういった特別会計についてもだんだんボリュームが上がってくるということでございます。ただ、国保から介護、後期高齢、この3つの保険につきましては医療関係が大半の内容の予算ということになっております。要するに財政からいくと扶助費というふうな部分になろうかと思えます。それがボリュームが上がっているために、一般会計からの繰り出し分が多くなるということで私は分析をいたしました。一般会計の平成20年からの予算額というものもお示しをさせていただきましたけれども、平成21年から24年につきましては国の経済対策のほうで一般会計のほうは補助金を使っただけの事業というのが多かったものですから、一般会計自体のボリュームも上がっているというのも事実でございまして、医療費も上がっているというようなこともその中に理由として挙げられる状態でございます。

そんな中で、それでは繰出金を抑えるということになりますと、その特別会計の予算の枠を縮小しろという形に考えられますけれども、実際中身は先ほど申しました医療費関係が多いということになりますと、その辺はちょっと無理がある。住民の方に医者に行くなということは言えませんので、その辺は何とかしなくてはいけないということでございます。そして、新聞紙上で出ました秩父地域の医療関係の順位等の話もありましたけれども、横瀬につきましてもまずまずの位置だということも聞いております。そんな関

係で、それでは何で抑えるのかということで、何か原因があるだろうということで、健康づくり課の課長にも相談をいたしました。そうしたら、1つ原因となっているのが、健康健診における受診率、これが3割ぐらいだということでございます。受診率をまず上げることによって、そこで発見される病気というのが早期に発見されますので、重症化が防げるのではないかとかそういった意味合いも受診の効果はあるのだということです。それから、受診をすることによって、自分の体の健康意識というのも向上するというようなことで、こういったソフト面をある程度住民の人たちに説いていけば、ある程度医療費の出というのは抑制されるのではないかなと思います。議会の関係で、東部湯の丸の町に視察に行ってきました。あれは予防医療ということ。関根議員さんが前から唱えていた説でございますけれども、横瀬町も恐らくこの予防医療に力を入れていけば、今後、医療費の持ち出し分というのはある程度抑えられてくるのかなというふうに私は分析をしております。

本当に答弁になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で議案第26号に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑中でございますが、休憩としたいと思います。

再開は3時15分。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第2、議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に歳入についてお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 10ページなのですが、先ほど一般会計でも聞きましたけれども、滞繰、滞納繰り越し分、ここにありますが、これの総額です。先ほどと同じにここに書いてある数字のトータルではなくて、先ほどは全体の18.8%という話だったのですが、この総額についてお伺いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 11番議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

国保税の滞納936万6,000円は、滞納額5,990万円の15.6%を見込んだ数字でございます。
以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で議案第27号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 ただいまと同じ10ページですが、ここに滞線がありますが、今と同じようなことで総額についてお聞きしたいと思います。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

滞納分の金額ということでございますが、正確ではないのですが、約200万円ということになっております。そのうち50万円を予算で見込んでおります。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 36ページなのですが、地域支援事業の関係で、先ほどの話、今までの話で医療関係が多くなって、特別会計を抑える、重度医療費を抑えるわけにはいかないということになりますと、予防医療が一番大切だと思うのですが、実は先日、私、認知症予防サポーターという講義を受けました。とてもよかったのです。ですから、これを以前、全町講演構想を言いましたが、全町民認知症予防サポーターみたいな形を目指して、なるだけ研修をしていただければ、積極的にしていただければ元気な人がふえます。体に対して関心持つと思いますので、積極的にやっていただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか、教えてください。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

認知症サポーター養成講座を先日開催したところ、大勢の方に参加していただきありがとうございます。より一層町民の方全員とは言えないのですが、多くの町民の方に参加していただけるよう講習につ

いては考えていきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で議案第28号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 8ページです。歳入。ここにやはり滞繰が載っていますが、これも先ほどと同じようなことで全体の額についてお伺いいたします。それが1点。

もう一つは、先ほどちょっと申し上げました後期高齢者医療費、これが先ほど申し上げましたように埼玉県で小鹿野町が1番、皆野が2番、3番が秩父市、その3つともたまたま病院を持っているし、それから小鹿野の場合は、私直接聞いたのではないのですけれども、やはり保健師さんをうまく使って、さっき話が出ました予防面に大分力を入れているというふうなことで、小鹿野の場合、1人当たり64万円なのです。皆野が65万円、秩父市が68万1,000円、さて横瀬は何位で幾らかなと思っているのでお聞きしたいのですが、そんなふうなことから先ほどまだ横瀬としても打つ手がゼロではないのだろうというふうに思います。それは先ほども申し上げましたから、いずれにしても順位と金額、それと滞繰です。教えてください。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、予算書の滞納分でございますが、約20万円、予算においても20万円そのまま総額を計上させていただいております。

続きまして、75歳以上の方の1人当たりの医療費でございます。議員さんのおっしゃるとおり、小鹿野町が64万6,568円、続いて皆野町が65万401円、3番目の秩父市が68万1,838円、横瀬町におきましては4番目となっております。69万4,791円でございます。

ちょっと参考までなのですが、国保の方の1人当たりの診療費を申させていただきます。横瀬町につきましては23万9,102円となっておりますということで、高齢者の方の医療費等が大分かかっていると思います。ですから、なるべく元気なお年寄りを健康づくり課のほうでつくっていただければ、また健康維持できればと考えています。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で議案第29号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 8ページ、やはり歳入のところで滞線が、これは科目設定ですね。ということは、ゼロということで考えていいということですか。1,000円しか載っていないから、科目設定ですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番 若林新一郎議員 では、失礼しました。

○若林スミ子議長 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、以上で議案第30号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第6、議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算に対する質疑に移ります。

初めに、8ページから15ページまでの収益的収支に対する質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ページでいいますと8ページの一番下なのですけれども、収入で飲料水供給事業がありますが、これが中井のほう为上水のほうに入ったということで、県水が給水戸数が12戸ということで入っています。この12戸ということで、営業収入、営業外収益、それで支出のほうも、多分これ全部按分で行っているのだと思うのですね、給水収益に応じて。ですから、これはどうにか、例えば上水の営業収益、その他の営業収益みたいな一つの欄を設けて、この中に1つに入る、もしくは他会計というのですか、住民福祉のほうの金額になると思いますので、そこら辺はもうそろそろ12戸分の26万3,000円分についてはちょっと考えたほうがいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 4番、大野議員さんのご質問でございますけれども、これは減額になっているというのは中井浄水場関係ということで、ご指摘のとおりなのでございますけれども、そのほかに残ったものがもう一つ飲料水供給事業がございまして、処花というところがございます。これは、ここの関係の皆さんの水道料ということなので、実際に世帯数等は合っている世帯数でございます。この先どういうふうな形になるかということなのですけれども、水道事業会計が、今、会計というか、水道事業全体でこれから先、スパン的にどのくらいの長さかということはあるのですが、県のほうで進めている、最終的に平成23年度に県のほうでは水道ビジョンつくって、埼玉県内の水道事業のあるべき姿ということで打ち出し

ているのです。それを見ると、最終的には県は一元化ということを考えていますけれども、その中で秩父地域では今、広域化とか、また定住自立圏構想等にも問題提起しまして、その辺のことも一緒に考えているのですけれども、そういったことを踏まえてこれからいくと、水道事業というような形に将来的には含めてしまいまして、最終的に広域化というような形に持っていければいいのではないかなと思っています。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 全く同じことで済みません。8ページです。この給水収益の中の水道料金、これも完納になっていない人がいるのではないかと思うのですが、滞納繰り越しという言い方がいいのか、要するにまだ未納ということなのか、その辺の額、総額教えてください。

○若林スミ子議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 11番、若林議員さんのご質問でございますが、水道事業に関しましては、会計がまた一般会計とは違いまして、調定をするとそこが、その全てが未収になるのです。未収というような形になりますから、一時的にはすごい金額が未収になってくるのですけれども、毎月毎月未収が出てくるわけなのですけれども、そういった考え方ではなくて、通常的に滞納するような人たち、そういったものはリストアップして滞納繰越簿というのができています。そういった人たちの総計というのも出ておまして、その辺のことでよければお話しできますけれども、そういった人たちの総計が今250万円ぐらい残っております。毎年大体5%から10%ぐらいここ何年か減ってきています。今現在はそのぐらいの金額が残っているということです。よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、次に16ページの資本的収支から最後の予定貸借対照表までに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、議案第31号に対する質疑を終結いたします。

以上で一括上程中の新年度予算6議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、討論に移ります。

まず、反対討論からお受けしたいと思います。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 ないようですので、次に賛成討論をお願いいたします。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま一括上程中の議案26号、27号、28号、29号、30号、31号について、賛成の立場で討論させていただきます。

さて、昨年12月末の衆議院議員総選挙において自民党の圧勝により第2次安倍内閣が発足しました。アベノミクスと呼ばれる経済対策の期待感から、円安、株高傾向になり、順調に滑り出しました。しかしながら、東日本大震災以後の日本の状態は、昨年度同様で原発問題、被災地の復興計画や財源配分の問題、また社会保障問題、消費税率の引き上げ、TPP問題、ヨーロッパ等の海外経済の不安定、さらに加えて外交問題、尖閣・竹島・北方領土問題、北朝鮮の核の脅威等難問が山積しています。このような状態下で、地方財政にも極めて厳しい水準にあるものと認識しています。

国からの財政への補てんは期待できない状況にあります。その中で一般会計予算において、前年度より約1億8,000万円の増額の33億1,600万円が計上されました。町の将来像である「緑と風が奏でるところ和むまち」の実現に向け、また町民と行政がそれぞれ適切な役割を担い、主体的に考え、行動を実践する協働のまちづくりを一層推進し、住民主体のまちづくり、職員の質の向上及び組織の活性化、財政の健全性の確保を町の運営方針とともに慎重に予算編成がなされていると感じます。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は前年度より約470万円増額の10億2,298万8,000円、介護保険特別会計は前年度より2,500万円増の6億7,389万円、後期高齢者医療特別会計は昨年度並みの9,350万3,000円が計上されています。国民健康保険税は前年度より約400万円減額の1億8,017万6,000円、介護保険料は昨年並みの1億2,828万円、後期高齢者医療保険料が約130万円増額の7,510万円をそれぞれ計上されていますが、引き続き厳しい状況にあります。下水道特別会計は2億3,555万9,000円で、下水道接続率も順調に推移し、積極的に事業展開を図っていることがうかがえます。また、水道事業会計は4億6,349万1,000円の計上であります。昨年に続き水道事業第5期拡張に伴う中井浄水場の築造工事及び配水管布設工事が予定されています。安心安全な供給を確保するために努力している姿がうかがえます。

我が国の経済情勢に加え、社会の方向性の不安定さにより、地方財政の影響が深刻さを増しています。執行部の創意工夫と住民の協働により、第5次横瀬町総合振興計画の実現を目指し、さらに今年度の重点施策としての魅力プロジェクト、絆プロジェクト、希望プロジェクトの成果ある執行を期待するものであります。

終わりに、6議案の上程に当たり、町長を初め執行部各位のご努力に対し敬意をあらわすとともに、感謝の意をあらわす次第であります。議員各位におきましても、上程中の6議案に対しご賛同賜りますようお願いいたします。賛成討論といたします。

○若林スミ子議長 ほかに討論ございますか。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 ただいま議長よりご指名いただきましたので、平成25年度各会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

私は、今回、予算に計上されました観光振興団体に特別の思い入れがあります。商業連盟や観光協会に長い間携わり、また議員になってからは一般質問で訴え、やっと実現しました。とてもうれしく感じております。この観光振興団体でいろいろな新しいことができると私は信じています。それこそ住民主体で、住民協働の一步が図れると思ひ、産業振興が格段に飛躍すると思ひます。とてもうれしく感じます。

そのため賛成いたしますが、しかしながら横瀬町は合併をしない町を選んだときに、どのぐらい我慢

できる町かということで試算したら28億円ほどだったそうですが、ことしは33億円を超えた予算となりました。各事業も不安を感じている部分もあります。地域公共交通実証事業なども今後十分に見守っていきたいと思っています。

そして、今年度の予算が、次世代にツケを残さない生きたものとなるよう、糧となるように十分に注意して執行していただきたいと思います。

先日、小泉議員の一般質問で、久しぶりに町長から「町民を見て政治をしろ」という言葉を聞きました。この「町長を見るな、町民を見て政治をしろ」というのは、14年前、町長が初登庁のときに職員に向かって訓示した言葉です。私も部外者として、一支持者として聞きました。大変感動し、今でも心に残っております。そのような同じ気持ちで、全町民、全ての町民に向かいまして公平公正な予算執行、業務執行を期待いたしまして、平成25年度各予算について賛成討論といたします。

以上です。

○若林スミ子議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

なお、一括上程中でございますが、各議案ごとに採決をいたします。

日程第1、議案第26号 平成25年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第27号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第28号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第29号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第30号 平成25年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、議案第31号 平成25年度横瀬町水道事業会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程いただきました平成25年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算6議案につきまして、議員の皆様にはご熱心にご審議をいただき、ご賛同をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

なお、新年度予算の執行に当たりましては、地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、諸事業を計画的に実施するとともに、より効果的なものとしてまいりたいと考えております。今後とも議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算案可決に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○若林スミ子議長 以上で町長の発言を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○若林スミ子議長 日程第7、議案第32号 横瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

渡辺副町長には、しばらくの間退場をお願いいたします。

〔渡辺利夫副町長退場〕

○若林スミ子議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、議案第32号 横瀬町副町長の選任についてであります。横瀬町副町長、渡辺利夫氏は、平成25年3月31日で任期満了となるが、引き続き渡辺利夫氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第32号 横瀬町副町長の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

渡辺副町長の入場を求めます。

〔渡辺利夫副町長入場〕

○若林スミ子議長 渡辺副町長に申し上げます。

ただいま満場一致をもちまして副町長の選任に議会が同意いたしました。

ここでごあいさつをいただきたいと思っております。

渡辺副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 選任いただきましてありがとうございます。

初心に返りまして、横瀬町の発展のために一生懸命努めてまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 副町長のあいさつを終わります。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○若林スミ子議長 日程第8、議案第33号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第33号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員、竹内功氏は、平成25年3月31日で任期満了となるが、引き続き竹内功氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第33号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

○若林スミ子議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○若林スミ子議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年第2回横瀬町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 3時49分